

(仮称) 新白馬風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 5 月

JR 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

| | |
|---|---|
| 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 | 1 |
| 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 | 1 |
| 1. 1 公告の日 | 1 |
| 1. 1. 2 公告の方法 | 1 |
| (1) 日刊新聞による公告（別紙1参照） | 1 |
| (2) 自治体広報誌による公告（別紙2参照） | 1 |
| (3) インターネットによる公告（別紙3参照） | 2 |
| 1. 1. 3 縦覧及び公表の方法 | 2 |
| (1) 関係自治体庁舎での縦覧 | 2 |
| (2) 事業者での縦覧 | 2 |
| (3) インターネットの利用による公表 | 2 |
| 1. 1. 4 縦覧及び公表期間 | 3 |
| 1. 1. 5 縦覧者数 | 3 |
| 1. 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催 | 4 |
| 1. 2. 1 公告の日及び方法 | 4 |
| 1. 2. 2 開催場所、開催日時及び来場者数 | 4 |
| 1. 3 環境影響評価方法書についての意見の把握 | 4 |
| 1. 3. 1 意見書の提出期間 | 4 |
| 1. 3. 2 意見書の提出方法 | 5 |
| 1. 3. 3 意見書の提出状況 | 5 |
| 第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び 事業者の見解 | 6 |

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して約1ヶ月間縦覧に供した。

1.1.1 公告の日

令和6年3月29日（金）

1.1.2 公告の方法

(1) 日刊新聞による公告（別紙1参照）

令和6年3月29日（金）付で、下記日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・日高新報
- ・紀伊民報
- ・紀州新聞
- ・朝日新聞
- ・毎日新聞
- ・読売新聞
- ・産経新聞

※令和6年4月17日（水）～令和6年4月20日（土）に開催した説明会についての
公告を含む

(2) 自治体広報誌による公告（別紙2参照）

下記の自治体広報誌に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・広川町広報誌（広報ひろがわ 令和6年3月号）
- ・日高川町広報誌（広報ひだかまち 令和6年3月号）
- ・日高町広報誌（広報ひだか 令和6年4月号）
- ・御坊市広報誌（広報ごぼう 令和6年3月号）

(3) インターネットによる公告（別紙 3 参照）

令和 6 年 3 月 29 日（金）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・ 和歌山県ホームページ
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/assess/d00213347.html>
- ・ 広川町ホームページ
https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/soumu/juurankikaku_20240329.html
- ・ 日高川町ホームページ
https://www.town.hidakagawa.lg.jp/kurashi/gomi_kankyo/energy/JRhigasi_houhou.html
- ・ 日高町ホームページ
<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2024031100018/>
- ・ 御坊市ホームページ
<https://www.city.gobo.lg.jp/sosiki/somu/kikaku/osirase/4897.html>
- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社ホームページ
<https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/>

1.1.3 縦覧及び公表の方法

関係自治体庁舎及び JR 東日本エネルギー開発株式会社の計 8箇所において縦覧した。また、インターネットの利用により公表した。

(1) 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 和歌山県庁 環境生活部 環境管理課（和歌山県和歌山市小松原通 1-1 本庁舎 4 階）
- ・ 広川町役場 企画政策課（和歌山県有田郡広川町大字広 1500 番地）
- ・ 日高川町役場本庁 企画政策課（和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地）
- ・ 日高川町役場 中津支所（和歌山県日高郡日高川町大字高津尾 29 番地）
- ・ 日高川町役場 美山支所（和歌山県日高郡日高川町大字川原河 202 番地）
- ・ 日高町役場 企画まちづくり課（和歌山県日高郡日高町大字高家 626 番地）
- ・ 御坊市役所 企画課（和歌山県御坊市薗 350 番地）

(2) 事業者での縦覧

- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社（東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル 15 階）

(3) インターネットの利用による公表

- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社ホームページ
<https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp>

1.1.4 縦覧及び公表期間

- ・縦覧期間：令和6年3月29日（金）から令和6年4月30日（火）までとした。
(土・日・祝日を除く。)
- ・縦覧時間：いずれも開庁時間に準ずる。
- ・インターネットの利用による公表：令和6年3月29日（金）午前10時から
令和6年4月30日（火）午後5時まで

なお、インターネットの利用による公表については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

1.1.5 縦覧者数

縦覧者数は107名であった。

(内訳)

- ・和歌山県庁 環境生活部 環境管理課 1名
- ・広川町役場 企画政策課 1名
- ・日高川町役場本庁 企画政策課 3名
- ・日高川町役場 中津支所 1名
- ・日高川町役場 美山支所 2名
- ・日高町役場 企画まちづくり課 75名
- ・御坊市役所 企画課 24名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は421回であった。

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

1.2.1 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

1.2.2 開催場所、開催日時及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所、及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催場所：日高川町農村環境改善センター（和歌山県日高郡日高川町小熊 2416）
・開催日時：令和 6 年 4 月 17 日（水）19 時 00 分～21 時 00 分
・来場者数：19 名

- ・開催場所：広川町役場（和歌山県有田郡広川町大字広 1500 番地）
・開催日時：令和 6 年 4 月 18 日（木）19 時 00 分～21 時 00 分
・来場者数：12 名

- ・開催場所：御坊市御坊市民文化会館小ホール（和歌山県御坊市菌 258 番地の 2）
・開催日時：令和 6 年 4 月 19 日（金）19 時 00 分～21 時 00 分
・来場者数：20 名

- ・開催場所：日高町中央公民館大会議室（和歌山県日高郡日高町高家 629 番地）
・開催日時：令和 6 年 4 月 20 日（土）19 時 00 分～22 時 15 分
・来場者数：33 名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

令和 6 年 3 月 29 日（金）から令和 6 年 5 月 14 日（火）までとした。
なお、郵送の受付は当日消印まで有効とした。

1. 3. 2 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・ 縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ・ J R 東日本エネルギー開発株式会社への書面の郵送又は電子メールの送信

1. 3. 3 意見書の提出状況

提出された意見の総数は、192通（482件）であった。

第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第8条の規定に基づく、方法書について環境の保全の見地から提出された意見は482件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、意見の概要において個人情報等を含む場合には、適宜伏字等で記載した。

意見書 1

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 建設予定地の日高町は若い世代が増えています。また保育所も近くにあります。風力発電の大きさが大きく大人と違い胎児や子供たちへの影響が10年20年後無いとは言い切れません。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。またその検討結果について、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | 鳥獣や微生物への影響も調べていただけておりません。 | 方法書は調査、予測及び評価の手法をお示したるものであり、哺乳類や鳥類等の動物を対象とした現地調査は今後実施する計画です。 また、除草剤等の薬剤散布は行わないため、土壤中の微生物への影響はないと考えておりますが、生態系の項目において、植生や捕食一被捕食の関係を踏まえて調査、予測及び評価します。なお、その結果は準備書にお示します。 |
| 3 | また、下草への除草剤による河川や土壤、海域汚染もこれ以上してほしくありません。 | 本事業において除草剤等の薬剤は使用しません。 |
| 4 | 前回の質問への納得できるお答え4月20日楽しみにしております。日本の基準はこうだから安全とは今までの國のあり方から信用できかねます。はっきりとした研究機関による正確なエビデンス期待しております。それが無ければ子孫繁栄の為反対もやむなしです。 | 本事業は環境影響評価法の第一種事業に該当するため、本事業の実施に伴う環境影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価します。また、その結果については、国や行政機関の審査を経て環境影響評価手続を進めてまいります。 |

意見書 2

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 以前に風車を見学する機会がありました。風車の足元には小学校の運動場ほどの広場がありました。メンテナンスに必要との事でした。 これだけの広場を作れば山は「はげ山」となり保水力がなくなり災害が起きやすくなる。 この広場を維持するには薬剤を使用されるでしょう。これらは雨水と一緒に川に流れる事を思えば恐くなります。 | 土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。 なお、本事業において除草剤等の薬剤散布は行いません。 |

意見書 3

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 方法書（要約書）P29 9)白馬ウインドファームにおける実態中 ・白馬ウインドファームに関して、16件の苦情の内「騒音・低周波音に係る苦情13件」の内容 | 白馬ウインドファームは、他事業者による事業であるため、詳細な苦情の内容等の開示は控えさせていただきます。白馬ウインドファームから、稼働後に騒音苦情があつたため調査を実施し住民の方々と協議を重ね、騒音対策として風向き・風速によって出力制限を行うことで騒音の低減を図れ、その後苦情はなくなったと聞いています。 |
| 2 | ・「白馬ウインドファーム（株）からの提供資料によると騒音及び超低周波音（...）について風車稼働後にレベルが上昇する傾向は認められず、稼働前稼働後ともに同じ程度で推移していると報告されている」の意味するところ。 | 「白馬ウインドファームからの提供資料によると（中略）同じ程度で推移していると報告されている」は、風力発電機の稼働前と稼働後とでは騒音及び超低周波音のレベルが同じ程度であったことを意図しております。 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、分かりやすい図書となるよう記載表現を見直します。 |

意見書 4

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 長文となるため、別途メールで意見を送ります。 | いただいたご意見に対する回答は、意見書24にお示しするとおりです。 |

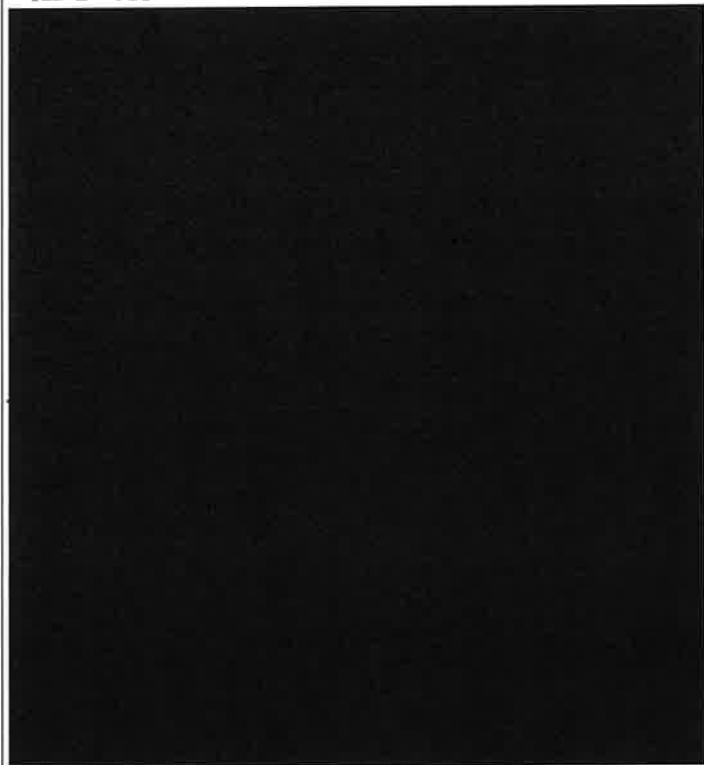
意見書 5

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 山の頂に、一つの風車を作るには、小学校の校庭ほどの基礎が必要だと言われていますが、数多くの風車が建つには山の自然が壊されてしまうのではと心配です。 又、山の保水量が損なわれるのではと心配です。 | 風力発電機の基礎はおよそ17mの大きさですが、作業ヤードは稼働後のメンテナンス等にも用いるため一定の面積が必要になります。今後の事業計画の具体化にあたっては、工事用・管理用道路の敷設等も含めて可能な限り改変面積が小さくなるよう努めます。 |

意見書 6

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 風力発電の説明会に参加させて頂き、質問しても「これから調査します」など明確な答え、また、私にもわかるような答えがなかったように思います。 | 方法書は調査、予測及び評価の手法をお示ししたものであり、現地調査は今後実施する計画です。なお、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 私の家から風車まで約 2km なので低周波がとても気になります。低周波の質問があり「距離の問題で決まるものではない」との答えでした。釈然としない説明会だったと思います。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | 私自身できることなら近くに大きな風力発電は来てほしくないです。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。またその検討結果について、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 7

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>お世話になります [REDACTED] の [REDACTED] と申します。意見書拝見いたしました。そこで確認したい点がございます。</p> <p>[REDACTED] が所有している土地が下記のとおりです。意見書記載の図 2.2-1(2) 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況を参照しましたが、具体的に風車または道路設置に関するかどうか判断できませんでした。つきましては、確定情報ではなくても結構ですのでお教え頂けますと助かります。また、一部の土地は植林により他社が地上権を設定しているものもありますので、伐採の可能性があれば、そちらもご指摘頂けるとありがたいです。お手数をお掛けしますがよろしくお願いいたします。</p> <p>【土地一覧】</p>  | 風力発電機の配置や工事用・管理用道路敷設等に伴う改変区域は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討するため、現時点ではお示しすることができませんが、その検討結果は準備書にお示しします。 |

意見書 8

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 現在稼働している白馬風力発電設備はすべて撤去して、その後地に新白馬風力発電設備を設置すると言うことでしょうか。 | ご意見のとおり、白馬ウインドファームの風力発電機をすべて撤去した後、本事業の風力発電機を建設する計画です。 |
| 2 | この件に関して、旧発電設備の撤去の方法並びにその残土やコンクリート部分等の処理・搬出等、疑問が多くあります。 新しい設備についての説明はあるのですが、現在の発電設備の撤去方法については説明がありません。残土や現行より拡張することも考えると自然環境に対する負荷は大きいものと思われます。今後の説明を期待します。 | 白馬ウインドファームの風車・基礎・電気設備はすべて撤去する方針です。 基礎については、原則コンクリート構造物を撤去した後、土砂（残土含む）で埋戻したうえで緑化する予定と聞いています。 道路については、林業者も活用されているため、今後も林道として利用する予定です。詳細は、今後の計画の中で決定します。 今後の調査、予測及び評価にあたっては、撤去工事との累積的な影響について本事業の環境影響評価手続の中で予測及び評価する方針であるため、それらの情報の入手に努め、可能な範囲で準備書にお示しします。 また、本事業は既設の発電設備等の用地や既存林道等を用いることにより、自然環境への影響を可能な限り低減する方針としておりますが、今後の調査、予測及び評価の結果も踏まえて改変区域を最小限に抑える方針です。 |
| 3 | また、先日(5/19)の御坊市での説明会には参加者が少なかつたと思います。人口21000人の市で説明会参加者が20人とは、これで説明が進んだと言えるのでしょうか。住民に対するもっと幅広い広報が必要だと思います。このまま風力発電設備が進められていくことに不安を感じています。 | 方法書の住民説明会の開催にあたっては、日刊新聞による公告を配慮書段階よりも4紙増やして行ったほか、関係自治体広報紙にも掲載させていただきました。 また、関係自治体等とも協議のうえ可能な限り住民の皆さんに参加いただけるよう日時及び会場を設定させていただきましたが、今後も関係自治体と協議しながら多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。 |

意見書 9

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>現在の風力発電設備だけでも自然にとっては大変な痛手です。自然をこわし、緑の山がまるで大ケガをして痛々しいことこの上ないです。</p> <p>今、いつ南海トラフの大地震が発生してもおかしくない中、大規模な山崩れはまぬがれません。昨年の線状降水帯の時にも、大きな被害がありました。</p> | <p>今後の事業計画の具体化にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう努めます。</p> <p>また、風力発電施設の建設にあたっては、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> |
| 2 | <p>閲覧したなかでも、施設、学校、住居が多数あり、これほど巨大的な風車が造られるのは反対です。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて学校等の特に配慮が必要な施設や住居等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 10

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>自然エネルギーを活用することは反対はしませんが自然を壊してまでも必要なのかと思います。今でさえ山の風車が多いのにさらに増やすのか又今より風車が大きくなることにこわさを感じます。</p> <p>地震や自然災害も多くなっているのでもっと想定外のことがおこる可能性があることも考えて下さい。</p> <p>同じような風車でなく人体に影響がおこらない風力発電は考えられないのでしょうか。日本はせまい国土で山とか海を利用しようとすることにはリスクが絶対あります。安全・安心を守れるような方法をもっと考えられないでしょうか。</p> | <p>今後の事業計画の具体化にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう努めます。</p> <p>また、風力発電機の安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> |
| 2 | <p>和歌山中紀にはあちらこちら風車を立てまくっていますがほんとうに景観が損なっていると感じています。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 3 | <p>それよりいちばんは人間の勝手で動植物を阻害することに矛盾も感じます。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえて動植物への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。なお、その結果は準備書にお示します。</p> |

意見書 11

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>「環境影響評価方法書」について</p> <p>P11. 「住居等との離隔を 500m 確保できるよう設定」とありますがあまりにも距離が近く、睡眠障害のリスクがかなり高いので最低限 2000m 以上の離隔に変更して下さい。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 2 | <p>P29. 「内原保育所」が配慮が特に必要な施設から除外されているのは納得できない</p> <p>P62, 63. 配慮が特に必要な施設について、保育所は●（青色の丸印）で記載が必要と思われるが記載されていないと思われる。脱落しているとしたら、方法書としては無効と思われる。</p> | <p>方法書〔要約書〕P62, 63 の S-5 調査地点が内原保育所の位置にあたり、調査地点の丸印と重なっております。準備書では表示方法を見直します。</p> |

意見書 12

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>風力発電計画について、いくつか反対意見を述べさせていただきます。</p> <p>環境省のHPや論文で調べたり、メディアや知人からの話や、実体験を交えてお話しさせていただきます。</p> <p>反対の理由①:健康被害</p> <p>主な被害といたしましては、低周波音による騒音・振動・頭痛・吐き気・めまい・睡眠障害や、動悸や血圧等循環器系への悪影響、手足のしびれや幻覚等精神的なものまで、数多くあることが分かりました。</p> <p>今回計画されている設置場所は、直近の民家では風力発電の騒音勧告値に近い騒音が想定されるのではないか?</p> <p>あまりにも民家に近すぎるのではないか?身体への不快な音や振動が、24時間365日毎日続くことを想像してください。そこに住み続けたいですか?大切な家や土地を捨てなければならない…そのようなことにならないよう、どうかご配慮ください。</p> | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | <p>反対理由②:環境破壊</p> <p>風力発電機を設置するにあたり、広大な土地の森林伐採や開拓をされることでしょう。それによって、野生動物の食物や住処、豊かな自然が失われることになります。また、私自身が森林系業務に従事していることもあり、環境破壊となり得る計画はご遠慮いただきたいです。</p> | 今後、動物に係る調査を実施し、それらの生息環境等への影響について予測及び評価します。また、生態系の項目において、植生や捕食-被捕食の関係を踏まえた調査、予測及び評価します。なお、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | <p>反対理由③:自然災害と公共施設(避難場所)の関係性</p> <p>※下記④の内容にも似ていますがお目通しください</p> <p>この地域は、台風がよく通ります。近年の台風では、床上床下浸水・屋根や壁の一部が飛び建物が損壊したり、町役場付近の電柱が倒れたり、町中に救命ボートが出たりと、年々大きな被害を実感しています。風力発電機は落雷にも影響するのですよね?昔、町役場付近の山に落雷した際、その部分の森林がぱつかり失くなりました。今回計画されている風力発電の設置場所は、町役場・小学校・保育所・公民館等、避難場所に指定されている公共施設に非常に近いです。台風・落雷の影響で風力発電機が怖くて家にいれない人達はきっとでてきます。ですが、避難場所に行っても、台風でひどくなった騒音や振動・地響き、落雷の不安があるのは本当に「避難した」といえるのでしょうか?民家や避難場所から、今より遠く離れた所への計画変更をご検討していただきたいです。</p> | <p>風力発電機の倒壊や落雷に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> <p>なお、台風等の強風時には風速が閾値(カットアウト風速)を超えると、風力発電機の稼働が停止し待機状態となる制御が働きます。</p> |
| 4 | <p>反対理由④:現ハザードマップを超える被害</p> <p>萩原地区にある奥山池に関するハザードマップはご覧になりましたか?日高町HPよりダウンロードしたので、添付させていただきます。地図は古いのですが、今は当時よりかなり民家が増えており、現在分譲地も増加し、人口が増えております。もし、南海トラフ地震が起きたと想定してください。山崩れ・土砂災害・奥山池の決壊等で多くの人が被災することは間違いないでしょう。そんな中、あのような大きな風力発電機まで倒壊したら、もっと甚大な被害が発生するのではないか?自然や建物ももちろんですが、「人の命」について深くご検討はされましたか?風力発電が悪いとは言いません。ですが、今ある命、未来の命をもっと考慮していただき、計画廃止、もしくは設置場所変更について、今一度ご検討くださいますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> | <p>土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。</p> <p>また、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> |

意見書 13

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 健康被害が多数出てるのにも関わらず、これだけ民家の近くに建設しようと考えたのは誰ですか？現町長ですか？ | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。なお、本事業の計画は弊社によるものになります。 |

意見書 14

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 風力発電は絶対に反対です。景観を壊し体を壊すものを何故作るのか。その説明も充分なされていません。町民の声をもっと聞くべきです。ないがしろにして建設を進める姿勢は許せません。説明会をやったという事実を積み重ねているだけです。そんな風力発電はいりません。熊野古道や世界遺産に対する冒瀧です。町民をバカにするなと言いたいです。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 15

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 反対です。健康被害や風力発電による騒音、故障に伴う被害についての詳細や保証もなく不安ばかりです。近隣住民にとって、風力発電設置に対するデメリット以外考えられません。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、風力発電事業について不安を抱かれている方がいらっしゃることは承知しておりますので、分かりやすく丁寧な説明に努める等、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 16

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電機がダメになった場合、稼働しなくなった時、撤去等の費用は想定されていないと聞きました。風力発電の風潮がずっと続くとは思えないので、その辺の計画が練られてないまま進められるのは嫌です。 | 事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、風力発電機の保守・管理や撤去に伴う費用は売電収益から積み立てていく計画です。 |
| 2 | また、当然不眠症、耳鳴りなどの症状は嫌です。 | 風力発電事業について不安を抱かれている方がいらっしゃることは承知しておりますので、分かりやすく丁寧な説明に努める等、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 17(1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>方法書 133 に「白馬ウインドファーム株式会社からの提供資料によると、平成 21 年 11 月から平成 22 年 8 月に風力発電所周辺の住民への聞き取り調査を実施している。」と書かれています。JR 東日本エネルギー開発株式会社と白馬ウインドファーム株式会社の関係を明らかにして下さい。</p> <p>回答：</p> | <p>本事業の実施者は JR 東日本エネルギー開発株式会社ですが、事業の実施にあたっては、白馬ウインドファーム株式会社の出資会社である株式会社きんでんも協力会社として参画しており、きんでんのグループ会社である白馬ウインドファームから情報提供を受けています。</p> |
| 2 | <p>「白馬ウインドファーム株式会社からの提供資料によると」と書かれているので JR 東日本エネルギー開発株式会社では調査を行っていないということですか？</p> <p>回答：</p> | <p>方法書は調査、予測及び評価の手法をお示ししたものであり、現地調査やその結果に基づく予測及び評価は今後実施する計画です。</p> |
| 3 | <p>JR 東日本エネルギー開発株式会社で今後調査を行いますか？</p> <p>回答：</p> <p>それはいつ行われますか？</p> <p>回答：</p> <p>どのような方法で行いますか？</p> <p>回答：</p> | <p>今後、対象事業実施区域及びその周囲において方法書の第 6 章に記載した項目、時期、方法に沿って現地調査を行う予定です。なお、今後の環境影響評価手続及び現地の状況等によって変更が生じる可能性がありますが、実施した結果については準備書にお示しします。</p> |
| 4 | <p>苦情があった 13 件の方に聞き取り調査を行いますか？</p> <p>回答：</p> <p>その結果はどのように公表されますか？</p> <p>回答：</p> <p>行わない場合、それはなぜですか？</p> <p>回答：</p> | <p>白馬ウインドファームの稼働後に苦情を寄せられた住民の方に対しては、その後は特に苦情等はなかったと聞いているため、今後本事業として聞き取り調査を行う予定はありませんが、改めて苦情が寄せられた場合は、聞き取り調査を行います。</p> |
| 5 | <p>JR 東日本エネルギーが親会社に対して規模が小さすぎます。助成金を受け取って利益を親会社が吸収し、子会社を潰せば助成金を親会社が吸い上げた分だけ、利益を出すことができます。この方法を規制する法律はありますか。規制がない場合それを行わないという保証はどこにありますか？</p> <p>JR 東日本ではなく、子会社の JR 東日本エネルギー開発株式会社が風力発電事業を行うのはなぜですか？</p> | <p>弊社は、JR 東日本グループの中で再生可能エネルギーの導入推進のために 2015 年に設立され、開発した再生可能エネルギーを主に鉄道に供給することにより「2050 年までに鉄道事業における CO₂ 排出量を実質ゼロにする」ことを目標として中長期的な展望をもち事業に取り組んでおります。</p> <p>なお、法律や法律上の規制に関する点について弊社側がコメントできる立場ではありませんので回答は差し控えさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>風力発電事業で健康被害が出たとき、JR 東日本エネルギー開発株式会社の資本金は 5000 万円しかありません。保証のことを考えると親会社の JR 東日本が行うべきではありませんか？住民にとって資本金が 5000 万円しかないのはとてもリスクに感じます。JR 東日本エネルギー開発株式会社が倒産した時は風車の撤去費用を JR 東日本が全額負担しますか？</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響、景観等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。</p> <p>なお、会社の倒産リスクは資本金の大小によって一律的に推し量れるものではないと考えております。</p> |

意見書 17(2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 7 | <p>風力発電施設が建設されると、騒音や低周波音、景観の悪化などが懸念され、住環境の質が低下するリスクがあります。</p> <p>このことは、風車の近隣に位置する不動産の価値を下げる要因となります。</p> <p>また、風力発電による健康被害を懸念する声も根強くあり、こうした風評被害が地価下落に拍車をかける可能性もあります。健康被害の実態解明が進まない中、漠然とした不安が地域住民の間に広がることで、不動産の価値に影響を与えることが容易に想像できます。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響、景観等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。</p> <p>また、風力発電事業について不安を抱かれている方がいらっしゃることは承知しておりますので、分かりやすく丁寧な説明に努める等、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |
| 8 | <p>加えて、景観の悪化や自然環境の破壊といった問題も、地価下落の一因となり得ます。風力発電施設が建設されることで、かつての美しい自然景観が損なわれ、地域の魅力が半減します。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて自然環境や景観等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 9 | <p>風力発電の設置によって地価、不動産価値は上がると思いますか？それとも下がると思いますか？</p> <p>その理由を小学生にも分かる言葉で説明して下さい。</p> | <p>土地の価格は様々な要因で変化するため、風力発電機の設置により価値が上下するかは一概には言えないものと考えます。</p> <p>一方で、一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えます。</p> |
| 10 | <p>風車の騒音の計測方法について</p> <p>残留騒音(residual noise)：ある場所におけるある時刻の総合騒音のうち、すべての特定騒音を除いた残りの騒音。本マニュアルでは、地域の静けさを表わす騒音レベルのベースに含まれる準定常的な暗騒音は残留騒音に含める。したがって、残留騒音でも音源が識別できる場合がある（遠方の、波音、川音、道路交通騒音等）。</p> <p>なお、測定地点周辺に既設の風力発電施設がある場合は、これらの施設から発生する騒音を除いた騒音を残留騒音とする。</p> <p>残留音の定義から風車の騒音として計測されるのは風車1基から発生する音であることがわかります。</p> <p>しかし、実際に住民が聞く音は付近に設置されている風車全体の音を聞くことになります。</p> <p>計測方法と実際のところで大きな乖離があると感じます。</p> <p>この点について見解をお聞かせ下さい。</p> <p>https://www.env.go.jp/air/noise/wpg/sokuteimanual/manu al_H2905.pdf</p> | <p>ご認識のとおり、「測定地点周辺に既設の風力発電施設がある場合は、これらの施設から発生する騒音を除いた騒音を残留騒音とする。」ため、残留騒音には既設風力発電機からの音は含まれません。</p> <p>なお、施設の稼働に係る騒音の予測にあたっては、本事業のすべての風力発電機からの音を足し合わせて算出します。その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 18

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>農業を営んでおります。風力発電施設が設置される予定地からわずか500メートルの距離に私の田畠が位置しており、以下のような重要な問題についてご説明とご検討をお願いします。</p> <p>騒音による健康影響の可能性：民家からは500メートルの距離が保たれていますが、田畠での作業は風力発電施設により近い距離で行われます。ここでは日常的に8時間の農作業が行われ、騒音レベルが基準の45デシベルを超える可能性があります。この長時間にわたる騒音が健康に与える影響についての評価と説明を求めます。</p> | <p>環境影響評価では農作業等の作業に従事している間の影響は対象としていませんが、準備書では対象事業実施区域の周囲における騒音予測結果をセンター図としてお示しします。</p> |
| 2 | <p>騒音基準と健康への影響：短時間の作業であれば健康被害は少ないとの見解があるかもしれません、具体的に何時間以上の露出が健康被害を引き起こす可能性があるのか、その基準についても説明を求めます。</p> | <p>農作業では農業機械を使用することがありますが、風力発電機から500m程度の離隔があれば、風力発電機からの音は機械使用時に受ける音よりも小さくなることが考えられます。また、風力発電機が農業地域に設置されている事例は数多くあります。</p> |
| 3 | <p>農業活動の継続性保証について：万が一、風力発電施設の騒音が農業活動に支障をきたす場合、私たち農業者の生計に重大な影響が出ることが予想されます。このような事態に対して、事業者様が考える補償や保証について詳細な説明を求めます。</p> | <p>本事業の風力発電施設による騒音が農業活動に支障をきたすことが明らかとなった場合は、詳細調査のうえ個別に対応させていただきます。</p> |

意見書 19

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>日高町は、和歌山で人口が増えている地域のトップ3に入っています。今回構想されている風力発電所は、半径2キロメートル以内に新興住宅地が多数含まれている状況です。そこで質問です。</p> <p>4000KWの風力発電から1~2kmの地域と、風力発電が立っていない地域、どちらに引っ越したいと移住者は考えると思いますか？その理由も合わせて説明して下さい。</p> <p>※ただし、スーパーや駅、土地の価格など風力発電以外の条件が全て同じであるとします。</p> | <p>個人の主觀によるところが大きく、見解は差し控えさせていただきます。</p> <p>しかしながら、今後の環境影響評価手続においては、住民の皆さまへの影響を可能な限り回避又は低減できるよう、適切に事業計画を検討してまいります。</p> |
| 2 | <p>風力発電がない地域を選ばれた場合</p> <p>どのくらいの距離を風力発電から離れていれば引っ越しても良いと考えますか？</p> | <p>事業により生じるおそれのある影響は、風力発電機との距離だけでは決まるものではないと考えます。</p> |
| 3 | <p>風力発電の近くに住むと回答された場合</p> <p>風車による健康被害や、風力発電の事業者が倒産した際に風力発電の維持費が住民の負担となる可能性があります。そのようなリスクを上回るだけのメリットを説明して下さい。</p> | <p>事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、事業計画の具体化にあたっては、関係者と協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける地域貢献策を検討してまいります。</p> <p>なお、万が一弊社が倒産した場合において、設置した風力発電機の維持費を住民の皆さんにご負担いただくことはありません。</p> |

意見書 20

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------|--|
| 1 | 環境に悪い | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 山のくずれ | 土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。 |

意見書 21 (1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>近年、日本各地で風力発電施設の建設が進められていますが、それに伴い深刻な健康被害を訴える住民の存在が明らかになってきました。風車の騒音や低周波音が原因で、自宅での生活が困難になり、やむを得ず他地域への引っ越しや、家族の元への避難、さらには車中泊を強いられるなど、過酷な状況に置かれている方がいます。中には、自宅に住めず別のアパートを借りざるを得ない方がいます。こうした深刻な実態を踏まえ、以下の点について貴社の見解をお聞かせください。</p> <p>1. 貴社の事業エリアにおいて、風力発電による健康被害を理由に生活環境を変更せざるを得なかった住民の方はいらっしゃいますか？</p> | <p>弊社の事業エリアにおいて、周辺住民の方から、風力発電機の稼働による健康被害を理由に生活環境を変更せざるを得なかったというご意見はいただいておりません。</p> <p>なお、白馬ウインドファームから、そのような事象は把握していないと聞いています。</p> |
| 2 | 2. 事業エリア内外を問わず、このような健康被害を訴える住民の方々から直接お話を伺う機会を設けましたか？ | 他社の事業エリアにおいて、健康被害を訴える住民の方々から直接お話を伺う機会を設けたことはありません。 |
| 3 | 3. 風力発電による健康被害は存在しないとの見解がある一方で、自宅での生活が継続できない状況に陥っている住民がいる事実をどのように捉えていますか？これは健康被害ではないとお考えでしょうか。 | 具体的な事例が示されない中で、健康被害であるかどうかを判断することは難しいものと考えます。 |
| 4 | 4. 3の理由を小学生にも分かるように説明してください。住民の生活と健康を守ることは何よりも優先されるべき課題です。事業者である貴社には、健康被害の実態を正確に把握し、真摯に向き合っていただくことを強く要望いたします。 | 弊社の事業エリアにおいて、周辺住民の方から、風力発電機の稼働による健康被害についてご意見をいただいた場合は、詳細調査により実態を正確に把握し、真摯に向き合ってまいります。 |

意見書 21(2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 5 | <p>方法書133に「計16件の苦情（騒音・低周波音に係る苦情13件、動物に係る苦情1件、電波障害に係る苦情1件、ゴミの不法投棄に係る苦情1件）が確認されている」と書かれています。</p> <p>しかし騒音低周波による苦情はどのようにすれば被害と認められるのでしょうか？</p> <p>住民が企業や行政に訴えても「苦情」として扱われ、「健康被害」とは認められません。科学的なデータに基づき判断をするとよく言われますが、耳鳴り、めまい、頭痛など現在の医学では計測できない情報です。仮にそれをデータで示せても風力発電との因果関係の証明は困難です。</p> <p>住民は健康被害を訴えています。一方企業と行政は環境省の基準に沿っているので健康被害とは認めません。</p> <p>つまり、方法書で示されている健康被害が無いという報告は住民の訴えを考慮していません。</p> <p>また、動物に係る苦情1件、ゴミの不法投棄に係る苦情1件など目に見えるような被害があったとしても、被害として扱われていません。</p> <p>どのような条件が苦情として扱われ、どのような条件が被害として扱われているのかを具体的に提示してください。</p> <p>【苦情の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・低周波音 動物 電波障害 ゴミの不法投棄 <p>【被害の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・低周波音 動物 電波障害 ゴミの不法投棄 | <p>健康の観点からは医療機関の受診が考えられます。苦情の受付としては役場の相談窓口へ問い合わせることが考えられます。</p> <p>なお、白馬ウインドファームは、他事業者による事業であるため、詳細な苦情の内容等の開示は控えさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>また、16件の苦情の内容は具体的にどのようなものだったのかを教えて下さい。</p> <p>騒音・低周波音に係る苦情13件 動物に係る苦情1件 電波障害に係る苦情1件 ゴミの不法投棄に係る苦情1件</p> | <p>白馬ウインドファームは、他事業者による事業であるため、詳細な苦情の内容等の開示は控えさせていただきます。</p> |

意見書 22

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 風車から最短の民家は500mと方法書に書かれています。民家は500mですが動物は風力発電が建つ山の中に住んでいます。彼らの生活はどうなりますか？動物には自分たちの居住権を訴えることができません。動物の住処を奪っていい理由はどこにもありません。法律で動物の住処について触れられていないければ風力発電を山の中に設置して良いのですか？ | 今後、動物に係る調査を行い、それらの生息環境についても予測及び評価します。また、その結果を踏まえて専門家等からの助言を得ながら影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。なお、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 動物に対し配慮し、十分に検討するという意見の場合、具体的にどのように配慮しますか？ | 今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置や事後調査を検討することで、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | また、検討する場合、いつまで検討するのか、検討後、検討した結果はどのように通知されるのかを教えてください。 | 今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置や事後調査を検討し、その結果は準備書にお示しします。 また、環境保全措置や事後調査を実施することとなった場合には、その結果を報告書として公表します。 |

意見書 23

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------------------------------|--|
| 1 | 健康被害を心配します。音が苦手で夜に眠れないのは困ります。はんたいします。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 |

意見書 24

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>ホームページの事業実績のご紹介に書かれている運営スキームについて</p> <p>新白馬ウンドファームではどのような図になるか教えてください。</p> <p>https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/challenging/noheji/index.html</p> <p>https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/challenging/mitane/index.html</p> | <p>現時点で本事業については計画段階であり、運営スキームについては今後検討してまいりますので申し訳ありませんが現時点でお示することはできません。</p> <p>ただし、事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努め、運営スキームについても今後適切に検討してまいります。</p> |

意見書 25

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------------------------------------|---|
| 1 | 家の近くに巨大風力発電を立てられると困ります。低周波の影響が心配です。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 |

意見書 26

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------------|---|
| 1 | 昔から健康被害があるので断固反対です。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 |

意見書 27

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 現在風力発電の必要度はあるのでしょうかがメリットなくデメリットが多い ①風力発電は自然環境を破壊することが多い鳥類等の生態形をこわす | 今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえて動物や生態系への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 2 | ②土砂災害をおこす危険性があるのでは | 土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まながら適切な対策を検討します。 |
| 3 | ③風力発電の設置した近くの人聞くと耳なり雑音に対する不安もあり身体に及ぼす害がある | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 |
| 4 | ④太陽光発電に力を入れる方が良いのではないのでしょうか | 太陽光発電は面的事業、風力発電は線的事業とされており、一般に同程度の出力規模の事業であれば、風力発電は太陽光発電よりも改変面積が小さいという特徴があり、自然環境への影響も小さくなると考えられます。また、発電効率も太陽光発電に比べて風力発電の方が優れているとされています。これらのことから、世界的にも風力発電の導入が推進されているものと考えます。 |

意見書 28

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>私は荊木地区に住む者として、この度、知人から風力発電の計画について聞かされるまで、その存在自体を知りませんでした。この計画が我々住民にとって大きな影響を及ぼすものであるにも関わらず、事業者からの正式な情報提供がないことに深い憂慮を覚えています。</p> <p>荊木地区の住民に対し、なぜ風力発電計画の存在や詳細についての通知が行われていないのでしょうか？</p> <p>住民への情報提供手段として、どのような方法が考慮されていますか？</p> <p>これまでにどのような形で住民向けの説明会が計画されていたのか、その詳細を教えてください。</p> | <p>事業計画については、環境影響評価法に基づき、配慮書段階から関係自治体と協議のうえ、日刊新聞、自治体広報誌等でお知らせし、環境影響評価図書は関係自治体庁舎や弊社ホームページで縦覧しました。</p> <p>また、方法書の住民説明会についても上記の縦覧等に関する公告と同時にを行い、環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しました。</p> <p>さらに環境影響評価法に基づく説明会の他にも、関係者とも協議のうえで必要に応じて個別に地区単位での説明会を開催しました。</p> <p>今後も、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗にあわせて適宜説明会を開催する予定です。</p> |
| 2 | <p>荊木地区において説明会が開催されていない理由は何ですか？また、今後荊木地区の住民を対象とした説明会を開催する予定はありますか？</p> | <p>これまでに開催した個別の説明会は、事業の計画初期段階であったことから、対象事業実施区域内に含まれる地区を対象としておりましたが、今後、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら必要に応じて説明会の開催範囲を検討します。</p> |
| 3 | <p>日高町内で荊木地区のように住民に通知されていない地区はどこですか？</p> <p>その地区でも説明会が開催されますか？</p> <p>検討する場合は期限を教えてください。</p> <p>住民として、このプロジェクトがもたらす影響を正確に理解し、適切に意見を表明する機会を求めています。透明性のある情報共有と、住民が参加しやすい形での説明会開催を強く要望します。</p> | <p>個別の説明会は、これまで対象事業実施区域内に含まれる地区を対象としておりましたが、ご意見を踏まえて、今後、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら必要に応じて説明会の開催範囲を検討します。</p> |

意見書 29

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>荊木地区在住の者として、新白馬風力発電事業に対し重大な疑問と懸念を表明させていただきます。</p> <p>本事業に関する情報が我々住民に十分に提供されていない状況にあり、特に私たち荊木地区は情報提供から除外されているかのように感じられます。</p> <p>初めに、荊木地区を含む特定の地区が事業情報の提供対象外となっている理由について、明確な説明を求めます。この情報提供の差異が意図的であるのか、単なる手違いによるものか、その背後にある理由の説明を切に求めます。</p> | <p>事業計画については、環境影響評価法に基づき、配慮書段階から関係自治体と協議のうえ、日刊新聞、自治体広報誌等でお知らせし、環境影響評価図書は関係自治体庁舎や弊社ホームページで縦覧しました。</p> <p>また、方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しましたが、その周知については上記の縦覧等に関する公告と同時にいました。</p> <p>さらに環境影響評価法に基づく説明会の他にも、関係者とも協議のうえで必要に応じて個別に地区単位での説明会を開催しました。今後も、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗に合わせて適宜説明会を開催する予定です。説明会の開催にあたっては、関係者とも協議しながら必要に応じて開催範囲を検討します。</p> |
| 2 | <p>この風力発電事業を推進する具体的な目的と理由についても疑問が残ります。どのような利益や環境への配慮が考慮されているのか、その詳細を明らかにしてください。</p> | <p>地域貢献策の具体化にあたっては、今後、関係者と協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。</p> <p>なお、環境への配慮については、今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置や事後調査を検討することで、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 3 | <p>次に、土地買収に関して、契約はいつどのように行われるのか、また現在土地を所有している者は具体的に誰か、その情報の提供を求めます。これには、事業への透明性を保つための重要な情報が含まれています。</p> | <p>現時点では事業計画が具体化されていない状況であり、事業用地自体が決まっていないことから、その確保方法についても決まっておりません。また、個人情報の保護の観点から仮に事業用地が決定した場合においても、地権者等の情報開示は控えさせていただきます。</p> |
| 4 | <p>最後に、風車設置時のイメージ図がいつ公開されるか、また、その公開後、住民が意思決定を行うまでの期間がどれくらいあるのか、具体的な日程を教えてください。住民としては、計画について適切に評価し、意見を反映させるための十分な時間が必要です。</p> <p>事業の進行においては、住民の声が適切に反映され、開かれた情報共有が行われることが不可欠です。私たち荊木地区的住民が事業の全体像を理解し、納得のいく形で関与できるよう、迅速かつ公正な対応を強く要求します。何卒、上記の問題点に対する具体的な回答を、お願い申し上げます。</p> | <p>風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討します。その検討結果は準備書にお示しますが、準備書においても環境影響評価法に基づき1ヵ月程度の縦覧期間を設けるほか、住民説明会の開催や住民の皆さん等からのご意見も公告から「1ヶ月と2週間」の期間受け付ける予定です。また、環境影響評価法に基づく説明会の他にも必要に応じて地区単位の説明会を適宜開催する予定です。</p> <p>今後、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら必要に応じて説明会の開催範囲を検討します。</p> |

意見書 30

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 私は新白馬風力発電事業が予定されている荊木地区に居住している住民の一人です。この度、周囲の住民から風力発電計画の存在を知り、大変驚いております。私たち荊木地区の住民には、計画の詳細や説明会の開催についての正式な通知が一切届いておらず、何故私たちが情報提供の対象外となっているのか疑問に感じています。風力発電はその地域の環境や生活に大きな影響を与える可能性があります。そのため、計画に対して賛成・反対を含め、意見を述べる権利は全ての住民に平等に保証されるべきです。風力発電機の影響下にある地域の全住民は、計画について知る権利と、それに対する意見を述べる機会を持つべきです。このような背景から、私は以下の質問を事業者様に投げかけたいと思います。 | 事業計画については、環境影響評価法に基づき、配慮書段階から関係自治体と協議のうえ、日刊新聞、自治体広報誌等でお知らせし、環境影響評価図書は関係自治体庁舎や弊社ホームページで縦覧しました。 また、方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しましたが、その周知については上記の縦覧等に関する公告と同時に行いました。 |
| 2 | 1. 荆木地区は風力発電機の影響下に無いとお考えですか？ | 本事業により生じるおそれのある環境影響の程度や範囲等については、今後の調査の結果を踏まえて、予測及び評価します。 |
| 3 | 2. 荆木地区の住民に対し、なぜ風力発電事業の詳細や説明会の情報が提供されていないのでしょうか？ | 方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しました。 |
| 4 | 3. 説明会の開催予定はありますか？その日程と開催方法を教えてください。検討する場合は回答期日を教えてください。 | 今後は、環境影響評価法に基づき準備書の説明会を開催する予定です。その開催時期については、今後の調査、予測及び評価や事業計画の熟度にあわせて決定するため、現時点では具体的な日時等はお示しえません。また、環境影響評価法に基づく説明会のほか、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗にあわせて関係者とも協議しながら地区単位での個別の説明会を適宜開催する予定です。 |
| 5 | 4. 荆木区民に計画の賛否を決める権利はありますか？ 住民一人ひとりの声が反映されることが非常に重要です。事業者様におかれましては、上記の問い合わせに対する回答をいただけますと幸いです。 | 本事業においては、環境影響評価法に基づき、お住まいの地域に関わらず環境の保全の見地からのご意見をお受けする予定です。 |

意見書 31

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 風力発電の低周波による健康への影響は確率的に発生する問題と認識しています。その場合、健康被害を発症する方は地域において少数派となる可能性が高いです。 彼らは自分の現状を訴えると、健康被害が出ていない人たちから地域の評判が下がると言って声を上げることを咎められます。こういった現状があることをご存知でしょうか。 その上で質問です。彼らに対して、貴社はこれまでどのようなヒアリング、サポート、経済的支援、補償を行ってきましたか。これまでの実績を教えてください。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 弊社の事業地周辺において、周辺住民の方から、風力発電機の稼働による健康被害のご意見はいただいておりません。 |

意見書 32

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>地域によって賛否が分かれた場合 原谷と萩原で賛否が分かれた場合、風力発電の実施計画はどうなりますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこか一つの地域でも反対していると実施されないのか。 ・日高町議会で話し合って最終決定されるのか。 など詳しく教えてください。 | 事業の実施にあたっては、地域住民の皆さまとの合意形成を図る必要があると考えております。合意が得られた地域において事業が実施可能かを判断する予定です。今後も、地域住民の皆さまに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | <p>また、日高町では否決されたが、日高川町では可決された場合など市町村をまたぐ賛否が分かれたときの建設計画について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを全て中止するのか ・既設の風車は撤去されるのか ・一部地域でプロジェクトを継続するのか など回答を願いします。 | 事業の実施にあたっては、地域住民の皆さまとの合意形成を図る必要があると考えております。合意が得られた地域において事業が実施可能かを判断する予定です。今後も、地域住民の皆さまに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 33

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>2023年11月の説明会で環境省の新しいアセスメント基準に基づいて実施するようになってからは風力発電による健康被害が無くなつたので健康被害は無いと質疑応答で回答がありましたがあ、騒音に関する苦情が存在していることについて懸念があります。</p> <p>質問事項 過去の対策と効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電による騒音被害に対してこれまでどのような対策を行ってきましたか？また、それらの対策はどれくらい効果があったのですか？ ・被害を訴えた住民のその後の経過について詳しく教えてください。 | 弊社の事業地周辺において住民の方から、風力発電機の稼働による騒音被害のご意見はいただいておりません。 |
| 2 | <p>現在の被害状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの騒音被害に関する13件の苦情について、現在問題が解決しているのでしょうか？未解決の場合、現在も苦情を訴えている人数とその具体的な状況を教えてください。 ・これらの確認は最後にいつ行われましたか？その事実の詳細を提供してください。 <p>以上の点について、具体的な回答を求めます。風力発電の推進は環境に優しいエネルギー源として重要ですが、住民の生活の質に悪影響を及ぼさないよう、適切な対策と透明な情報開示を求める。</p> | 白馬ウインドファームから、稼働後に騒音苦情があつたため調査を実施し住民の方々と協議を重ね、騒音対策として風向き・風速によって出力制限を行うことで騒音の低減を図れ、その後苦情はなくなつたと聞いています。 |

意見書 34

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 風力発電機からの低周波やその他の音が1km離れた場所にどの程度影響するか、具体的なデータを提供してください。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | また、生活環境（平野なのか、山際の谷なのか、築100年の家なのか？築50年の家なのか？築3年の家なのか）などで影響も異なると考えられます。それぞれの生活環境での具体的なデータと影響がわかるものを提示してください。 | 施設の稼働に係る騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年、環境省）に規定する指針値と整合しているか検討することとしています。 |
| 3 | また、それが無い場合、なぜ今まで調査してこなかったのか理由を教えてください。 | 風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されることが多く、まれに通過する自動車等の一過性の騒音により、その地域の騒音のレベルは大きく変化します。また、風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響されます。これらの特徴を踏まえ、風車騒音に関する指針値が設定されています。 |

意見書 35

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>風力発電を導入することによるデメリットの説明がありません。住民の理解を得るために、風力発電のデメリットも含めた透明性のある情報提供をどのように実施する予定ですか？風力発電のデメリットについても住民に説明する予定はありますか？</p> <p>予定がある場合、その方法について詳しく教えてください。予定がない場合、なぜ、実施しないのかを教えてください。検討中の場合、いつまで検討するのか、検討後、検討した結果はどのように通知されるのかを教えてください。</p> | <p>本事業の実施により生じるおそれのある環境影響については、今後の調査、予測及び評価の結果を準備書にお示しします。また、準備書においても環境影響評価法に基づき1ヵ月程度の縦覧期間を設けるほか、住民説明会の開催や住民の皆さま等からのご意見も公告から「1ヶ月と2週間」の期間受け付ける予定です。なお、その時期については、今後の調査、予測及び評価や事業計画の熟度に合わせて決定するため、現時点では具体的な日時等はお示できませんが、準備書を作成した際には、その旨及び住民説明会の開催時期等について日刊新聞、自治体広報誌等でお知らせする予定です。</p> |
| 2 | <p>原谷はイノシシ、シカ、サルが多数生息している地域です。この山の中に風力発電を建設すると野生動物にどのような影響を与えるか。人は民家から500メートルの離隔が確保されていますが、彼ら動物が住んでいる山の中は巨大な風力発電から500メートル以内です。一般的な知識として、動物は人間より非常に敏感で人間より聴力が何倍も優れています。こういった野生動物が環境アセスの基準値を上回る騒音にさらされて大丈夫なのでしょうか？</p> | <p>現時点では、国内における風力発電機への動物の忌避行動については知見が少ないため、今後も情報の入手に努めるとともに、今後実施する調査において白馬ウインドファーム内での生息状況を把握すること等により、動物への影響について可能な限り影響の回避又は低減に努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 3 | <p>動物に対する評価を行ったデータを提示してください。そのようなデータがない場合は理由を説明して下さい。データがある場合は風力発電設置前と設置後の野生動物の個体数や人家付近での目撃件数の増減に関するデータを開示して下さい。</p> <p>データがない場合、問題ないと言える理由を示して下さい。</p> | <p>動物に係る影響については、今後実施する調査、予測及び評価の結果を準備書にお示します。</p> |
| 4 | <p>山に住んでいる野生動物が凶暴化したり、民家付近に騒音から逃げる形で降りてくることが考えられます。それに伴い農作物への被害が発生します。このような被害について、どのような対策を行ってもらえますか。また保証はどのようにになりますか。すでに風力発電を設置している貴社の過去5年間の対応実績を教えてください。</p> | <p>動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、本事業による影響が生じることが明らかになった場合には、専門家等からの助言を得ながら対策を検討します。</p> <p>なお、弊社の風力発電所において、当該対応実績はありません。</p> |

意見書 36

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 2024年4月の説明会で既設の風力発電の撤去を行い、上モノだけではなく基礎部分も撤去すると回答があったとお聞きしました。 | 白馬ウインドファームの風車・基礎・電気設備はすべて撤去する方針です。 基礎については、原則コンクリート構造物を撤去した後、土砂（残土含む）で埋戻したうえで緑化する予定と聞いています。道路は、林業者も活用されているため、今後も林道として利用する予定です。詳細は、今後の計画の中で決定します。 |
| 2 | 1. 基礎部分は全て撤去されますか？ 2. 撤去後、県や町の立ち会いのもと完全に撤去されているかを確認されますか？ | 県や町の立ち会いの要否については、今後の関係機関との協議により検討します。 |
| 3 | 3. 撤去後、コンクリートなどを含めどのような廃棄物が出ますか？ | コンクリート、鉄筋、アスファルト、鋼材、FRP ブレード等の発生が考えられます。 |
| 4 | 4. 発生した廃棄物はそれぞれどのように処理、処分されますか？ | 現時点では詳細未定ですが、発生する産業廃棄物は法令に基づき、可能な限り有効活用に努めて発生量を低減し、有効活用が困難なものについては専門の処理会社に委託する等、適正に処分すると聞いています。 |
| 5 | 5. 一度穴を掘るとその部分は他の部分より柔らかくなり、雨などが染み込みやすくなります。その雨が溜まって土砂災害や地すべりなどを起こすリスクが高くなります。どの程度そういう問題が発生する可能性があるとリスク評価されていますか？ | 白馬ウインドファームから、撤去工事に伴う土砂災害対策が生じないよう関係機関や地権者等とも協議のうえで、適切に対策を講じていくと聞いています。詳細については、今後の計画の中で決定します。 |
| 6 | 6. また、そのリスクの評価方法を中学生に分かるように説明して下さい。 | 撤去工事に伴う土砂災害のリスクについては、関係法令や既存の知見等をもとに評価し、その結果等については可能な限り分かりやすい表現でお示しするよう努めます。 |

意見書 37

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>自宅で犬と猫を飼っています。風力発電機の設置による、特に犬と猫への影響について深い懸念を持っています。</p> <p>騒音への影響：</p> <p>犬は人間の4倍猫は人間の4~8倍聴覚が敏感です。人間に対する騒音基準が500メートルで45デシベル以下とされている中、犬と猫に適した騒音レベルと安全距離についての評価と基準を明示してください。</p> | <p>国内における風力発電機によるイヌやネコへの影響については知見や事例はないものと認識しておりますが、野生動物を含め、動物に対する風力発電機による騒音レベル等の評価基準は定められておりません。</p> |
| 2 | <p>健康影響の評価と対策：</p> <p>犬と猫が風力発電機から受ける可能性のある健康被害についての評価があるか、具体的な情報を提供してください。また、健康被害が確認された場合の対応策を教えてください。</p> | <p>動物に対する風力発電機による健康被害に係る知見や事例はないものと認識しており、予測及び評価する予定はありませんが、万が一、本事業の風力発電機による影響が明らかになった場合には、専門家等からの助言を得ながら対策を検討します。</p> |
| 3 | <p>医療費の負担と保証について：</p> <p>風力発電の運用による犬と猫の健康被害が認められた場合、医療費の支払い責任と、寿命が縮まるなどの影響が出た場合の補償についての方針を明らかにしてください。これらの問題は、私たちの家族の一員である犬と猫の生活に直接的な影響を及ぼすものです。基準がない場合はその理由と、上記の内容についていつまでに回答をいただけるのかを教えてください。</p> | <p>国内における風力発電機によるイヌやネコへの影響については知見や事例はないものと認識しており、その評価基準は定められておりません。</p> <p>万が一、本事業の風力発電機による影響が明らかになった場合には、専門家等からの助言を得ながら対策を検討します。</p> |

意見書 38

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 土地買収の契約はいつ行われますか？ | 現時点では事業計画が具体化されていない状況であり、事業用地自体が決まっていないことから、その確保方法についても決まっておりません。また、個人情報の保護の観点から仮に事業用地が決まった場合においても、地権者等の情報についての開示は控えさせていただきます。 |
| 2 | 地元では少なくともいつまでに受け入れるかどうかを決める必要がありますか？ | 地域住民の皆さまからのご理解を得られる時期については特に定めておりませんが、今後も事業計画の熟度や環境影響評価手続の進捗に合わせて、分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 3 | 風車設置時のイメージ図を確認したいです。いつ頃見れますか？ | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討します。また、景観に係る項目において、各展望点からの風力発電機の見え方についてフォトモンタージュを作成し、準備書にお示します。 |
| 4 | 地元の住民にとって、新白馬風力発電事業の受け入れがもたらす利益やメリットを明確に理解することは非常に重要です。以下の各主体ごとに、具体的な数値を用いてどのような利益やメリットが期待されるのか教えてください。また、下記のリストに含まれていないが利益を受ける可能性のある他の主体があれば、それも含めて教えてください。 - 日高町 - 原谷地区 - 萩原地区 - 池田地区 - 荊木地区 - 小中地区 - 林業組合（原谷） - 林業組合（萩原） - 住民 - その他 | 地域貢献策の具体化にあたっては、今後、関係者と協議しながら地域住民の皆さまにご理解をいただける方法を検討してまいりますが、具体的な内容や対象範囲等については現時点において検討中です。 |

意見書 39

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 騒音の観測地点は何箇所ありますか？地形に局所的に音が増大することが考えられます。その観測地点で騒音被害を未然に防ぐのに十分計測できていると言えますか？ | 方法書P357-359に記載のとおり、残留騒音調査地点は12地点としています。調査地点の選定にあたっては、対象地域を代表する残留騒音が把握できる地点としています。 |
| 2 | 風力発電機が地域の生態系に与える影響について調査は行われましたか？その結果を共有してください。 その結果を小学3年生でもわかるように教えてください。 | 生態系についての調査、予測及び評価は今後実施する計画です。またその結果は準備書にお示しますが、準備書への掲載にあたっては分かりやすく丁寧な記載に努めます。 |

意見書 40

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 他の風力発電設置地域で健康被害や苦情の報告があった場合、その対策と対応、およびそれの効果について教えてください。 具体的には、どのような苦情があってどのような対策を行い（しなかった場合はその理由を教えてください） 苦情は解決したのか解決したのかわからない場合は、その後のフォローを行わなかった理由を教えてください。 | 弊社の事業地周辺において、周辺住民の方から、風力発電機の稼働による健康被害や苦情についてご意見はいただいておりません。 |
| 2 | 環境省の指針に従ったとして、住民の騒音に対する苦情が出た場合、どのような対応を取る計画ですか？ | 本事業の周辺住民の方から騒音に対する苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |
| 3 | 取らない場合、それはなぜですか？ | 詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |

意見書 41

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 方法書を確認すると鳥の調査方法について、観測地点がどれも住宅地と道沿いからの観測となっています。 山の中に入って観測を行わないのですか？ なぜそうしないのかを教えてください。 道路から見て山の中にある鳥の巣を見つけられますか？ | 猛禽類や渡り鳥は行動圏が広く、体長も比較的大きいことから、その調査地点は「発電所に係る環境影響評価の手引」や専門家等からの助言も踏まえ、見晴らしの良い地点に設定しました。一方で、その他の鳥類や生態系の注目種については、任意観察法等において林内での調査も計画しております。 なお、希少猛禽類等の営巣の可能性が示唆された場合には、林内を任意に踏査し、営巣地の確認に努める計画です。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 2 | 鳥の巣を監査、確認する必要はありませんか？ 必要がなければ理由を教えてください。 山の中に入って観測せずに十分野鳥の観測ができる理由を小学生にも分かるように説明して下さい。 | 希少猛禽類等の営巣の可能性が示唆された場合には、林内を任意に踏査し、営巣地の確認に努める計画です。 なお、その他の鳥類や生態系の注目種については、任意観察法等において林内での調査も計画しております。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 42(1/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>日高町荊木地区在住の█です。この度、不意に自宅から至近の山地に風力発電用風車建設の動きがあることを知り、大変驚くと共に、私ども同様に多くの近隣住民に多大な影響を与えることが容易に予測されるこの計画について、影響を受けるであろう我々町民に対して日高町および事業者から積極的かつ明確な説明が何ら行われないまま今に至っている現状に大きな不信感を抱いております。</p> <p>多くの時間がなく思いつくままの内容となってしまい申し訳ありませんが、以下に、私の意見及び要望を項目ごとに分けまとめますので、ご回答およびご対応をお願いいたします。</p> <p>【健康被害に対する安全性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電による健康被害については、調べれば枚挙にいとまがないほど事例がありますが、今回の計画がこうした問題とは無関係であると言えるのでしょうか。もしそうであるなら問題ないとも言えますが、今回の計画は町民の居住地から非常に近く、とても問題が無いとは思えません。もし問題が無いというのであれば、その科学的な根拠を複数例提示した上で、丁寧な説明を行う必要があると思いますし、そうした場の設定を継続的にしていくことを町に対して要求いたします。 | <p>日高町へのご意見に対する見解は差し控えさせていただきます。</p> |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電業者が健康被害の説明によく利用するのは2017年に環境省が出した「風車騒音に関する指針」のようですが、この判断基準は科学的な知見に基づいたものではないと有識者からも問題視されています。また、この指針での騒音の判断基準にはWHO（世界保健機構）が定めているガイドラインに反したもののが使われており、仮に国が定めた指針であっても、それを鵜呑みにして問題なしと判断してはいけないと考えます。 | <p>環境省では、平成25年度から「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」を設置し、風力発電施設から発生する騒音等を適切に評価するための考え方について検討を進め、平成28年11月25日に検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」を取りまとめています。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」は同報告書を踏まえて定められたものと認識しています。</p> |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・2004年には「低周波音による苦情に関する参考値」で、また2014年には消費者庁が家庭用ヒートポンプ式給湯器の発する低周波音に関して、環境省が示した参考値よりも低いレベルのものでも低周波音による健康被害があることが認められています。 | <p>参考値は、建具類のがたつきや室内での不快感等について苦情申し立てがあった場合に、低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値です。本環境影響評価手続において、参考値を用いて評価することはありません。</p> |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・これらのこと総合して考えた場合、今回の計画が私ども近隣住民に与えるであろう影響の大きさは非常に大きい可能性が高く、影響がないと判断できる合理的な理由は乏しいように思われます。上記の通り、世界的なガイドラインに照らし合わせて考えれば、環境省の指針に沿っていれば安全とはとても判断することができないことから、計画の推進は即時中止すべきであると考えます。 | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |

意見書 42 (2/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 5 | <p>【この計画の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ数年内に聞いた話では、和歌山県では大規模な洋上発電の計画が動き始めており、既に有識者に対してのヒアリング等が行われております。こうした計画がある中で、町内住民の生活環境を冒してまで風力発電用の風車を設置するという今回の計画そのものの必要性はあるのでしょうか。いくつかの計画が、それぞれ個別に林立しているだけで、全体としての必要性の吟味がしっかりと行われているのかという部分に大きな疑問が残ります。計画の話しを動かし始めようとするのであれば、前記の健康被害への影響も含め、これらの点に対する十分な説明をし、地域住民との協議の中でしっかりとそこに住む人たちの賛同を得てから計画を動かし始めなければならないと思いますが、いかがでしょうか。 | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も事業計画の熟度や環境影響評価手続の進捗に合わせて、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・もう一点、計画の必要性に関してですが、この設備で発電される電力はどこで使われるのでしょうか。決して低くはない健康被害の危険性を近隣住民に強いてまでして作られた電力を、そこに住む我々が使うわけでないのであれば、そこまでして実現しなければならない計画であると日高町が考える合理的な根拠を、しっかりとわれわれに提示していただきたいと思います。 | <p>日高町へのご意見に対する見解は差し控えさせていただきます。</p> |
| 7 | <p>【今計画により日高町が受けるメリットについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでにいくつかの視点で今回の計画についてみてきましたが、デメリットばかりが目立つと言わざるを得ません。それでもなお、この計画を進めようというのであれば、それに見合うだけの何らかのメリットが日高町にもたらされなければバランスが取れません。今問題となっている計画を考える際、この点について不透明な点が多いのも大きな問題のひとつであると考えます。この点についての現時点での状況の全面的な開示を要求いたします。 | <p>一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。</p> |
| 8 | <p>【影響を受けるであろう地域の資産価値の低下について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我々の多くは、居住地を自身で所有しているわけですが、今回の計画が進み風車が建つことにより、前記の健康被害等への懸念から我々が所有している土地の資産価値の低下が自ずと起こることが予見されます。この点についての、町の見解をお聞かせください。また、実際に資産価値の低下が起きた場合、その不利益を被る地域住民に対しては、当然ながら保証が必要となります。この点についても説明を要求いたします。 | <p>日高町へのご意見に対する見解は差し控えさせていただきます。</p> |
| 9 | <p>【予防原則という考え方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会問題の多くは科学的な根拠を伴う解明に至るまでに多くの時間を要しますが、科学的に見てその危険性が予見された場合、そのリスクが不確かであっても、重大な影響が出てしまうリスクを回避することを原則として行動すべきであるという考え方を予防原則というそうです。今回のケースは正にこれに当たり、予防原則に従えば、計画を進めるという選択は有り得ません。この予防原則に従わず、のちに大きな被害を出した典型例としては熊本の水俣病が挙げられます。今回の建設計画でも、現時点での科学的な判断だけでは影響の全てを予測することが難しい以上(影響の全貌は分からぬものの、少なくない影響があるであろうことは十分に予見されます)、予防原則に則り、計画の推進はすべきではありません。以上、まとめのない内容で申し訳ありませんが、上記のそれぞれの要望・要求に対して、しっかりとした対応をしていただきたく思います。 | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。</p> |

意見書 42 (3/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|-------------------------------|
| 10 | <p>私は他県出身ではありますが、現在住んでいる日高町がとても気に入っています。これからも永く住んでいけたらと考えております。近隣の方々を見ても同じ思いで日々の暮らしをしている方々ばかりのように見受けられますが、今回進められようとしている風力発電の計画によって、町民が分断されたり一部の町民のみが大きな不利益を被ったりすることないような合理的な対応を日高町がしっかりととっていくことを期待しております。</p> <p>今回の計画を推進することは、町民憲章にも謳われている「快適で住みよい町をつくります」、「健康で軽い町をつくります」、「故郷に誇りを持ち、ふれあいを、大切にする町をつくります」という理念にも背を向けるようなことであると思います。</p> <p>長くなりましたが、ここにまとめた事柄への真摯な対応と、日高町民全員が健康に健やかに過ごしていけるような町の判断をお願いいたします。</p> | 日高町へのご意見に対する見解は差し控えさせていただきます。 |

意見書 43 (1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>地球温暖化を食い止めるために CO₂ を排出する化石燃料を使わない再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）の普及が急ピッチで進められています。そうした方向には賛同しますが、現在の立地地域で環境が壊されたり健康被害まで出ていると聞いています。これまでのやり方でいいのか。大規模化で被害が大きくならないか。不安や心配が尽きません。</p> <p>以下「(仮称)新白馬風力発電事業環境影響評価方法書」について意見を記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業規模は既設(白馬ウインドファーム)のものより定格出力、ローター直径、ハブ高さ発電機の高さ等一基当たり 1.5 ~ 2 倍位になっている。それを 14~17 基設置予定となっているが、低周波音による健康被害は、避けられないのではないか。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 野性生物にも影響を与えるのではないか。イノシシ・シカ・サル等がより人家に近づいて来る可能性がある。 | 動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 大地震が発生しても倒れる事はないのか。地盤は大丈夫なのか。そこまで対応できるのか。 | 風力発電機の倒壊に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 |

意見書 43(2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 4 | ・風車予定地の下には、ため池がいくつかあります。線状降水帯など予想以上の豪雨の時には、本当に大丈夫なのか。川の氾濫も心配です。 | 土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。 |
| 5 | ・秋の野鳥（サシバ等）の渡りのルートにもなっています。その影響も心配です。 | 本事業では、配慮書の段階から当該地域が渡り鳥の飛翔経路と重複する可能性を認識しており、今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、渡り鳥への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 6 | ・日高町・御坊市を世界遺産の熊野古道が通っています。来訪者は風車にがっかりします。風車は景観を壊します。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 7 | ・計画の説明は、地権者、地区住民には必要不可欠だが、大規模な風力発電ならばもっと広域的な地区での説明も行ってほしい。 | 方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しました。また、環境影響評価法に基づく説明会のほか、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗にあわせて、関係者とも協議しながら地区単位での個別の説明会を適宜開催する予定です。 |

意見書 44

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 私は、新白馬風力発電事業が予定されている地域の住民です。この度の風力発電計画に関して4つ質問があります。今回の風力発電の開発計画が進むエリアは保安林に指定されている区域に含まれるかどうかについて教えてください。 | 対象事業実施区域内の一部は、保険保安林、干害防備保安林、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林に指定されていますが、当該範囲に係る改変の有無等については今後の事業計画の具体化にあわせて検討する予定です。 |
| 2 | 保安林としての指定を受けている場合、そのような地域での開発にはどのような特別な手続きや制約が伴いますか？ | 保安林の開発にあたっては、保安林解除等の手続が必要になり、制約については関係機関との協議を踏まえて決定することになります。 |
| 3 | また、土地の利用に関する計画がどのように地域社会や環境に配慮しているのかを説明してください。以上の点について、詳細な情報提供をお願い申し上げます。 | 一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 なお、環境への配慮については、今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置や事後調査を検討することで、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 45

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 風力発電の計画から自宅は2km以内になっています。騒音・振動・低周波による影響を心配しています。自律神経失調症もあるのできっとひどくなると思います。私の友人の母親は広川町で近くに風車があります。体調が悪くなり風車の影響しか考えられない、といいながら死くなりました。体調が悪くなった時、申しましたが、何の対策もなく、苦情で片づけられたそうです。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 2 | 風力発電は絶対に作ってはいけないと言われています。私もそう思います。絶対反対です。和歌山のきれいな山を残したいです。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 46

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 多くの人が不眠症や高血圧、めまい等の健康被害で苦しんでおられると聞いています。由良町では、お亡くなりになった方もいるとの事。1km内に内原保育所もあります。私達住民の健康をおびやかす風力発電事業、やめて下さい。命と暮らしを守る為にも中止を強く願います。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | ・騒音、低周波による健康被害 ・土砂災害、水害 いろんな事の心配がいっぱいあります。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。 |

意見書 47

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 風力発電による騒音や低周波などによる人体への影響が国内外で報告されることがあります。日高町につくることは反対します。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 48

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 風力発電が日高町につくられるのは反対します。低周波音により動物が山から里におりてきたり周辺住民による健康被害を耳にします。娘が日高町に住んでいる為、大変心配です。その為建設には断固反対します。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて動物への影響、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 49

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電の計画何も説明なく進めるとはどうゆうことですか？近くに立つと健康被害もでると聞きました断固として反対します | <p>方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しました。また、事業計画については、環境影響評価法に基づく説明会の他にも、関係者とも協議のうえで必要に応じて個別に地区単位での説明会を開催しました。</p> <p>今後も、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗にあわせて適宜説明会を開催する予定です。事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めるとともに、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 50

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | イギリスでは 5km 以内に民家があったら風力発電機は設置できないと聞きました。なぜ 500m の範囲に設置するんですか？私の家は 1km 以内に入っているので、騒音や低周波の音による健康被害が心配です。先祖代々の土地にこれからも元気に住みづづけたいです。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 日高町は、和歌山県で人口が増加している 3 町の内の一つなのに、風力発電機が建設されることによって、人口が減って活気がない町になるのではないかと心配です。 | 一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 |

意見書 51

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 下記のとおり意見を提出致します。 ①5KM 圏内に小学校、保育園があります。児童への影響を考慮し、児童の学校生活時間帯を発電機の停止(AM9:00～PM17:00迄) | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | ②原谷・萩原地区は高齢者が多数あり、就寝時間が早い為、風力発電が一原因ではないか?と言われている低周波の危険性に恐れています。その心のケア、カウンセリング等必要。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。本事業の周辺住民の方から騒音、低周波音に対する苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |
| 3 | ③高齢者の就寝時間(PM21:00～AM6:00迄)発電機の停止 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 4 | ④近年他県にて地震が多数起きます。和歌山でも南海トラフトが30年内に発生する恐れがあると政府発表ありますが、中央構造線のひずみ活動があり熊本・四国と大きな地震がありました。原谷地区に関しては、土砂崩れ警戒区域(イエロー)です。その地区に大型の風力発電を建てて、区民のメリットがどこにあるか? | 土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。また、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 |
| 5 | ⑤大雨、地震等で風力発電を建てた為、自然被害が起きた時 1. 土砂崩れの為風力機が倒れる。 2. 発電機建設の為 山を切り開いた為 山から泥水が民家に流れた。 保障問題をどう考えてるか? | 風力発電機の倒壊や土砂等の流出に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 |
| 6 | ⑥大型風力発電機が自宅から見え、精神的圧迫を受けた場合、貴社はどう責任をとるか? | 本事業の周辺住民の方から景観に対する苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |
| 7 | ⑦原谷・萩原地区は世界遺産のくまのこ道がありますが風景乱す事をどう考えてるか?くまのこ道歩こう会が、この地区を省く可能性もあります。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 8 | ⑧個人遺産の低下の保障確約。 以上です。 日高町民のメリットが全く説明がありません。是非、町民にとって風力発電機を建てたら、こんないい事がありますと具体的に説明が必要です。現状デメリットしかないのでは是非とも教えて下さい。 | 一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 |

意見書 52

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 日高町に風力発電機が立つ計画については反対します。住宅が近い場所に風力発電があると、騒音や低周波の音により不眠症や耳鳴りなどの症状が起こると聞いたことがあります。実際和歌山県でそのような症状で引っ越しを余儀なくされたという話を聞きました。その為断固として反対します。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 53

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 日高町に巨大な風力発電の計画があるようですが、反対します。内原保育所や小学校から 1km 程度しか離れていない場所にあるのは不安です。自分達ならそのような場所に住みたいですか？住民の身になって考えていただきたいと思います。どうか風力発電の計画を中止していただけるようお願いします。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 54

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------------------------|--|
| 1 | 家が近くにあるから、15 キロ以上は離れた所に設置してほしい。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 健康被害は補償してくれるのですか？ | 本事業の周辺住民の方から健康被害に関するご意見をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |

意見書 55

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電による健康被害などが多く出ているのに、安全性に問題ないといった説明で押し切るのは不信感です。友人とその家族が住む街にこういったものが乱立するのは、すごく心配です。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 56

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 住宅地から風車の距離が近いので、住宅地から離してほしい。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 台風や地震の災害が多いところなので、倒壊等の被害があると困ると、鳥等への被害も懸念します。 | 風力発電機の倒壊に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 なお、鳥類等については、今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえて影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 57

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電機設置に反対します。私達の生活にエネルギーが必要だと思いますが、私達はこれからも今住んでいる土地で生活が続いていきます。今自然災害の影響で強風の日も強く、黄砂やホコリ、花粉などで喉や鼻に違和感があり病院に通っている人も多いです。野菜にも影響が出ています。この上に風力機が設置され、一日中風が強い日が多くなると、ますます健康被害が多くなります。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 風力機から出る騒音や低周波による、不調を訴える人も多く出ていると聞いています。人それぞれ敏感に感じる人とそうでない人がいますが、法律の範囲内では安全でも、不調を訴え続けている人はどうすればいいのでしょうか？ | 本事業の周辺住民の方から苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |
| 3 | 最近は、海の中で風力機を設置する方法も進めていると聞いています。風力機が設置され、健康被害をどれだけ訴えても認められないなら、私達の今の生活を守るために、そして子供達孫達が安心して生活していくよう、風力発電機の設置に反対し計画の見直しを強く要望します。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 58

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 風力発電をたつことによってのデメリットは聞くけど、メリットはあるのか聞かせてほしいです。 | 一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 |

意見書 59

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------------------|--|
| 1 | やまのきをきるとやまがないちやうよ | 本事業は既設の発電設備等の用地や既存林道等を用いることにより、自然環境への影響を可能な限り低減する方針としておりますが、今後の調査、予測及び評価の結果も踏まえて改変区域を最小限に抑える方針です。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 60

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電での人体、生命体、自然への悪影響を懸念するため、設置に反対します。子供達の未来を壊してまでもエネルギーを必要とは到底思いません。風をエネルギーに変換し、経済を循環させるという考えは素晴らしいことだとは思いますがそのために多くの自然や動物、人間も犠牲になるということを考えていただきたいです。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | 風力発電が設置されることで動物の居場所がなくなり、人間界へ食料を求めざるを得ない環境になった結果、人間への被害また動物を処分しなければならないという残酷な物語の目の前で起きるようで非常に恐怖を感じます。これをもって風力発電には反対します。 | 動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 61

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 風力発電、地元である日高町計画に、強く反対です。反対理由は多岐に渡りますが、第一に、実際に、知り合いである由良町畑地区住民の健康被害によるものです。不定愁訴(耳なり、不眠症、頭痛など)から、うつ状態になり苦しみ続けています。万が一、日高町になると、慣れ親しんだ土地からどこへ行けばよいのでしょうか？引っ越しや、新居などの保証があったとしても、大切な身体に健康被害があってからでは遅すぎます。保育園なども近くにあり、一番最初に悪影響を受けるのは、幼い子供達ではないでしょうか？ | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 |
| 2 | その他、生態系への悪影響も、風力発電により関係があると聞いております。影響があるとわかっているながら、知らないふりや、見て見ぬふりは出来ません。未来ある、子供たちの為にもどうか日高町に計画を取り止めて下さい。心より、お願ひいたします。 | 生態系への影響について、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 62 (1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | ・当風力発電事業に反対します。 (理由) 2回説明会に参加しました。安全であると、言いきっていましたが、基準で安全であっても、本当に安全かどうかが疑わしい。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | ①全生物をしらべない | 本事業においては、「発電所に係る環境影響評価の手引」や専門家等からの助言も踏まえ、鳥類等の飛翔性動物以外にも哺乳類や両生類・爬虫類等、多岐にわたる動物を調査、予測及び評価の対象として選定しました。 |
| 3 | ②期間がみじかい（調査の）3世代、80～100年くらい調べてほしい。内外合形、発達障害などは、孫の代により出る場合がある。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。なお、周辺住民の方を対象にした長期間の健康調査等は想定しておりません。 |
| 4 | ③みどり色の山の中や、風景にとても巨大な白い物体がある。とりつける会社の人は誠意がみられない。想像するだけで心がしんどくなる（気分がゆううつ） | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 5 | ④熊野古道最長石畳をあるいていて、風力発電が見えたなら、景色が悪い。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 6 | ⑤本当に安全であればJR東日本の線路ぞいや、東京のビルの上にたてられるはず。 | 風力発電は風の力をを利用して発電する仕組みであるため、風況条件を考慮したうえで事業計画を検討する必要があります。東京都を含む関東地方の内陸部は年間の平均風速が弱く、風力発電には適さない地域と認識しています。 |
| 7 | ⑥大人・子供・胎児・精子・卵子・細胞すべてに害はないと言っていたが、差がないことはないはず。エピデンスのされた論文持ってきて。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 8 | ⑦鍼灸接骨院をいとなんでいるがとくに鍼灸の受療者は、人工物への過敏者が多い。頭痛・高血圧・めまい・耳なり・肩こり・はきけ・精神疾患・不妊・どうき、などふえるおそれがある。以上の理由から本当に、建てて欲しくありません。断固として反対します。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 62 (2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 9 | 日高町民が知らない人も多すぎるのも問題です。チラシや、町内放送・駅・学校・保育所・病院・役場・JAなどに大きなポスターをはって皆に知らせて下さい。 | 方法書の住民説明会の開催にあたっては、日刊新聞による公告を配慮書段階よりも4紙増やして行つたほか、関係自治体広報紙にも掲載させていただきました。 また、関係自治体等とも協議のうえ可能な限り住民の皆さんに参加いただけるよう日時及び会場を設定させていただきましたが、今後も関係自治体と協議しながら多くの方に周知できるよう努めてまいります。 |

意見書 63

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 私は、この事業に反対します。理由として、内原駅から900m以内にあるのは怖いです。私や姉は偏頭痛をコントロールして生活しています。もし、これ以上の数が増えたらという恐怖があります。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | もう1つの理由は、山に住んでいる動物達に必ず被害が及ぶからです。日高町の環境を考えた上で建設はやめるべきです。 | 動物への影響については、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | それに、電力が足りないと言う前に、節電をするべきだと考えます。勉強は大事です。環境問題やエネルギー問題、動物との共存などこれから子供達は、しっかり学んでいます。今、取り返しがつかない事をして未来を潰す恐れをあたえるのではなく、普通におだやかに、安全に、生活を送らせる事が大事だと思います。この建設について、大反対します。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 64

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>私は、この事業に反対します。理由として、まず、建設予定の風力発電が住民の居住地から近すぎるからです。日高町萩原から原谷にかけては、山沿いに住む人が多く、もし風力発電が建設されるなら、近隣住民は騒音により住むことができなくなるだろうと考えます。退去することは住民にとって難しいと思われます。</p> | <p>風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。</p> |
| 2 | <p>2つ目に、生息しているイノシシやシカなどの野生動物に影響が出るからです。建設されるならたとえ小さくとも環境破壊は免れられず、動物が街に出ることになり、被害が出るかもしれない。人へも動物へも被害が出ることは避けるべきです。</p> | <p>動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 3 | <p>3つ目に、本当に風力発電が必要だとは考えられないからです。日本では随分前から、私が生まれる前から『節電』や『省エネ』が呼びかけられており、もととその活動に積極的に取り組めば、これ以上風力発電を建設しなくても済むだろうと考えます。『SDGs』は今年で採択されてから9年が経ちます。世の中で環境保全が叫ばれています。山と動物、自然の保護を一番に視野に入れて頂きたいです。</p> <p>以上が、私の反対する理由となります。</p> | <p>風力発電事業は、SDGsの目標7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」に資するものと考えております。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 65

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 私は、この事業に反対します。住民の居住地から近過ぎます。風力発電による騒音、低周波音や超低周波音による、人体への影響も考えられている。実際報告されている中、なぜ、私達の居住をおびやかすのですか？やめて下さい。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 生息している野生動物や、自然環境を破壊し、エネルギーが必要ではないです。環境保全が叫ばれ、もっと積極的な節電、省エネなんて、10代の娘達は、保育所から今も取り組んでいます。イメージ写真を見て、恐怖しかありません。 | 動物への影響については、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、本事業は既設の発電設備等の用地や既存林道等を用いることにより、自然環境への影響を可能な限り低減する方針としておりますが、今後の調査、予測及び評価の結果も踏まえて改変区域を最小限に抑える方針です。また、それらの結果は準備書にお示しします。さらに、景観に係る項目において、各展望点からの風力発電機の見え方にについてフォトモンタージュを作成したうえで、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 3 | 原谷や萩原地区、日高町を住めない土地にするのですか？体調不良や、原因不明の病を増やして、増えてからでは手遅れどころか廃町ですよ。一度、風力発電設備を見に連れて行ってもらったことがあります。破壊を感じ、音や、回転の恐怖、大型台風や、例年予想できない災害に、耐えられない不安、恐怖を感じました。全てにおいて建設反対！！建設をとりやめて下さい。 | 風力発電機の災害に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 なお、台風等の強風時には、風速が閾値（カットアウト風速）を超えると、風力発電機の稼働が停止し待機状態となる制御が働きます。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 66

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 近くの、山や池はぼくたちの遊び場です。そこに住む、動物や虫たちをころさないで。遊び場をうばわないでください。 | 動物への影響については、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 67

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | この山にどれだけの動物や虫、植物が生きているかしっていますか？もっと、この自然を大切にして下さい。大好きな山を、このまちを、しんどくてきらいなまちにしないでください。 | 動物や植物への影響については、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 68

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------------------------|---|
| 1 | 頭痛や不眠、体調不良にいつも悩まされているので困ります。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 69

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------------------------------|--|
| 1 | 保育所のお友達が危険な目に晒されるのは、とても怖いです。やめて欲しいです。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 70

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------------------------------|--|
| 1 | 内原小学校のお友達が危険な目に遭うのは、とても怖いです。やめて欲しいです。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 71

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 家からものすごく近いし、更に小学校も近い。健康被害や害獣による被害が多くなるかもしれないのは、とても危ない。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示します。 |

意見書 72

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 我が家から目と鼻の先。健康被害や害獣による被害が多くなるかもしれないのは、すごく怖いので建てるのをやめてほしいです。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 73

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電機の設置による健康被害が実際に発生している事は深刻です。安全な日常生活に悪影響を及ぼすため、賛成は出来ません。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 又、美しい景観が損なわれる事は精神安定上、害であり、絶対避けるべきと考えます。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | 日本の資源に限りがあるのは理解できますが、住宅地から1km以内となります。絶対反対とさせて頂きます！！ | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 74

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 持病への悪影響があるにちがいない。そんな危険なものをわざわざ持ち込まないで！絶対反対！！ | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 75

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 環境や健康への影響が出るかもしれない場所に、住めますか？何か起こったら、全て、住民が納得できる補償があるのでしょうか？住民にメリットも補償もないものを建てないで下さい。 建設反対！ | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 なお、一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 |

意見書 76

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 建設予定地の1Km圏内に自宅があります。騒音や健康被害等の心配があるので建設を中止してください。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | また計画について建設予定地の近くの住民に説明が全くないのは何故ですか？ | 方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しました。また、事業計画については、環境影響評価法に基づく説明会の他にも、関係者とも協議のうえで必要に応じて個別に地区単位での説明会を開催しました。 今後も、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗にあわせて適宜説明会を開催する予定です。 |

意見書 77

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------|--|
| 1 | 騒音と低周波の音が心配です | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 78

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>お忙しいところ失礼します、初めてメールをお送りします。このたび、日高町内原地区の薬師谷山内に風力発電機を立てる計画をされているとお聞きしました。私は荊木区に住んでいますが、薬師谷山から自宅までの距離は、原谷・萩原区にお住まいの皆さんのお家と変わりありません。原谷・萩原区の皆さんには、何度か説明会が実施されているともお聞きしました。データ上・あるいは法律上、荊木区には影響がないとみなされているうえでのご計画かとお察ししますが、何のご説明もないままでは、住民にとっては不信感しかございません。</p> <p>私だけでなく、周囲の住民の皆さんからも不安や憶測の声をうかがいます。私たちが住んでいる地域は、近年若い方々が続々とお住まいを建てられて、子供の数も増えています。残念ながらご説明がないままの現状では、このたびのご計画で住民が町またはそちらに不信感を抱き、子供たちに不安を与える一方となっております。私たちの考えが誤解であるとおっしゃるのであれば、早急にご説明を頂き、質問にお答え頂く場を設けて頂きたく存じます。</p> <p>お忙しいところ申し訳ございませんが、何卒ご検討のほどよろしくお願ひいたします。</p> | <p>方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しました。また、事業計画については、環境影響評価法に基づく説明会の他にも、関係者とも協議のうえで必要に応じて個別に地区単位での説明会を開催しました。</p> <p>今後も、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗にあわせて適宜説明会を開催する予定です。説明会の開催にあたっては、関係者とも協議しながら必要に応じて開催範囲を検討します。</p> |

意見書 79

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 多くの人が不眠症、高血圧、耳鳴り、めまいなど日常生活が困難になったと訴えているのになぜこの様な風力発電機が作られるのでしょうか。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 80

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 「(仮称)新白馬風力発電事業」に反対します。 理由： 住宅地に近く低周波騒音等による健康被害が多発する可能性が高い。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 住宅地からわずか 1km 程度の場所に風力発電設備を建設すべきではない。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |

意見書 81

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 近くに民家や小学校、保育所などがあるので、反対です。健康被害のおそれありと私は考えます。成長期である子供達に安全に暮らしてほしい！！ | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 82

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------|--|
| 1 | 反対です。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 83

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------|--|
| 1 | 反対です | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 84

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 建設予定場所が保育所等の近くとのことです、健康被害だけでなく、もしも構造物がたおれる（ハソン）等した場合、どうするのでしょうか。 | <p>風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。</p> <p>風力発電機の災害に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> <p>さらに、風力発電機は保守・管理計画に基づき適切にメンテナンス等を実施していく方針ですが、万が一、風力発電機が倒壊もしくは破損した場合には、迅速にその原因究明と再発防止に努めます。</p> |

意見書 85

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 民家、保育所、小学校など近くにあるのに、どうして計画するか理解できません。反対です。 | <p>風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。</p> <p>今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 86

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------|--|
| 1 | 反対です。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 87

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------|--|
| 1 | 反対です。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 88

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電の建設には強く反対します。安心・安全ならば東京の中心に建設すれば良いのではないでしょか？田舎に建設すると人口がさらに減少します。 | 風力発電は風の力を利用して発電する仕組みであるため、風況条件を考慮したうえで事業計画を検討する必要があります。東京都を含む関東地方の内陸部は年間の平均風速が弱く、風力発電には適さない地域と認識しています。 |
| 2 | または、富士山の樹海に番号をつけて建設したら、迷って自殺する人が減るのではないか？それで富士山の景観が悪くなるとおっしゃるのであれば、こちらの山の景観も悪くなるので気持ちは同じです。大切なことなのでもう一度書きますが、風力発電の建設には『強く反対』です。 | 景観に係る項目において、各眺望点からの風力発電機の見え方についてフォトモンタージュを作成したうえで、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 89

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------------|--|
| 1 | もっと人のいない土地へいってください。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 90

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 自分の住む場所のすぐそばに、健康被害、自然環境破壊水源や動植物への悪影響がおこるかもしれない危険なものを見てないで下さい！ 風力発電事業反対します。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 91

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | この日高町萩原で子育てをしています。まだまだ、小さい子供たち。これからも健康で元気にくらしながら何の心配もなく子供たちが巣立つまで安心し、子育てをしていきたい。風力発電の影響で、環境被害、健康被害が出てしまってはならないです。子供たちの未来の為、建設事業を中止して下さい。建設、絶対反対です。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 92

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 頭痛などの健康被害が心配です。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 93

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------------------|--|
| 1 | 風力発電を作ると環境被害はないのでしょうか？ | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 94

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 台風や地震などの災害があった場合、本当に安全なのか不安です。 | 風力発電機の災害に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 なお、台風等の強風時には、風速が閾値（カットアウト風速）を超えると、風力発電機の稼働が停止し待機状態となる制御が働きます。 |

意見書 95

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------|--|
| 1 | 反対です。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 96

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------|--|
| 1 | 反対です。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 97(1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>☆方法書の間違いについて 2-22 (24)、表 2.2-6 近隣の風力発電事業No.14 計画中配慮書有田川町、日高川町、広川町（仮称）紀中ウインドファーム事業...には、広川町は所在地ではない。 2-23 (25)、図 2.2-9 近隣の風力発電事業の分布状況で、14 の位置に（仮称）紀中ウインドファーム事業は計画されていない。11（仮称）DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業の東方向になる。 事業者は、どうせ閲覧などされないとチェック無しに縦覧に付したものを受け止めた。これは方法書の体をなしていない。</p> | <p>方法書に記載の他事業の分布状況は、令和 5 年 11 月 30 日時点の「環境アセスメントデータベース (EADAS)」（環境省ホームページ）を参照しております、これによると（仮称）紀中ウインドファーム事業の配慮書段階における事業実施想定区域は、方法書に記載のとおり有田川町、日高川町、広川町に位置します。 なお、事業実施想定区域には風力発電機の設置区域以外にも工事用・管理用道路や残土置き場等の附帯設備等の設置位置も含まれているものと思料します。</p> |
| 2 | <p>☆住民の生活と健康への影響を軽視もしくは無視 低周波音による健康被害について、事業者は住家から 500m 離すからと説明している。環境省は影響があるから調査せよと指導しているのに、影響なしとの根拠がない。想定区域では、既設の白馬ウインドファームによる騒音・低周波音の事前・事後調査結果を受けた住民は、風車騒音に苦しめられ眠れず、昼間は自宅を離れて過ごしていた、結局心臓の病を患って亡くなった。風車から約 1600m 離れていたが、明らかに影響があった。現在稼働中の 1500kw の風車で事象が発生しているのに、4300kw の風車は影響なしにはすまない。事業者は健康被害者が泣き寝入りとなっている現実を重く受け止め、事業をやめるべきだ。</p> | <p>超低周波音については、令和 2 年 8 月に参考項目*から削除されました。が、住民の方々からのご不安やご懸念の声を踏まえ、方法書では環境影響評価項目に選定しました。事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。なお、白馬ウインドファームから、そのような事象は把握していないと聞いています。</p> <p>*参考項目：事業特性や地域特性を踏まえ、一般的な事業において環境影響評価の項目に選定されるべきものを参考項目として主務省令で規定</p> |
| 3 | <p>☆生活環境への影響が大きい 森林は二酸化炭素を吸収する役割を担う大事な資源だ。森林を伐採して、山を削って風車を建設する意義があるのか、理解できない。 想定区域には干害防止保安林、保健保安林等の保安林がある。その周辺には土砂流出防備保安林、砂防指定地等がある。農業集落や住民の生活環境を守っている里山を伐採、改変してまで風力発電を建設する意義があるのか、白馬山脈の美しい稜線に風車を林立させてまで電力を供給する必要があるのか、事業者の価値観を疑う。 残土処理については、既設の室川トンネル日高川町側残土置き場へ処理すると説明された。すでに約 24 万～25 万 m³ 盛土されているところへ本事業合で発生する約 4 万～5 万 m³ を追加盛土するというが、その土量でとどまるのか、また熱海の盛土災害の悲惨さを考えるとやめるべきだ。</p> | <p>本事業の実施に伴う二酸化炭素の削減量及び排出量については、伐採樹木の二酸化炭素吸収消失量を含め、準備書にお示しします。</p> <p>保安林の開発にあたっては、森林法等の関係法令を遵守するとともに、関係機関と協議のうえ、保安林に係る公益的機能を損なわないよう対策を検討します。なお、保安林に係る改変の有無等については今後の事業計画の具体化にあわせて検討する予定です。</p> <p>残土処理については、切土量と盛土量のバランスをとつてできるだけ残土を发生させない計画とします。なお、約 4 万～5 万 m³ というものは、当該残土置き場で処理可能と想定している量であって、その量の残土が必ず発生するわけではありません。</p> |

意見書 97(2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 4 | <p>☆本事業に同意できない 新幹線を運行するJR東日本が、紀伊半島の白馬山脈西端に大型風力発電を建設してまで電力を供給する本事業計画は、鉄道事業エリアで建設するほうが効率的だ。そこまで投資する資金力があるのなら、疲弊している他社地方路線の存続維持、安全対策、駅の利用環境の整備など、公共交通を未来へつなげる事業にイニシアチブをとってほしい。大型開発と拝金主義に変わった鉄道会社は最悪だ。</p> <p>風力発電事業から撤退して、公共交通を担う鉄道会社としての社会的責任を果たしてほしい。 鉄道を利用する人々の安全を重視するなら、風車の下で暮らす人々の健康と、環境を守ることは同じと受け止め、新白馬風力発電事業は断念してほしい。</p> | <p>弊社は、JR東日本グループのうち再生可能エネルギーに係る事業の開発を担う組織として設立され、現時点ではJR東日本以外の関連会社には同様の組織がありません。そのため、弊社は東日本エリアを中心北海道から九州まで全国的に事業を展開しております。</p> <p>また、鉄道会社として安全安定輸送を行なう一方で、鉄道は輸送人員あたりのCO₂排出量が少ない乗り物ですが電気を消費するため、弊社が開発した再生可能エネルギーで鉄道を動かすことでも重要な社会的責任と捉えております。</p> <p>今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 98

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 低周波音や超低周波音による人体への影響として、心血管系（血圧、心拍数など）の変化や、集中力の欠如、めまい、倦怠感、睡眠障害、鼓膜の圧迫感、振動感などが報告されていると聞いています。実被害として、県内でも風力発電による影響で、上記のような人的被害により日常生活が困難となり、引越しをやむなくされた結果も聞いています。実被害まで確認されている以上、風力発電の計画に賛成できません。断固として、この計画に反対します。よろしくお願いします。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 99

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | まだ安全も保障されていない事柄に関しては賛成できかねます。これから育つ子供達の未来の為にもどうか利益よりも自分達の家族を思う同等のレベルでお考え下さい。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 100

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>世界的にカーボンニュートラルに向けた取り組みがなされているのだと思いますが、そもそも電気エネルギーを中心とした社会に限界があるのではないでしょうか。CO2を排出しないとしても、代替の機能で大きなエネルギーを獲得しようとなれば大きなリスクを伴うのではないかと考えます。</p> <p>例えば、電磁波や低周波、今はCO2や放射線より注目されているわけではないかも知れませんが、先の未来、電磁波や低周波、さらには今一般的に知られていないようなものが、今でいうカーボンニュートラルのような取組の対象になっている気がしてなりません。</p> | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | <p>巨大な風力発電機が、そういったものを産みだしていない保障はなく、その安全性と保障が充分に示されるまで説明が必要だと考えます。</p> <p>原子力発電に対して、環境に良いかのような表現で建設をすすめられた過去があるため、巨大なエネルギーに対しては非常に慎重な対応を求めたいです。</p> | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 101

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------------|--|
| 1 | 反対です。静かに暮らしたいです。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 102

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 反対です。音がうるさいのはいやなのと、ていしゅうは、いらないです。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。 |

意見書 103

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------------|--|
| 1 | 反対です。子供の将来が不安です。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 104

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|-------------------------------|
| 1 | <p>荊木上出の住民として意見を述べます。本来住民の生活に影響するので、町役場が前面に出て対応すべき事案と考えます。初めから腰の引けたような態度はいかがなものか。今からでも上出住民と業者の間に立ち住民説明会を開催し、住民が納得したのち着工していただきたい。以上</p> | 日高町へのご意見に対する見解は差し控えさせていただきます。 |

意見書 105

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | ①4月19日説明会への参加者があまりにも少なくびっくり。住民への説明会にはなっていないのでは!!新聞にはお知らせをのせていたが小さな文字でびっしり書かれておりよほど時間に余裕がないと読まないとと思う。また高齢者の多い、御坊市夜に説明会をされても外出は難しい。働いている人は夜は疲れており、よほど関心がなければ参加しないのでは…。今回の説明会は、形ばかりに思う。もっと住民の事を考え、日時を設定すべきです。 | 方法書の住民説明会の開催にあたっては、日刊新聞による公告を配慮書段階よりも4紙増やして行ったほか、関係自治体広報紙にも掲載させていただきました。 また、関係自治体等とも協議のうえ可能な限り住民の皆さんに参加いただけるよう日時及び会場を設定させていただきましたが、今後も関係自治体と協議しながらより多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。 |
| 2 | ②今ある白馬風力発電の環境への影響は、何もありないよう書かれていたが、私の実家は中津川にあり、風車が出来た年から、田畠の作物がイノシシにやられ、うまく作れなくなつたことは事実である。富安地区では今でも、サル、鹿、イノシシなどの被害があり、さらに被害が大きくなるのではという心配がある。今後、どのような調査をする予定なのか知りたい。 | 動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 哺乳類の調査にあたっては、調査地域内を任意に踏査し、個体や痕跡等の位置を記録することで、種ごとの生息状況を把握する計画です。 |
| 3 | また、低周波音による健康被害について、今の白馬風力について調べているのですか。個人的に被害を受けたと感じた人の話を聞いています。今より1.5倍の大きさになる風車です。健康被害も心配です。きちんと調査してください。 | 白馬ウインドファームにおける実態については、白馬ウンドファーム株式会社から資料を提供いただいている。 本事業の影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 4 | ③今ある白馬風力発電の風車等の廃棄する場合、どこへ最終、持つて行くのかは説明になかったと思います。コンクリートは取りのぞき、どこへ廃棄するのか、風車はどこへ同じ所へ。風車をつくらないならば、その場所は、木を植え元にもどすのですか？自然破壊につながるのではないですか。元にもどしてくれないと。 | 白馬ウンドファームは、他事業者による事業であり、現時点では撤去の方法や具体的な工事計画等の詳細は把握しておりませんが、原則コンクリート構造物を撤去した後、土砂（残土含む）で埋戻し、緑化する予定と聞いています。 |
| 5 | ④保安林がある、御坊市の山は、本当に大丈夫なのかしっかり調査してほしい。会社に都合のいい調査会社への委託でないことを願う。 | 保安林の開発にあたっては、森林法等の関係法令を遵守するとともに、関係機関と協議のうえ、保安林に係る公益的機能を損なわないよう対策を検討します。 なお、保安林に係る改変の有無等については今後の事業計画の具体化にあわせて検討する予定です。 |

意見書 106

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 超低周波音について、大変不安に思っています。環境省による低周波の説明を読むと、「20Hzで95dB以上になると寝ている人も目が覚めることがあるという実験結果が出ている」と書かれています。（「よくわかる低周波」）由良や日高川町など、すでに風力発電が行われている地域において、不眠による体調不良を訴えている方は何人もいます。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | また、超低周波の影響だと懸念されている超低周波の震動により、血管の壁が厚くなり、心筋梗塞など血管の病気により死亡された方も風車の近くの住民の中にいます。風車ができてからです。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | 騒音などの対応で環境省も、これを「苦情」としています。これらは「文句」という意味合いとして受けとられているという批判もありますが、科学的な視点から対応されていないため、ではないでしょうか。 | 本事業の周辺住民の方から騒音に対する苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |
| 4 | 実験結果で不眠症になる可能性があるとしているにも関わらず、因果関係を調べないままに新規事業を行うというのは、いかがなものでしょうか？たとえ貴社の事業でなくとも同じ事業をさらに大規模に行う訳です。風車が影響しているとしたら、被害はより大きくなるとはお考えにならないでしょうか。これまでに起った公害も、影響が多大になり政府も企業も無視できなくなり公害と認めましたが、その間患者は増えた訳です。公害となる恐れを考え、科学的に大丈夫であると示して下さい。もし、風車から2Km以内の保育園に通っていた子ども達に、建設から数年後不眠症や心筋梗塞が多発したら、どうなさるおつもりですか。最低でも環境省が不眠の可能性を示唆しているのですから、その影響があるのか、又、どこまでなら大丈夫だと貴社が考えているのかをお示し下さい。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 5 | 私は、今ある白馬ウインドファームの風力発電施設の際、日高湾からの羽の移送の現場に出くわしたことがあります。曲がり角で、注意深く運転されていましたが、普段は広いと思っていた道でも、かなり慎重に動かす必要があることは、素人目にも分かりました。今回のローターの直径は、以前よりも最大50m大きい。その羽ならば、運ぶためにも相当な広さの道が必要かと思われます。また、移送に時間がかかると思われますので、何日も大型車が通ることになりますね。（説明会で、風車建設に1年半と説明ありましたが、その内の何日になるんでしょうか）その周辺住民にも説明を行っているんでしょうか。夜中に運ぶといつても、音や車の震動はあります。丁寧に対応する、ということであれば、この風力発電計画において、調査から完成までの間に影響を受けるであろう住民に説明すべきです。 | 風力発電機の運搬にあたっては、起立式台車等の特殊車両を用いることで、既存道路の拡幅や新設道路の敷設に伴う改変区域を最小限に抑える計画です。 現時点では具体的な工事計画を検討中であるため、風力発電機の運搬に要する日数は未定ですが、一般に1基あたり10日程度を要します。 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 6 | 私は、クリーンエネルギーには賛成です。しかし、それに伴って開発地周辺住民の心身の健康に影響ができる恐れがある場合、賛成できません。再生可能エネルギーは、地球のためであり、人間の発展のためのものであるはずです。何が起こっているか分からぬ状態こそ住民を苦しめるものです。どうか、社会的責任のある貴社の誠実な対応をお願いします。（説明会では、社員・関係者のみなさんの態度は誠実でした。そこではなく、事業の進め方、内容の誠実さを求めます。） | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 107

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電による騒音、低周波などによる身体への影響が心配なので、つくることは反対します。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 108

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電による騒音、低周波などによる身体への影響が心配なので、つくることは反対します。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 109

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | ・近くに家や公園があるので、騒音問題が気になる。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 110

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------------|---|
| 1 | もし、たおれてきたらこわいです。 | 風力発電機の倒壊に関する安全性について、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 |

意見書 111

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------------------------------------|--|
| 1 | 風車設置場所から 1km 以内に住んでるのでくわしい説明をしてほしいです。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 112

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 風力発電機設置により、日常生活が困難になるほどの影響がでている現実があります。このような被害がでているにもかかわらず簡単に設置されるのは、いかがなものでしょうか。御自分の家の近くで設置されても、快く賛成されるのでしょうか。断固として反対します。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 113

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 近くに、小学校や保育園などあるのに建設するのですか？ | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | 多くの人が不眠症や、目眩など日常生活に影響が出たようです。近くには、民家もいっぱいあります！高齢者や幼児がいっぱい暮らしています。近くに住んでる方の生活は、どうでもいいのですか？未来ある子供たちが、そのような症状に悩まされる可能性があります。デメリットの方がが多いと思います。考えなおして頂くのが懸念だと思います。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 114

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 風力発電の健康被害について心配しています。過去に別の場所に設置された風力発電において不眠症や耳鳴り、めまいなどの健康被害に悩まされたり、そのため引越しを余儀なくされた話を聞きました。 どうして民家に近距離のところに設置するのですか？その場合の健康被害についてはどうお考えでしょうか？ | 風力発電機の配置を含め、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 115

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 地元の日高町は子育てに良い町と思うが、こういった風車による健康被害の可能性が少しでもあるなら、日高町(原谷)へ戻ることも考えなければならない。 住民に対するメリットが無く、デメリットしか見えてこないのが良くない。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 なお、一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 |

意見書 116

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------------------------------|--|
| 1 | 荺木地区に住んでいます。家族皆、反対意見です。よろしくお願いします。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 117

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 作る必要性が分かりません。デメリットの方が多く感じるし、住めなくなる可能性あるのなら必要ないです。周辺に住んでいる人の気持ちを考えてください。自分の家の近くに建設して自分が体験してからにしてください。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 118

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 散歩が好きです。山、川好きです。(山にのぼれない、山に風力発電は不需要です。) | 本事業は既設の発電設備等の用地や既存林道等を用いることにより、自然環境への影響を可能な限り低減する方針としておりますが、今後の調査、予測及び評価の結果も踏まえて改変区域を最小限に抑える方針です。また、それらの結果は準備書にお示しします。 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 119

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-----------------------------------|--|
| 1 | 騒音が気になります。実際、どれくらいまで音が聞こえるのでしょうか？ | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 なお、風力発電機からの音が聞こえるかどうかは、その場所がどれくらい静かなのかによります。 |

意見書 120

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 人体への悪影響、自然環境が壊れることへのけ念が心配されます。自然エネルギーを作つて自然破壊が行なわれる事はどうかと思います。風力発電事業に反対します。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 121

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>2024年4月の説明会で既設の白馬風力発電で健康被害を訴えている人が多數いるという話がありました。その後で、「既設の風車より1基あたりの発電規模が2~3倍になるが、騒音はどの程度大きくなるのか。また小さくなるのか?」と質問しました。JR東日本エネルギー開発株式会社の方が「小さくなると聞いている」と回答しました。その小さくなると聞いたメーカーと風力発電の機種を教えてください。また、その風力発電の騒音に関する仕様を開示して下さい。騒音がどの程度発生するのか地形や風速、距離に応じたデータを開示して下さい。</p> <p>続いて「小さくなると聞いている」という曖昧な表現についての質問です。JR東日本エネルギー開発株式会社の方が回答したと記憶しています。住民から見て向かって左の最前列に座っていた男性です。なぜ、このような曖昧な表現なのかその理由を教えてください。風力発電事業を行う事業者のそれなりの立場の方と思われます。住民説明会では風力発電の騒音問題について常に焦点が当てられています。それにも関わらず、今から設置しようとしてる風車の騒音レベルについて自分で確認をしていないということですか?</p> <p>特定の個人からの回答が難しい場合は、どうして2024年4月の説明会に居た人の中で「小さくなると聞いている」より正確な回答ができなかったのかを教えてください。あの場に居た20名近くの方がこれから設置しようとしている巨大風車の騒音レベルについて知らなかったということですか?</p> | <p>経済産業省の審議会資料*によると、風力発電機規模と発生騒音について、大型化に比例して騒音も大きくなるとの懸念に対し、「技術開発により低騒音化が進展。最新の4MWクラスの風車は既存の3MW以下クラスと発生騒音が同程度」とされています。</p> <p>今後の予測実施にあたっては採用機種を絞り込み、メーカー資料をもとにパワーレベル（風力発電機から発生する音の大きさ）を設定します。予測結果及び予測条件は準備書にお示します。</p> <p>*第21回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ「資料1-2 風力発電への理解促進のための取り組みについて（一般社団法人日本風力発電協会資料）」</p> |

意見書 122

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>前回の風力発電の説明会で、健康被害を認定する基準が存在しないことが明らかになりました。企業側の回答は「まだ計画段階の事業なので基準は存在せず、これから作成する」という回答でした。期日は2024年4月の説明会から1年半以内と回答がありました。</p> <p>1. そこで質問です。貴社はこれまでに風力発電事業をいくつ行ってきましたか？</p> | 現時点で運転を開始した風力発電事業は4件あります。 |
| 2 | 2. 風力発電事業を始めてから何年が経過していますか？ | 弊社は2015年4月に設立されましたので、9年が経過しました。 |
| 3 | 3. 日高川町を含めてこれまでに住民からの苦情は何件ありましたか？ | 現時点ではこれまでに住民の方から苦情が寄せられたことはありません。 |
| 4 | 4.これまで苦情があったにも関わらず、健康被害を認定する基準が存在しないのはなぜですか？その理由を分かりやすく簡潔に説明してください。 | 現時点ではこれまでに住民の方から苦情が寄せられたことはありません。 |
| 5 | <p>これまで健康被害を訴えた人の中に健康被害を認定すべき人はいませんか？</p> <p>健康被害がある場合は今すぐ健康被害を認定するための基準を明確にしてください。そして、その人達に直接話を聞いて健康被害を認定し、保証を行って下さい。健康被害がないと思う場合は、その理由を説明してください。→</p> <p>その回答は住民に寄り添った対応と言えますか？（住民の立場から回答をお願いします）</p> | 現時点ではこれまで弊社が実施する事業について住民の方から健康被害を訴えられたことはありませんが、今後そういったお話をいただいた際には、症例や発症した日時等の詳細を伺ったうえで、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |

意見書 123

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 2024年4月の説明会で既設の風力発電の撤去を行い、「上モノだけではなく基礎部分も撤去する」と回答がありました。それについて追加で質問です。 1. 基礎部分は全て撤去されますか？ | 白馬ウインドファームの風車・基礎・電気設備はすべて撤去する方針です。 基礎については、原則コンクリート構造物を撤去した後、土砂（残土含む）で埋戻したうえで緑化する予定と聞いています。道路は、林業者も活用されているため、今後も林道として利用する予定です。詳細は、今後の計画の中で決定します。 |
| 2 | 2. 撤去後、県や町の立ち会いのもと完全に撤去されているかを確認を行いますか？完了後だけでなく、埋めている作業過程を写真で保存し、ごまかしがない形で確認されますか？ | 県や町の立ち会いの要否については、今後の関係機関との協議により検討すると聞いています。 |
| 3 | 3. 撤去後、コンクリートなどを含めどのような廃棄物が出ますか？ | コンクリート、鉄筋、アスファルト、鋼材、FRP ブレード等の発生が考えられます。 |
| 4 | 4. 発生した廃棄物はそれぞれどのように処理、処分されますか？ | 現時点では詳細未定ですが、発生する産業廃棄物は法令に基づき、可能な限り有効活用に努めて発生量を低減し、有効活用が困難なものについては専門の処理会社に委託する等、適正に処分すると聞いています。 |
| 5 | 5. 一度穴を掘るとその部分は他の部分より柔らかくなり、雨などが染み込みやすくなります。その雨が溜まって土砂災害や地すべりなどを起こすリスクが高くなります。土砂崩れなどを起こした時の保証はどうなりますか？また、そのような保証金は計画にいくら計上していますか？簡潔で誰が見ても理解できる回答をお願いします。 | 既設の白馬ウインドファームから、撤去工事に伴う土砂災害対策が生じないよう関係機関や地権者等とも協議のうえで、適切に対策を講じていくと聞いています。詳細については、今後の計画の中で決定します。 |

意見書 124

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>2024年4月の説明会で意見書、配慮書、方法書などの書類の写真を撮れない理由を「著作権があるから」と回答がありました。</p> <p>1. 著作権には適応除外という項目があるのをご存知でしょうか？「はい」か「いいえ」で回答をお願いします。</p> | 適応除外という項目があることは承知しております。 |
| 2 | <p>2. 著作権法の観点から、役場で一般に公開されている資料の撮影を一律に制限することは適切ではないと考えられます。著作権法第30条では、私的使用のための複製は認められています。公開されている資料を個人的に記録・整理する目的で撮影する行為は、通常、私的使用の範囲内と解されます。また、著作権法第42条の2では、国や地方公共団体の公開資料について、説明の補助として必要と認められる限度において、複製を行うことができると定められています。役場で公開されている行政資料は、多くの場合、住民への説明や情報提供を目的としているため、説明の補助としての複製は認められると考えられます。</p> <p>したがって、役場が住民に公開している資料の撮影を、一律に著作権を理由に拒否することは適切ではありません。私的使用や説明の補助としての利用は、著作権法により認められています。</p> <p>これまで撮影を拒否してきたこと、役場職員にそのように指導してきたことが誤りであったことを認め、訂正をお願いします。</p> <p>また、これまでの資料をダウンロードできるようにしてください。</p> <p>著作権が制限される場合（著作物が自由に使える場合） https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html</p> <p>みんなのための著作権教室 http://kids.cric.or.jp/intro/03.html</p> | <p>本事業の環境影響評価図書は国や自治体による公開資料や行政資料ではなく、事業者が作成し、環境の保全の見地から広く意見を募るために、事業者自らが公表したものです。また、図書の中には事業者以外が作成した写真や図面、図形等が含まれるため、著作権法上の著作物に該当するものと考えます。ご意見のとおり、個人的に記録・整理する目的で撮影する行為は、通常、私的使用の範囲内と解ますが、一方で記載内容の変更や乱用等、無断転載のおそれもあり、当該行為に対して実態上弊社側で調整できる範囲ではないことから、トラブルを避けるためにも、図書の複製や撮影は一律にご遠慮いただいております。</p> |

意見書 125

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 2024/4/25日の説明会で「風車の大きさに比例して騒音が大きくなるわけではない」と回答がありました。その根拠となる資料やデータの開示をお願いします。 | <p>経済産業省の審議会資料※によると、風力発電機規模と発生騒音について、大型化に比例して騒音も大きくなるとの懸念に対し、「技術開発により低騒音化が進展。最新の4MWクラスの風車は既存の3MW以下クラスと発生騒音が同程度」とされています。</p> <p>※第21回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ「資料1-2 風力発電への理解促進のための取り組みについて（一般社団法人日本風力発電協会資料）」</p> |

意見書 126 (1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 2024年4月20日の説明会で、地元住民の同意がなければこの計画を実施することができないと回答がありました。そこで質問です。 1. 地元住民とは誰ですか？ 2. 土地を所有している原谷と萩原の住民のことですか？ | 事業の実施にあたっては、地域住民の皆さまとの合意形成を図る必要があると考えており、明確な範囲を定義せず広義的な意味で地元住民と表現しました。 |
| 2 | 3. それとも風力発電の近くに住んでいる荊木や池田、高家、小中の住民も地元住民に含まれますか？ | 事業の実施にあたっては、地域住民の皆さまとの合意形成を図る必要があると考えており、明確な範囲を定義せず広義的な意味で地元住民と表現しました。そのため、関係自治体となる広川町、日高川町、御坊市を含めた範囲も該当するものと認識しております。 |
| 3 | 4. また、その場合、風力発電から何km以内など基準はありますか？ | 各種手続において同意が必要な地権者や関係団体等には含まれないと認識しておりますが、地域住民の皆さまとの合意形成を図るうえでは丁寧な説明等を行う必要があると認識しております。 |
| 4 | 5. 音の大きさが基準の場合、何デシベル以上ですか？ | 環境影響評価法における関係自治体は、以下のとおりとされています。 ①事業実施想定区域及びその周囲 1キロメートルの範囲内の地域 ②既に入手している情報によって、一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域 一方で、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法においては、事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が1km以内の範囲内にお住いの方を周辺地域の住民とされており、法令等によっても定義されている範囲は異なります。 |
| 5 | 6. 地域によって異なる場合は、地域ごとに何デシベルが基準になるか教えてください。 | 指針値は、残留騒音に5デシベルを加えた値が基本となります。残留騒音は、一過性の特定できる騒音を除いた騒音であり、その地域の静かな状態の騒音レベルとなります。 |
| 6 | 7. その基準の音が聞こえるのはどの範囲ですか？ | 地域によって残留騒音が異なるため、指針値も地域によって異なります。 |
| 7 | 8. その範囲が明らかになるのはいつですか？ | 今後の調査及び予測結果を踏まえて指針値との整合が図られているか評価します。 |
| 8 | 9. 土地所有者以外の人が住民ではないとすると、他の地域の住民に選択の権利はないのでしょうか？ | 今後の調査、予測及び評価の結果は準備書にお示しします。 |
| 9 | | 本事業においては、環境影響評価法に基づき、お住まいの地域に関わらず環境の保全の見地からのご意見をお受けする予定です。 |

意見書 126 (2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 10 | <p>10. 土地所有者以外に賛否を決める権利があるとすれば、それはなんという法律に基づいたどのような権利ですか？</p> <p>上から順番に今回答できる質問に回答し、回答ができない質問は回答期日の回答をお願いします。</p> | 事業の実施に対する賛否について、地権者や関係団体等以外の方に決める権利があると明記された法令等は把握しておりません。 |

意見書 127

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 私は風力発電建設に反対します。反対の理由は、人体への影響がある可能性があることです。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 128

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 電力の必要性はわかりますが、この土地に作って、この土地の方が利用されるのでしょうか？… | 本事業により発電した電力は関西電力の送電線に連系する計画であるため、その利用先については分かりかねます。 |
| 2 | 又、健康被害も言われている中、将来ある子供の達の身体への影響もとても気になります。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 3 | 又、山に住んでいる動物の生態への変化も調べてくれていると思いますが、気になるところです。一部の方だけでなく、全体へしっかりと知らせてから、進めていってほしいです。（無感心の方も多いので難しいと思いますが） | 動物への影響については、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 129 (1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>【意見】</p> <p>●方法書の段階においては、既設白馬風力発電設備の実施による周辺の環境の変化について記述があつてしかるべき。それは、地質、騒音、超低周波、動植物への影響までの調査を行ったことを前提として設備設置場所の特性の調査に進むべきではないか。本方法書はその前提が不十分だと考える。</p> | <p>白馬ウインドファームの計画段階においては、風力発電事業が環境影響評価法に基づく対象事業となつていなかつたことから、事業者による自主的な環境影響評価を行つておらず、施設稼働後における調査等も限定的であったことから、方法書において環境の変化については記載していません。</p> <p>しかしながら、方法書の作成にあたっては、白馬ウインドファームが稼働中であることを前提に調査、予測及び評価の方法について検討し、その結果を第6章に記載しました。</p> |

意見書 129 (2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 2 | ●住宅や公共施設への距離については、これまでに他のたくさんの風力発電事業における知見が存在する。新たに御坊市・日高町区域を付け加えるならば、なおさらこうした施設への配慮が必要だと考える。 | 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居を保全対象とし、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | ●配慮書で指摘されている事項から方法書で改善されたことを住民が知るためには、縦覧期間は余りにも短い。それにもかかわらず、方法書のデーターの公開については明言されていない。継続して、配慮書・方法書とも、だれでも閲覧できるように継続すべきである。 | 配慮書に対するご意見への事業者の見解は、方法書の第7章に記載しました。データの公開については、記載内容の変更や乱用等、無断転載のおそれもあることから、縦覧期間中のみとさせていただいております。 |
| 4 | ●説明会に参加した地域住民からの多くの苦情は、「1回聞いただけ、しかも説明には、今後知らせるとか、調査する、が多くてかえって疑問や不安がでてきた。理解が進まない」という点である。現在は「住民理解」が大前提の時代になっていることを認識されたい。 | 方法書は調査、予測及び評価の手法をお示したものであり、現地調査やその結果に基づく予測及び評価は今後実施する計画です。そのため、現時点においては事業に伴う影響をお示しすることはできませんが、調査、予測及び評価の結果は準備書にお示しするとともに、今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 5 | ●再生可能エネルギーとして、風力発電の寄与率は極めて小さい。他方、地域環境破壊は施設の大規模化によって飛躍的に増大している。風力発電施設自体が「再生可能エネルギー」として残されるかどうか、HPI事業にふさわしいのかどうかの瀬戸際にあることを認識されたい。 | 風力発電事業は国の施策に即しながら、脱炭素化や持続可能な社会の実現等に寄与するものと考えております。 |
| 6 | ●能登半島地震により、既設73基の風力発電がすべて停止し、うち2基で風車の羽根部が折れ曲がる事態になっている。5月の時点でも再開されていない、羽根部の修理もされていない事業個所もある。この原因解明なくして地震対応をしたことにならない。 以上 | 他事業者による事業であるため、詳細は把握できておりませんが、今後、原因の究明と再発防止策の検討がなされるものと想料します。 なお、風力発電機の災害に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要がありますが、これらの評価基準は隨時厳格化されております。本事業においては、これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めています。 |

意見書 130

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 健康被害が多いとの事。不眠症、高血圧、耳鳴、めまい、近隣の近い所でなければいけないのか。もっと考えた方を変える様。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 131

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|-------------------------------|--|
| 1 | 子供の遊ぶところから近すぎるので、場所を考えてほしいです。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |

意見書 132 (1/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>陸上巨大風力発電事業の問題について</p> <p>関西電力への聞き取り調査と資料による分析で分かったことは現在、関電管内の風力発電量は総発電量 1400 億 kW の 0.2% しかないという事である。(2022 年度) 火力発電が大きな割合を占める中、電力需要約 1000 億 kW に対して約 400 億 kW も多く発電しているのが事実である。他の地域からの連系線での電力を差し引いても 200 億 kW も多く発電している。(連系線自体が平均で火力は 75%もあるのだが) 送電ロスでは約 70 億 kW、残り約 130 億 kW は、使われずに熱となって捨てられているのが現状である。電力会社は火力発電を少なくすると儲けが減るため、相変わらず余分に火力を動かす。その為、5 月など太陽光発電が多くなれば、その再エネ電力を切断してしまう。結論から言えば全体の 0.2% しかない巨大風力発電は、火力発電を少なくし CO₂ を削減する世界の方針にまったく寄与していないのである。</p> <p>それどころか森林を伐採したり、風車の製造、廃棄のためや工事に伴う石油の消費を考えると、却って CO₂ を増大させている。国民から強制的に徴収した再エネ賦課金を使って、何をしているのか。</p> <p>あなた方 JR 東日本がすべきなのは、まず電車をすべて再エネで動かす事である。その為に、線路沿いの広大な土地や駅構内の土地を利用して太陽光発電システムや小型風力発電システムを構築しようとは思わないのですか。企業として地球温暖化対策に本気で取り組む意思はあるのですか？ 儲ける事ばかりを追求する時代はもう終わりです。経営陣は、その古い考えを改めてください。自ずと答えは見えるはずです。</p> | <p>弊社は、JR 東日本グループのうち再生可能エネルギーに係る事業の開発を担う組織として設立され、現時点では JR 東日本以外の関連会社には同様の組織がありません。そのため、弊社は東日本エリアを中心に北海道から九州まで全国的に事業を展開しております。</p> <p>また、鉄道会社として安全安定輸送を行う一方で、鉄道は輸送人員あたりの CO₂ 排出量が少ない乗り物ですが電気を消費するため、弊社が開発した再生可能エネルギーで鉄道を動かすことでも重要な社会的責任と捉えております。</p> <p>今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |
| 2 | もう 1 つ、貴社が採用予定のシーメンスガメサについてですが、2023 年風力発電のナセルの欠陥(ブレードがはずれる等)が判明し、株価は 37% も下落。CEO は記者会見で、原因解明まで数年はかかると発表しています。そんな欠陥機械を輸入し建設に使うとは何を考えているのですか？もし大事故が発生したらどうするのですか？建てるだけで、後は他の会社に売り飛ばせばいいとでも考えているのですか？企業としての責任を持っているのですか？きちんと審査会の場で説明してください。 | 風力発電機の機種は現時点では検討中ですが、機種の選定にあたっては機器の安全性等も考慮して具体化する予定です。 |

意見書 132 (2/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 3 | <p>生物多様性の観点から 1992年地球サミットのアジェンダ21をふまえて、持続可能な未来のために、気候変動枠組み条約とともに、生物多様性条約も採択されている。そもそも人間が生きていくためには森林、海洋、生物相を含めて生息環境の保存、保全が不可欠である。</p> <p>生態系は一度バランスを崩してしまうと元に戻れなくなります。その観点から、今回の巨大風力発電建設は多くの問題があります。まず、環境の基礎となる森林を破壊する事。また森林環境に依存する様々な生物相に多大な影響を与える事。河川や谷の水環境にも大きな影響を与える事。クマタカや多くの渡り鳥たちへのバードストライクの影響。野生動物への低周波音の影響など看過できない点が多すぎます。</p> <p>人が過去行ってきた開発は、それぞれメリットとデメリットが必ずありますが、それをプラスマイナスして、メリットの方が明らかに大きい場合は開発もありだと思います。しかし今回の風力発電のための開発はどうでしょうか？</p> <p>まず、別紙に述べた通り、地球温暖化防止に関しては貢献はしていない、土砂災害の危険性は増える、森林は破壊され、生物も危機にさらされる、水環境にも悪影響が懸念される、そして住民は低周波音による健康被害を受ける可能性が非常に大きい。</p> <p>このデメリットに対してメリットは何があるのですか？</p> <p>町への固定資産税の增加分など、1回の災害で大赤字です。</p> <p>雇用など建設時の土建屋が少し増えるだけで、恒久的なものにはなりません。</p> <p>林道を作り林業に寄与すると言いますが、ゲートで塞ぎ、作業をしにくい尾根に林道を通して何の役に立つですか？</p> <p>過疎化する町に、風車があるとますますⅠターンⅡターンの人は減少します。</p> <p>こんなデメリットばかりの計画は、ただちに白紙撤回してください。</p> | <p>事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努め、その結果は準備書にお示します。</p> <p>また、一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。</p> |
| 4 | <p>林地開発に伴う災害発生の危険性や、水の流れや質への影響について</p> <p>白馬山脈は、全体的に隆起が激しく、砂岩泥岩の互層からなる地質で非常に災害に弱いのが特徴である。既存の白馬スーパー林道も、出来上がってから20年近くなり、最近ではあちこちで崩壊が進んでいるのが現状である。特に尾根沿いは、県の指定している崩壊土砂流出危険地区がほとんどで、森林があるおかげで、なんとか大規模災害を防いでいる地域である。過去にスーパー林道を建設した業者さえ、「この林道は15年で崩れ始めるよ」と言っていたらしい。</p> <p>また日高町原谷上流域は、国の砂防指定地になっており、2023年の6月の大雪（300mm程度）でも集落は大きな被害を被ったばかりである。現在砂防工事を進めているが、その上の山林を伐って開発するとは、何を考えているのか。ましてや、待ったなしの南海トラフの大地震や近年日本中で発生している記録的な大雨で災害の危険性は増している状態である事は認識しているのか。今はいかにして災害規模を小さくするか、減災をどう進めていくのかを考えていかなくてはいけない時である。これ以上、災害の規模を大きくするような風力発電事業は中止すべきである。</p> <p>また、御坊市富安地区のため池の上流には、干害防止保安林があるが、ここを伐採造成する事によって多大な悪影響が予想される。水量の確保の問題、水質の悪化の問題、近年ではため池の決壊による水害や土石流の問題も懸念される中、どう考えているのか。影響の大きさを考えるならば、事業は中止すべきである。</p> | <p>土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まながら適切な対策を検討します。</p> <p>また、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証も受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> |

意見書 132 (3/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 5 | <p>低周波音による健康被害について 方法書では「最も近い学校は、日高川町立三百瀬小学校であり事業実施想定区域からの離隔は約1.1kmである」と書いてあるが最も近いのは早蘇中学校であり、離隔は1kmよりずっと近い。早蘇中学校の位置については、配慮書の際に住民から場所が違うと指摘があったのにもかかわらず、「また同じ間違いをしている。こんな基本的な情報も把握出来ない業者のすべてのデータは全く信用に値しない。あなた方にとては、住民がどこに住んでいて子どもたちがどの学校で過ごしているのかは、どうでもいい事なのでしょう。会社の儲けしか頭がないのでしょうか。 しかしながら仕方がないので業者のデータから引用すると、事業想定区域から1km以内の範囲に住居1293戸、2km以内に住居5231戸存在している。また内原保育所は離隔700m、最短の住居は500m、などあまりにも近すぎる。 太陽会作業所にいたっては、その存在さえ無視している。 4300kWの風車からは既存の1500kWの風車とは比べ物にならない程、超低周波音の音圧パワーは大きい。これは専門家も言っている事である。私が所有する低周波音測定器で測定した所、既存の風車からの超低周波音は、0.5Hz～2Hzが卓越している。この周波数域では業者の採用するG特性で補正をすると40～60dBも小さく評価されることになる。環境省がこのG特性を採用している点に根本的な問題があるのだが、あなた方業者は、それを盾にして、住民への超低周波音による健康被害を真剣に考えていない。 耳に聞こえないからと言って、超低周波音は物体を振動させているのは事実であり、人間の体もまた物体である。進化上、そのような超低周波音を認識する必要がないから耳に聞こえないのであって、目に見えないからと言って電磁波の影響はないと言っているのと理屈は全く同じである。世間ではそれを屁理屈と呼んでいる。 日高川町ではすでに稼働中の風車による健康被害が数多く出ている。具体的には、既存の白馬ウインドファーム1500kWによる低周波音の影響で、風車から住居までの距離は1600mの住民の例である。この方はうるさくて夜眠る事が出来ず、昼間も苦しくて自宅を離れて暮らしていた。結局心筋梗塞を患って亡くなっている。これはほんの一例であり、43000kWの巨大風車の被害は未曾有のものになる事が容易に予測できる。 事業者は、まず、きんでんと共同で既存の風車による健康被害の実態を調査すべきである。事後調査もしないで風車を更新させると、どういう事なのか。 それでも被害はないので事業を進めたいというのであれば、まず貴社の北海道の既に稼働している4300kWの風車からの超低周波音を実測してください。その際は、どの地点でいつどのくらいの頻度で測定するのかを事前に私たちに相談する事。また、測定ではG特性ではなく、平坦特性で0.5Hzから測定する事。 メーカーの予測値などはまるで信用できないので、必ず実測しその際は私たちに立ち会わせる事。以上の事をきちんとしない限り住民との合意はないものと考えてください。 また、この意見書は省略や要点をまとめた形とせずに、原文のまま、審査会に提出する事。 必ず守ってください。</p> | <p>方法書では P159 に「風力発電機設置検討範囲から最も近い配慮が特に必要な施設は「内原保育所」であり、風力発電機設置検討範囲からの離隔は約 1.0km、次いで「日高町立内原小学校」が約 1.1km である。」と記載しています。早蘇中学校の位置は方法書 P161 に示すとおりであり、風力発電機設置検討範囲から約 1.7km の離隔があります。 今後の予測実施にあたっては採用機種を絞り込み、メーカー資料とともにパワーレベル（風力発電機から発生する音の大きさ）を設定します。予測結果及び予測条件は準備書にお示しします。また、調査の実施にあたっては、G 特性のほか L 特性 (1-200Hz) でも測定することとしています。 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 なお、白馬ウインドファームから、そのような事象は把握していないと聞いています。</p> |

意見書 133

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>どうして、こんなに家がたくさんある近くに建設するのですか。夜ねれなくなります。体調悪くなりそうです。もっと人家からはなれた 10km ぐらいはなれた場所に建設して下さい。計画中の風力発電はいりません。中止してください。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 134(1/6)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>(仮称) 新白馬風力発電事業について、意見を提出します。意見内容は、別紙のとおりです。(1/5~5/5)</p> <p>環境影響評価方法書によれば、《日高町立内原保育所（日高町原谷）》は、対象事業実施区域から【1キロメートル】とされている。保育施設であるのに異常に近い。</p> <p>内原保育所は、内原地区唯一の保育所であり、多数の保育園児が通園して、素晴らしい自然環境に恵まれた原谷区において、内原保育所は多数の保育園児を育ててきた。原谷区としも保育所運営に日々協力してきた。</p> <p>今回、風力発電ができると、保育園児に色々な健康被害ができるのではないかと多くの保護者や家族は危惧を抱いている。どうしてこんな保育所の近くに建設するのかと怒りを表す保護者も多い。別の保育所も空きがない。行き場がない。</p> <p>多数の園児が保育を受けていることをしっかりと把握したうえで計画をたてていれば、決してこのような立地に計画はしないはずである。事前の計画検討がほとんどあるとしか考えられない。</p> <p>よって、原谷区は、建設地として非常に不適格な場所であると考える。未来ある保育園児のため、風力発電は絶対に建設すべきではないと考える。即刻中止すべきである。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 2 | <p>環境影響評価方法書によれば、《日高町立内原小学校（日高町萩原）》は、対象事業実施区域から【1.1キロメートル】とされている。これは、学校施設として異常な近さである。</p> <p>内原小学校は、内原地区唯一の小学校であり、多数の生徒が歩行や通学バスにより通学、勉学やスポーツに励んでいる。</p> <p>今回、風力発電ができると、勉学への影響、健康被害等の発生危惧を多くの保護者や家族は感じている。危惧というより、どうしてこんなところに建設するのかと怒りを感じている保護者も多い。6年間は長い。転校するにも、近場にはその行き先がない。多数の児童が勉学に励んでいる姿に思いをはせれば、このような立地に計画をしたりしないはずである。</p> <p>よって、萩原区は、建設地として不適格な場所であると考える。将来ある児童のため、風力発電は絶対に建設すべきではないと考える。即刻中止すべきであると考える。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 134(2/6)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 3 | <p>今回の風力発電計画は、日高町においては、対象事業実施区域から1キロメートル圏内に居住している人数が非常に多い【通常あり得ない計画】となっている。又、2キロメートル圏内で見ればその人数はものすごい人数となる。計画地図をみれば、2キロメートル圏内に住居の約95%程度が存在しているのではないか。そこには、保育所、小学校、学童保育所、医院、老人ホーム、障害者施設等も存在している。もはや、内原地区内には、風力発電から避難する場所が存在しない。</p> <p>計画そのものが、多数が居住していることといった最重要な視点が欠如した《人間が生活していない無人島にでも建設するような、人間を無視した風力発電計画》となっている。計画をする段階において、どれだけ多くの住民が計画地と近接して生活しているか、わかった上で【JR東日本エネルギー開発株式会社】は計画をたてたのか。</p> <p>現在、子供、老人、若者世代、シニア世代多数の住民が、仲良く平穏な生活をしている。平穏な生活を壊すような計画は、即刻中止すべきであると考える。(実際の居住ベースでみた立地概要)</p> <p>原谷区 1km以内圏内 住居多数あり 1km～1.5km圏内 残り住居の大部分</p> <p>萩原区 1km以内圏内 住居多数あり 1km～1.5km圏内 残り住居の全部</p> <p>荊木区 1km以内圏内 住居多数あり 1km～1.5km圏内 残り住居の大部分</p> <p>高家区 1km～1.5km圏内 住居の半分程度 1.5km～2km圏内 残り住居の大部分</p> <p>池田区 1km～1.5km圏内 住居の大部分</p> <p>小中区 1.5km～2km圏内 住居の半分程度</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 4 | <p>今回の風力発電計画で、日高町全体（原谷地区及び萩原地区以外も含む）において、対象事業実施区域から最短の住居との距離は何メートルか。</p> <p>又、それは何地区的住居か。</p> <p>この住居は、非常に近いのではないか。低周波音等による健康被害が非常に危惧される。直ちに計画を中止すべきであると考える。</p> | <p>現時点の計画では、日高町において対象事業実施区域（風力発電機設置検討範囲）から最短の住居との距離は萩原区及び荊木区の約0.6kmとなります。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 5 | <p>今回の風力発電計画で、日高町原谷区において、対象事業実施区域から最短の住居との距離は何メートルか。</p> <p>対象事業実施区域から1キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。又、2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。</p> <p>区内の全ての住居が、対象事業実施区域から非常に近く、低周波音等による健康被害が危惧される。</p> <p>よって、風力発電計画は直ちに中止すべきと考える。</p> | <p>現時点の計画では、日高町原谷区において対象事業実施区域（風力発電機設置検討範囲）から最短の住居との距離は約0.8kmとなります。対象事業実施区域から1キロメートルあるいは2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は把握しておりません。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 134(3/6)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 6 | <p>今回の風力発電計画で、日高町萩原区において、対象事業実施区域から最短の住居との距離は何メートルか。</p> <p>対象事業実施区域から1キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。又、2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。</p> <p>区内の全ての住居が、対象事業実施区域から非常に近く、低周波音等による健康被害が危惧される。</p> <p>よって、風力発電計画は直ちに中止すべきと考える。</p> | <p>現時点の計画では、日高町萩原区において対象事業実施区域（風力発電機設置検討範囲）から最短の住居との距離は約 0.6km となります。対象事業実施区域から 1 キロメートルあるいは 2 キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は把握しておりません。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 7 | <p>今回の風力発電計画で、日高町荊木区において、対象事業実施区域から最短の住居との距離は何メートルか。</p> <p>対象事業実施区域から1キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。又、2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。</p> <p>区内の全ての住居が、対象事業実施区域から非常に近く、低周波音等による健康被害が危惧される。</p> <p>よって、風力発電計画は直ちに中止すべきと考える。</p> | <p>現時点の計画では、日高町荊木区において対象事業実施区域（風力発電機設置検討範囲）から最短の住居との距離は約 0.6km となります。対象事業実施区域から 1 キロメートルあるいは 2 キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は把握しておりません。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 8 | <p>今回の風力発電計画で、日高町高家区において、対象事業実施区域から最短の住居との距離は何メートルか。</p> <p>対象事業実施区域から1キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。又、2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。</p> <p>区内の大部分の住居が、対象事業実施区域から非常に近く、低周波音等による健康被害が危惧される。</p> <p>よって、風力発電計画は直ちに中止すべきと考える。</p> | <p>現時点の計画では、日高町高家区において対象事業実施区域（風力発電機設置検討範囲）から最短の住居との距離は約 1.1km となります。対象事業実施区域から 1 キロメートルあるいは 2 キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は把握しておりません。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 9 | <p>今回の風力発電計画で、日高町池田区において、対象事業実施区域から最短の住居との距離は何メートルか。</p> <p>対象事業実施区域から1キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。又、2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。</p> <p>区内の全ての住居が、対象事業実施区域から非常に近く、低周波音等による健康被害が危惧される。</p> <p>よって、風力発電計画は速やかに中止すべきと考える。</p> | <p>現時点の計画では、日高町池田区において対象事業実施区域（風力発電機設置検討範囲）から最短の住居との距離は約 1.0km となります。対象事業実施区域から 1 キロメートルあるいは 2 キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は把握しておりません。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 134(4/6)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 10 | <p>今回の風力発電計画で、日高町小中区において、対象事業実施区域から最短の住居との距離は何メートルか。</p> <p>対象事業実施区域から1キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。又、2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。</p> <p>区内の多くの住居が、対象事業実施区域から非常に近く、低周波音等による健康被害が危惧される。</p> <p>よって、風力発電計画は直ちに中止すべきと考える。</p> | <p>現時点の計画では、日高町小中区において対象事業実施区域（風力発電機設置検討範囲）から最短の住居との距離は約 2.0km となります。対象事業実施区域から 1 キロメートルあるいは 2 キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は把握しておりません。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音等の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 11 | <p>今回の風力発電計画に当たり、【JR東日本エネルギー開発株式会社】は、他の風力発電における低周波音他の健康被害、相談等について、十分な調査、研究等を実施したか。</p> <p>実施したのであれば、その詳細な成果内容を詳しく誰でもいつでも閲覧出来るように公表されたい。</p> <p>実施したのであれば、各風力発電において低周波音等他の健康被害や相談があったことが判明しているはずである。今回の風力発電計画は直ちに中止すべきと考える。</p> | <p>他の風力発電所における調査報告等について入手している資料はありますが、他事業者によるものであるため、許可なくその内容を公表することはできません。</p> |
| 12 | <p>今回の風力発電事業計画について、多くの住民が低周波音や他の健康被害の恐れ、災害の危惧懸念を持っており、計画を中止すべきと思っている。</p> <p>住民の切実な思いや意見を無視し、計画を強行実施することは、親会社である【東日本旅客鉄道株式会社（通称 JR 東日本）】としての企業イメージを損なうこととなる。</p> <p>無理な立地計画は即刻中止すべきであると考える。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |
| 13 | <p>今回の風力発電事業計画について、原谷区及び萩原区以外の【4区（前橋区、高家区、池田区及び小中区）】の反対があつても、計画を強行する予定か。</p> <p>強行するなら、町を二分する大問題に発展することが危惧される。平和な町日高町を継続するため、計画は直ちに中止すべきであると考える。</p> | <p>事業の実施にあたっては、地域住民の皆さんとの合意形成を図る必要があると考えております。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |
| 14 | <p>今回の風力発電事業計画について、多くの住民が低周波音や他の健康被害の恐れを持っている。もし、稼働時、低周波音や他の健康被害が連絡された場合、無条件で稼働を停止し、原因究明を行うか。</p> <p>無条件で稼働を停止し、第三者機関による徹底的な原因究明が実施できないのであれば、計画は直ちに中止すべきであると考える。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。本事業の周辺住民の方から健康被害に関するご意見をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。</p> |
| 15 | <p>今回の風力発電事業計画について、山林を切り開くことによる大規模な山崩れ災害の発生危惧を多くの住民が持っている。</p> <p>大規模な山崩れ災害が発生すると、多くの人命に関わる大災害となる。今回の風力発電計画は直ちに中止すべきであると考える。</p> | <p>土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。</p> |
| 16 | <p>【JR東日本エネルギー開発株式会社】は、風力発電による低周波音の健康被害はあると考えているか。それとも無いと考えているか。</p> <p>無いと考えているならば、その明確な根拠は何か。</p> | <p>風力発電機からの低周波音による生活環境への影響はあり得るものと考えます。</p> |

意見書 134 (5/6)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 17 | <p>2024年4月に実施されや説明会において、質問者が『JR東日本エネルギー開発株式会社が稼働及び建設中の風力発電において、風力発電が起因する騒音や低周波音等についての健康被害等の報告、連絡、意見、相談等があったか。』と言った趣旨の質問があった。</p> <p>それに対し、JR東日本エネルギー開発株式会社は、『全くない。ゼロである。』と回答されていた。</p> <p>確認するが、建設中の福島県川内鬼太郎山風力や神楽山風力も含めたすべての風力発電について、低周波音他についての健康被害相談等他が全くなかったのか。</p> <p>説明会で回答された『全くない。ゼロである。』は正しいのか。</p> | 現時点ではこれまでに弊社が実施する事業について住民の方から健康被害を訴えられたことはありません。 |
| 18 | <p>JR東日本エネルギー開発株式会社が稼働及び建設中の7風力発電について、各発電所の1キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。又、2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は何人か。</p> <p>又、それぞれの圏内の保育所、学校、病院、社会福祉施設、障害者施設等の施設数はいくつか。</p> | 弊社による稼働及び建設中の風力発電について、発電所から1キロメートルあるいは2キロメートル圏内に存在する戸数及び人口は把握しておりません。又、各圏内の保育所、学校、病院、社会福祉施設、障害者施設等の施設数についても整理しておりません。 |
| 19 | <p>今回のJR東日本エネルギー開発株式会社の風力発電計画は、低周波音による健康被害を出さないようにするために特別な対策を講じるのか。講じるのであれば、その詳細は何か。</p> <p>特別な対策をしない場合、対策が不要であると考えているのならば、その根拠は何か。</p> | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。なお、現時点では特別な対策というものは想定しておりません。 |
| 20 | <p>事業者は、なぜ【東日本旅客鉄道株式会社(通称JR東日本)】ではなく、そのグループ会社(子会社)の【JR東日本エネルギー開発株式会社】なのか。</p> <p>大規模な補償等が発生した場合、【JR東日本エネルギー開発株式会社】では資金面で負担できないのではないか。親会社の【東日本旅客鉄道株式会社(通称JR東日本)】が肩代わり負担するのか。被害を受けた者が泣き寝入りとなるのではないか。</p> <p>事業計画を前進したいのなら、事業者は【東日本旅客鉄道株式会社(通称JR東日本)】とすべきであると考えます。</p> | <p>弊社は、JR東日本グループのうち再生可能エネルギーに係る事業の開発を担う組織として設立され、現時点ではJR東日本以外の関連会社には同様の組織がありません。そのため、弊社は東日本エリアを中心にして北海道から九州まで全国的に事業を展開しております。</p> <p>また、鉄道会社として安全安定輸送を行う一方で、鉄道は輸送人員あたりのCO₂排出量が少ない乗り物ですが電気を消費するため、弊社が開発した再生可能エネルギーで鉄道を動かすことでも重要な社会的責任と捉えています。</p> <p>今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |
| 21 | <p>今回の風力発電計画を実施するにあたり、健康被害に係る危惧他を理由に移転(安全安心な場所への移転)を希望する住人には、公共補償以上の移転補償を行ってでも風力発電事業を実施していく計画があるか。具体的な資金計画はあるか。</p> | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 134(6/6)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 22 | <p>地域振興策として、日高町原谷区内には、優良企業を誘致したいといった意見を持った方はいる。</p> <p>通称JR東日本として、従業員と共に原谷区内への会社移転を行い（リモートワーク十分可能）、地域に根ざした企業として地域振興の一役を担う具体的計画はあるか。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |
| 23 | <p>説明会の運営について、事業者側は十数人全員がいつもマスクをして出席をされています。一人としてマスクなしの人はいませんです。回答の時、内容や、微妙な言葉が聞こえにくいです。（参加住民の半数以上はマスクをしていません。）</p> <p>ある会場で、出席者から聞こえにくいとの指摘があり、その説明会の時のみ発言時マスクをはずしていました。しかし、数日後はまたマスクをされており、聞こえにくかったです。聞こえにくいので、言葉の確認を何回もされていたことを記憶されているはずです。</p> <p>次回からは、マスクなしで、明瞭な声で、ゆっくり、丁寧に回答してほしいものです。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したもので、その流行は完全終息に至っておらず、事業者側参加者は県外から伺っていること、また感染拡大防止対策としてはマスクの着用が効果的であるとされていることから、各個人の判断のもと、屋内においてはマスクを着用させていただきました。</p> <p>ご意見を踏まえ、今後の住民説明会等においては対応を検討します。</p> |

意見書 135

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 物資運搬用の道路など環境、自然破壊になり、地元の利益につながらないと思われる為、反対いたします。 | <p>風力発電機の運搬にあたっては、起立式台車等の特殊車両を用いることで、既存道路の拡幅や新設道路の敷設に伴う改変区域を最小限に抑える計画です。</p> |

意見書 136

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 風力発電設置反対。動物の住む場所がなくなり外来植物がふえて、自然がこわされる | <p>動物への影響については、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努め、その結果は準備書にお示しします。</p> <p>また、工事の実施にあたっては、工事関係車両のタイヤ洗浄等を行うことにより外来植物の拡散防止に努めます。</p> |
| 2 | 又、人体への影響もあるため | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 137

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | ・どうして日高町にたつよていなのですか？ | 風力発電機が大型化しており、風力発電機の設置にあたっては1基あたりの離隔をより広く確保する必要があることから、日高町及び御坊市を対象事業実施区域に含めて検討しております。 なお、風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示します。 |
| 2 | ・体に不調が出たとき、たとえば（風力発電たてて1ヶ月後急に不眠、耳なり、肩こりがきつくなり、生理不順になる。）がおこったとき、どういう風にして、他の疾患とのちがいをしようめいするのですか？証明できるドクターはいないと思います。精神科紹介されておわるだけに思います。 | 本事業の周辺住民の方から苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |
| 3 | ・1人が風力発電でしんどいと言ってとめてもらうまでにどのような流れになりますか？ | 本事業の周辺住民の方から苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |
| 4 | ・会社がつぶれたら、どこに言いに行ったらよいですか？ | 申し訳ありませんが、いただいたご意見は弊社が回答できる内容ではありませんので、コメントは差し控えさせていただきます。 |

意見書 138

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|----------|---|
| 1 | 低周音波がこわい | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 139

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>1. 計画地点について 「対象事業実施区域」として示されているが、個別の計画地点を示すべきである。</p> | 風力発電機の配置や土地の改変区域は現時点では検討中であり、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて具体化します。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | <p>2. 生活環境への影響、健康被害について 配慮書段階に比べ、内原保育所からは離れているものの、より人口・住家の多い南西部にエリアが広がり、保育所、学校、病院、高齢者施設、障害児・者施設など配慮されるべき多くの施設もある。また、配慮されるべきは、それらの施設だけではなく、人が暮らす住居は、軒数の多い少ないに関わらず配慮されるべきであり、住民の生命と健康に影響を与える距離での計画はあってはならない。</p> | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | <p>3. 自然環境への影響、災害の懸念について 本計画も含め、風力発電事業が白馬山脈の尾根を覆い尽くす計画となっている。紀伊半島の豊かな自然環境を大きく破壊することになり、動植物などの生態系への影響も大きく、影響を回避することは困難であると考える。 近年の気候変動からくる大風、豪雨等は予測が困難となっており、尾根沿いに建設される風力発電機本体の倒壊やブレードの破損などの懸念は、過去の事故事例からも明らかである。また、大地震による倒壊などの懸念もある。本年1月の能登半島地震ではブレードが折れるなどの事例もあり、4か月が経過しても再稼働していない。本県の立地条件からすると、大規模災害時の被害と修復の想定も当然示されるべきである。 山の尾根を大規模に切り開くことから、改変による保水力の低下、地形の変化による影響が予測される。その結果として土砂災害の発生や、農業用ため池、日高川の支流である西川や小規模河川への土砂の流入や堆積などの悪影響が懸念される。 「造成等の施工による一時的な影響」という考え方には、誤りであり、稼働後も大きな影響は避けられない。また、調査地点について、河川が主となっているが、ため池も当然、調査対象とすべきである。</p> | <p>動植物への影響については、専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努め、その結果は準備書にお示しします。</p> <p>また、風力発電機の災害に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要がありますが、これらの評価基準は隨時厳格化されております。本事業においては、これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> <p>なお、ため池への濁水の流入が考えられる位置で土地の改変を伴う工事を実施する場合は、必要に応じてため池での水質調査を検討します。</p> |
| 4 | <p>4. 景観について 世界遺産につながる熊野古道からの眺望・景観に悪影響を与える。</p> | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |
| 5 | <p>5. その他 方法書の縦覧に關わって、印刷やダウンロードができないことや、縦覧期間終了後はホームページ上でも閲覧ができない状況は、事業者として全く誠意のない対応と言わざるを得ない。 ○以上により、本計画は断念すべきである。</p> | 図書の中には事業者以外が作成した写真や図面、図形等が含まれるため、著作権法上の著作物に該当し、記載内容の変更や乱用等、無断転載のおそれがあることから、図書の印刷やダウンロードはご遠慮いただいております。 |

意見書 140

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 森林、木が二酸化炭素を吸収してくれているから、人間は呼吸が出来、おかげで生きていけます。木々が養っているのは動物、植物であり豊かな大地があるからこそ、田舎の良さといえるのではないのでしょうか。生命を育む循環を、人間の手によって、環境を汚染、破壊していく行為は、先祖代々の日本人に失礼ではないでしょうか。我々が住む環境を守ることは、地球上に住まわせもらっている地球への今すべき事だと思います。 | 本事業は既設の発電設備等の用地や既存林道等を用いることにより、自然環境への影響を可能な限り低減する方針としておりますが、今後の調査、予測及び評価の結果も踏まえて改変区域を最小限に抑える方針です。 |
| 2 | 他にも太陽光パネルのことなど、同様で、まるで地球の口を塞いでいるように思います。なんとか、少ない自然をこれ以上減ることのないように、(仮称)新白馬風力発電事業を中止して下さいますよう、お願い申し上げます。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 141

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 子供の遊び場から、近すぎるため場所をもうすこし考えてほしいです。(実家が近く子供も小さいため) | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |

意見書 142

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|----------------------|--|
| 1 | ・反対 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | ・よく分からぬ | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 3 | ・安全性が分からぬ | 風力発電機に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 |
| 4 | ・子供の遊び場への影響 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しします。 |
| 5 | ・環境への安全性がわからない(緑がへる) | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 6 | ・不安しかない | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 143

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|------------|---|
| 1 | ・反対 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | ・安全性が分からぬ | 風力発電機に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。 |
| 3 | ・人への影響がこわい | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 144

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------|--|
| 1 | ・反対 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | ・よく分からぬ | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 145

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---------|--|
| 1 | ・反対 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | ・よく分からぬ | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 146

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>荊木地区に住んでいると申します。中紀周辺地域で風力発電所が造られる計画があることはチラホラ伝え聞いていましたが、原谷・萩原地区の方から数日前に本件のことを知りました。我が家が事業予定地から 1 キロメートルも離れていないことが分かり、驚くとともに、なぜ私たちに説明がなかったのかと強く不信感を抱いています。本件に対して説明会の対象となった地域が事業予定地に土地を持っている 2 地区ということを伺っていますが、我が家が事業予定地が非常に近いため、事業実施によって我々の生活環境に影響が全くないと断定することができるか、できるならばなぜそう断定できるのか、全く説明がないのは納得がいきません。</p> | <p>事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> <p>なお、方法書においては環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高川町、日高町、御坊市にて開催しました。また、事業計画については、環境影響評価法に基づく説明会の他にも、関係者とも協議のうえで必要に応じて個別に地区単位での説明会を開催しました。</p> <p>今後も、事業計画の検討の熟度や環境影響評価手続の進捗にあわせて適宜説明会を開催する予定あり、関係者とも協議しながら必要に応じて説明会の開催範囲を検討します。</p> |
| 2 | <p>風車については良い点、悪い点あるかと思いますが、風車に程近い地域に対する影響については悪い評判が多いように感じます。幼い子供もいますので、内原保育所に事業予定地が近いことも気になります。保育所は土砂災害の際に警戒が必要な区域に含まれています。風車建設の影響はないのでしょうか。</p> | <p>土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。</p> |
| 3 | <p>環境保全の観点から 1 つご意見させていただきます。この地域には環境省 RDB、和歌山県 RDB 共に絶滅危惧 I B 類に指定されている魚類が生息しています。通常、魚類調査では投網やたも網採取を行うと思いますが、本種はくるぶし程度の水深に多く見られるため、通常通りの調査では採取が難しいです。また、そのような細流は工事の影響を非常に強く受けると思われます。方法書の縦覧が終わっていたためアセスメントの調査手順や、現在どこまで進んでいるのかについては存じ上げませんが、そこに対する十分な配慮は確保しなければなりません。</p> | <p>工事の実施にあたっては、周辺河川等への水域へ水の濁りが到達することのないよう計画する方針ですが、魚類等の水生生物も環境影響評価の対象としております。現地調査は今後実施する計画ですが、調査の結果、当該地域において重要な種の生息を確認した場合は、事業に伴う影響を予測及び評価し、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 4 | <p>他にもたくさん疑問点はありますが、すでに方法書の縦覧期間も終わっており、情報が少なすぎる状況です。方法書の再度の開示を求めるとともに、計画について、我々荊木地区的住民に対しても詳しい説明を求めたく、説明会の開催を請求します。</p> | <p>方法書の公開については、記載内容の変更や乱用等、無断転載のおそれもあることから、縦覧期間中のみとさせていただいておりますが、今後、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら必要に応じて説明会の開催範囲を検討します。</p> |

意見書 147

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 日高町内の山頂には、すでに多くの風車が建設されています。今回計画されている風車は現在稼働中の一基 1,500kW の倍、3,000kW~4,300kW に大型化されています。想定区域周辺にはすでに他の風力発電が設置されていることから、騒音や低周波音による健康被害がさらに大きくなるのではないかと考えます。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 なお、現時点で日高町内に 1,000kW 以上の風力発電機は確認していません。 |
| 2 | すでに出ている住民からの被害の訴えに真摯に対応していない貴社の態度は許せません。 | 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 3 | 大規模な自然破壊と住民の健康被害を増大させる設備には反対します。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 148

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 風力発電は不要です。みんなが生活している住宅の近くです。小学校もあります。保育所もあります。人もいっぱい住んでいます。すぐに中止してください。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 149

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 荊木在住ですが、風力発電事業が進められている事を5月12日に知りました。設置予定地を見ると10km圏内とういうびっくりする内容で地域住民の説明もなく進められているという事に憤りを持ちました。再エネ事業（風力発電、太陽光発電）が国民が知らないうちにどんどん進められ色々な弊害が出てきています。今一度立ち止まり再検討すべき問題だと思います。風力発電設置には反対です。 | 方法書の住民説明会の開催にあたっては、日刊新聞による公告を配慮書段階よりも4紙増やして行ったほか、関係自治体広報紙にも掲載させていただきました。 また、関係自治体等とも協議のうえ可能な限り住民の皆さんに参加いただけるよう日時及び会場を設定させていただきましたが、今後も関係自治体と協議しながら多くの方に周知できるよう努めてまいります。 今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |
| 2 | ①「低周波音」により人体へ悪影響を及ぼしている。（実際被害者の声が出ている） | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | ②山中の小動物（猿、鹿、猪など）が居場所を失い里へ降りて来て二次被害につながる。 | 動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 4 | ③小さい子供の多い地域なので子供への健康被害が不安である。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 5 | ④景観が損なわれる。（太陽光発電含め自然がどんどん破壊されている） | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 6 | ⑤再エネ事業に対する再エネ付加金の値上げなど国民の負担が増すばかりである。 | 2050年カーボンニュートラル等の国の政策に即する形で、風力発電事業を導入することにより二酸化炭素排出量の削減に寄与とともに、雇用の創出等、地域の活性化にも寄与したいと考えております。 |

意見書 150(1/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 4/18に広川町役場で開かれた説明会に参加しましたが、参加者には録音や撮影を禁止される一方、事業者側は記録のためとして録音するとご説明されていました。ご自分たちだけが録音するというやり方が、誠意のあるご対応と言えるでしょうか？また参加者はどのような説明があったか、記録する必要がないとお考えなのでしょうか？ | 住民説明会における録音や撮影等については、著作権・肖像権に配慮したうえで、忌憚ないご意見をより多くの方から頂戴するため、ご遠慮いただきました。 質疑を円滑に行い、事業へのご理解を深めていただくための措置であるため、ご理解の程お願いします。 |
| 2 | 方法書を見ると、対象事業実施区域に保安林が結構ふくまれていますが、保安林を含めなくても、風車を設置するだけの広さはあるように思われます。説明会で「保安林を軽くあつかなわいでほしい」と声が上がっていましたが、なぜ保安林を対象事業区域に含めておられるのでしょうか？ | 現時点では事業計画を検討中であり、対象事業実施区域を広域に設定しているため、その一部に保安林が含まれておりますが、当該範囲に係る改変の有無等については今後の事業計画の具体化にあわせて検討する予定です。 |
| 3 | 保安林を解除するためには県知事の判断が必要になると思われますが、解除のことについて、岸本知事に何か話はされているのでしょうか？ | 保安林の解除については、今後の事業計画の具体化にあわせて、必要に応じて関係機関と協議する方針です。 |
| 4 | 方法書の中で、配慮書の記載をそのまま転載される形で「住居等から500メートルの離隔を確保することで、配慮書段階において実行可能な範囲内で重大な影響は回避されているものと評価する」と書かれています。しかし中紀すでに稼動している風車では、風車から1km以上離れた住居にお住まいの方からも、騒音や体の不調に関する苦情が出ています。 今回の計画では保育園や老人ホームなど、配慮が必要な施設が事業実施想定区域から1km前後の距離にあります。またもともと計画地にあった白馬ウインドファームでは、騒音などについて周辺住民から苦情が出ています。 500メートルの離隔は環境省の「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」にもとづくものであると方法書でご説明になっていますが、上記のことをふまえれば住宅や施設からの離隔に関して、一律に定められているものよりもより配慮が必要なのではないでしょうか？ 住居や施設から最低どれだけの離隔をとるべきであるというお考えをお持ちであれば、根拠と共にお示しください(500メートルで十分というお考えであれば、その旨をお答えください)。 | 風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示します。 |
| 5 | 方法書の中で専門家に意見聴取されていますが、全員匿名となっており、信頼できる意見と言えるのか疑問に感じます。 配慮書でも匿名になっており、この点を指摘した意見に対して「個人情報保護の観点から、具体形な所属先や氏名の公表は差し控えさせていただいております」とお答えになっていますが、専門家が自身の専門分野について意見を述べるのであれば、名前を出すのが原則ではないでしょうか？誰が書いたか分からないような論文を、他の研究者が相手にするでしょうか？ 方法書であげておられる専門家の方々は、本当に実在しているのでしょうか？仮に本当に実在しているのであれば、その方々は、匿名で意見を公表することに同意しておられるのでしょうか？ 失礼ながらもし本当に実在しておられ、かつ匿名で専門分野に意見することを了承されているのであれば、その方々は専門家とは言い難いように思われます。 | 意見聴取を行った専門家等については、風評被害等の懸念もあることから個人情報保護の観点としてお名前等は公表しておりません。なお、今後の環境影響評価手続における国や県の審査では、必要に応じて専門家等のご所属・お名前を開示する方針です。 |

意見書 150 (2/2)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 6 | <p>配慮書への意見の中で「日高町原谷地区に協力金を支払うという話を聞く。協力金等はあるのか。又それはいくらか」といったものがありました。明確にお答えになっていませんでした。</p> <p>私もうかがいたいのですが、実際にそういう協力金を支払うという話があるのでしょうか？あるとすれば、金額はいくらなのでしょうか？</p> <p>他の風車周辺の地区も、要望すればそうした協力金を支払う用意がおありなのでしょうか？あるとすれば、風車からどれくらいの距離の地区までが対象になるのでしょうか？</p> <p>現状の白馬ウインドファームを運営している(株)きんでんさんは、そういうったお金を地区に支払っているのでしょうか？支払っているとすれば、いくらなのでしょうか？</p> | <p>地域貢献策の具体化にあたっては、今後、関係者と協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。</p> <p>白馬ウインドファームから、近隣の地区に対して区費のお支払いをしていると聞いています。</p> <p>ただし、具体的な地区名や金額について公表は差し控えさせていただきます。</p> |

意見書 151

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 距離があまりにも近いので、健康障害が起こるのではないかと大変不安に思います。 | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 152

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>自然豊かな日高町に自然破壊（山林、道路、音低周波、風情など）をしてまで、電力事業を進めることに反対します。</p> <p>また、それほどまで電力が足りない状況ではないとの情報が多くあります。</p> <p>和歌山が又日本が海外に求められているのはきれいな空気・水・小鳥のさえずりと安心してくらせる環境ではないでしょうか。</p> <p>日高町に風力発電事業は入りません！もし押し進めるのであれば、外国のように海上風力発電（陸地より 40km）の地点に作ることを望みます。</p> | <p>事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 153

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 風力発電機の稼働による騒音レベルを具体的に教えてください。特に、夜間や早朝の騒音対策はどのように行われる予定ですか？ | 本事業の風力発電機の稼働に伴う騒音の予測結果は準備書にお示します。また、騒音に係る保全措置の検討結果も準備書にお示します。 |
| 2 | 風力発電機から放出されるとされる低周波音が、具体的にどのような健康被害を引き起こす可能性があるのか詳細を教えてください。 ないという解答の場合、その理由を教えてください。 | 低周波音の人体に関する影響としては以下のものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・心理的影響：気分のいらいら、胸や腹の圧迫感 ・生理的影響：頭痛、耳なり、吐き気 ・睡眠影響 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。 |

意見書 154

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 騒音防止のための技術的な改善や新技術の導入は考慮されていますか？されている場合、その具体的な内容を教えて下さい。 | 最近の風力発電機では、増速機からの歯車音が抑制され、ブレード風切り音も技術革新により低減されつつあります。本事業ではのような風力発電機の採用を検討しています。 |

意見書 155

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | この風力発電所が20年の計画で運営された場合、プロジェクトの終了後の撤退対応について詳しく教えてください。具体的には、使用済みの風力タービンの解体や回収、サイトの再生にどのような計画がありますか？ | 事業計画の具体化にあたっては、風力発電機の撤去に係る費用も収益から積み立てていく計画としておりますが、事業期間終了後に更新もしくは撤去するかについては、施設稼働後の状況等も踏まえながら決定する予定です。 |
| 2 | また、これらの費用は初期のプロジェクト予算に含まれていますか？ 含まれない場合、含まない理由を教えてください。また、20年後に会社が倒産していた場合どうなるのかも教えてください。 | 風力発電機の撤去に係る費用については、計画段階から予算として計上し、収益から積み立てていく計画としております。 |

意見書 156

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 鳥類に対する影響について、人間は500メートルの離角が確保されています。しかし鳥は山の中に住んでいます。彼らは500メートル以内や45dB以下の環境下でもこれまでと同じように生活ができるのでしょうか？もしその場合はその理由や研究結果を示してください。 | 鳥類等への影響については、白馬ウインドファームの稼働中に実施する今後の調査の結果を踏まえ、専門家等からの助言を得ながら予測及び評価します。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 2 | もし彼らがこれまで通り生活ができないとするなら、そういった動物たちへの配慮はどのようにされていますか？ | 今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置や事後調査を検討することで、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 3 | クリーンでエコな風力発電を導入して地域の生態系を破壊していませんか？動物の住処が奪われていないかどうか教えてください。 | 今後、動物に係る調査を行い、それらの生息環境についても予測及び評価します。また、その結果をもとに、専門家等からの助言を得ながら影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。なお、その結果は準備書にお示しします。 |

意見書 157

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 2024年6月に開かれる風車見学会（懇談会）の目的を教えて下さい。懇談会は事業者、住民どちらが提案しましたか？また、その時期を決めたのは誰ですか？その時期にした理由を教えてください。 | 実際に風力発電機を見学いただくことで、事業についてのご理解を深めていただければと考えております。また、見学会の時期については、関係者と協議しながら検討しました。 |
| 2 | 6月は1年で一番風が弱い時期です。風車の騒音レベルを伝えるという点において一番ふさわしくない時期です。 仮に住民から6月の提案があったとして、6月を外さなかった理由を教えてください。 | 見学会の目的は騒音レベルをお示しすることだけではなく、前述のとおり事業についてのご理解を深めていただくことを主な目的としております。なお、開催時期については、関係者と協議しながら検討しました。 |
| 3 | また、下記の事業において風車見学を何月に行いましたか？ 1.仁山高原風力発電事業 2.新白馬風力発電事業 3.新白滝山風力発電事業 4.馬場山風力発電事業 5.えりも町風力発電事業 6.栗子山風力発電事業 7.新北条砂丘風力発電事業 8.神楽山風力発電事業 9.大滝山風力発電事業 10.川内鬼太郎山風力発電事業 | いずれの事業も現時点において風力発電機の見学は実施しておりません。 |

意見書 158

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 一般的な感覚として、屋内より屋外のほうが大きな音が聞こえると思います。民家は500メートル以上離れていますが、農作業など外で作業を行う人々の健康はどうでしょうか？屋外にいるため、絶えず大きな音にさらされることになります。この状況で健康被害がないと証明するのは可能でしょうか？ | 環境影響評価では農作業等の作業に従事している間の影響は対象としていませんが、準備書では対象事業実施区域の周囲における騒音予測結果をセンター図としてお示します。 |
| 2 | 風力発電による健康被害について、日高川町役場では、「被害者が訴えても行政に認められなければ、健康被害としてカウントされない」事実があります。どうすれば健康被害として認められるのでしょうか？健康被害を受けている個人が認められるまでにこれをすれば健康被害として認められるというものを教えて下さい。 | 健康的観点からは医療機関の受診が考えられます。苦情の受付としては役場の相談窓口へ問い合わせることが考えられます。 |

意見書 159

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | 2024年6月に予定されている新白馬風力発電の見学会について、地元住民としていくつか懸念があります。 まず、6月は年間を通じて風が最も少ない時期であり、風力発電の騒音が最小限に抑えられる季節です。風力発電に対する住民の主な懸念の一つが騒音であることを考慮すると、この時期に見学会を開催することは、風力発電の実際の騒音状況を正確に理解してもらう上で最適ではないと思われます。 | 見学会の目的は騒音レベルを表示することだけではなく、前述のとおり事業についてのご理解を深めていただくことを主な目的としております。なお、開催時期については、関係者と協議しながら検討しました。 |
| 2 | 一方で、年間で平均風速と最大風速が最も強いのは1月です。この月に見学会を開催すれば、風力タービンの発する騒音を直接体験することが可能となり、住民の懸念に真摯に対応する良い機会になると考えます。 そのため、見学会を1月に再調整することを検討していただきたい、理由も含めて6月に設定された背景について詳細をお聞かせください。特に、風が強い季節を避ける理由があれば、その点についても説明を求めます。 | 見学会の目的は騒音レベルを表示することだけではなく、前述のとおり事業についてのご理解を深めていただくことを主な目的としております。 なお、開催時期については、関係者と協議しながら検討しましたが、今後も必要に応じて見学会の追加開催を検討します。 |
| 3 | 住民の理解と支持を得るために、風力発電の実際の姿を知ってもらうことが不可欠です。その観点から、適切な時期に見学会を開催していただくことを強く希望します。 | 今後も関係者と協議しながら、必要に応じて見学会の追加開催を検討します。 |

意見書 160

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 地域住民がこの風力発電を受け入れた時のメリットとデメリットをそれぞれ3個以上、具体的に教えて下さい。 例：メリット1 ランドマークになる デメリット1 景観が悪くなる | 一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 |

意見書 161

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | 1. 現在設置を検討している風力発電のメーカーと機種を教えてください。検討段階の場合は現在候補に上がっているメーカーと機種名を教えてください。 | 風力発電機のメーカーと機種については現在検討中であるため、現時点でお示しすることはできません。 |
| 2 | 2. また、風量発電の支柱の太さを教えてください。施工に伴い直径、深さ何メートルの穴を掘りますか？ | 風力発電機のメーカーと機種については現在検討中であるため、支柱の太さや直径、深さについて現時点でお示しすることはできません。 |
| 3 | 3. 1機あたり何トンのコンクリートを使用しますか？ | 風力発電機のメーカーと機種については現在検討中であるため、コンクリートの使用量について現時点でお示しすることはできません。 |
| 4 | 4. 最大17基設置した場合、穴の深さの合計は何メートルになりますか？ | 風力発電機のメーカーと機種については現在検討中であるため、穴の深さについて現時点でお示しすることはできません。 |
| 5 | 5. 2024年4月の説明会で風力発電はトンネル工事などと違い岩盤を削るような施工は行わないで毒性のある物質が土壤に流れ出す恐れはないとの説明を伺いました。 しかし、上記で回答された穴の直径と深さの合計はトンネル工事に匹敵するほどの大きさになりませんか？ | 風力発電機の設置位置でボーリング調査を実施し、土壤汚染が疑われる地質が確認された場合は、必要に応じて土壤分析を行い必要な対策を検討します。 |
| 6 | 6. その過程で健康に悪影響を及ぼす物質は出ませんか？またその根拠を教えてください。 | 風力発電機の設置位置でボーリング調査を実施し、土壤汚染が疑われる地質が確認された場合は、必要に応じて土壤分析を行い必要な対策を検討します。 |

意見書 162

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 今回の風力発電事業について、日高町役場の立場に立って風力発電設置を推進する理由を説明してください。 | 本事業は国の施策に即しながら、脱炭素化や持続可能な社会の実現に寄与するものであるほか、自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えます。 |
| 2 | 次に日高町の住民の立場に立って風力発電を設置する必要性を説明してください。 | 一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えますが、具体的な地域貢献策については、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら地域住民の皆さんにご理解をいただける方法を検討してまいります。 |

意見書 163

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>風力タービンが地域の野生動物に及ぼす影響と、それに伴う動物の行動パターンの変化に重点を置いて</p> <p>懸念事項：</p> <p>1 野生动物の生息地への影響：</p> <p>風力発電設備の建設と運用が野生动物の自然な生息地を破壊し、食料資源や繁殖地を失わせる可能性があります。これが動物のストレス増加や行動範囲の変化を引き起こすことが懸念されます。</p> | <p>動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 2 | <p>動物の凶暴化：</p> <p>生息地の環境変化によるストレスが動物の凶暴化を促す可能性があります。特に、食料を求めて人里に出ることが多くなることで、人との接触機会が増え、予期せぬトラブルに繋がる恐れがあります。</p> | <p>動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について専門家等からの助言を得ながら適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 3 | <p>質問事項：</p> <p>環境影響評価の内容と対策：</p> <p>これまでに実施した環境影響評価において、野生动物に対する影響はどのように評価されていますか？また、影響を最小限に抑えるための具体的な対策は何ですか？</p> | <p>動物への影響については、重要な種の生息・分布状況や生態的特徴を踏まえたうえで、生息環境の改変の程度等、鳥類については計算モデル式を用いた衝突数の算出結果等から予測及び評価する計画です。</p> <p>また、今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置や事後調査を検討することで、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 4 | <p>モニタリングの計画：</p> <p>事業開始後、野生动物の生態や行動パターンの変化を定期的にモニタリングする計画はありますか？その結果に基づいて追加の対策を講じる予定はありますか？</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置や事後調査を検討することで、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。</p> <p>また、その結果は準備書にお示します。</p> |
| 5 | <p>地域社会との連携：</p> <p>地域社会とどのように連携して、野生动物に関連した問題への対応を進めていく予定ですか？</p> | <p>動物への影響については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を検討します。また、環境保全措置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を得ながら必要に応じて地域社会との連携に努めます。</p> |
| 6 | <p>以上の点について、見解を教えてください。</p> <p>住民説明会では地権者である原谷と萩原の住民が回覧で説明会のことが通知されました。しかし、他の地域に住む近隣の住民は通知が無かったと言っています。風車の影響下の近隣住民への説明は必要無いのでしょうか？近隣住民への通知、説明がなかったことについてその理由を教えてください。</p> | <p>個別の説明会は、これまで対象事業実施区域内に含まれる地区を対象としておりましたが、今後、事業計画の熟度にあわせて関係者とも協議しながら必要に応じて説明会の開催範囲を検討します。</p> |

意見書 164

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>2023年11月26日に行われた説明会では住民への説明資料8ページに 「作成した方法書は、縦覧（自治体から指定された場所にて、誰もが閲覧できます）し、多くの方からの意見を計画に反映させます。」と書かれていました。</p> <p>実際には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場では8時30分～5時00分（一部5時15分、5時45分）まで ・2024年3月29日～4月30日までの平日22日間 ・オンラインでは2024年3月29日10時～4月30日17時までの閲覧可能期間でした。 ・住民説明会は4月20日に行われ、住民説明会後に役場で閲覧できる期間はたった6日間でした。 ・年度末、年度初めの忙しい時期で今後風車が立って20年間影響があると考えられる働き盛りの世代や子育て世代、子どもたちにはじっくり閲覧するには厳しい時期でした。閲覧期間を十分に長く設定し、多くの住民が検討できる機会を作ることを求めます。 | <p>今後の環境影響評価図書の縦覧期間について対応を検討します。</p> |
| 2 | <p>また、今回その期間に設定した理由と、今後の対応を教えてください。</p> | <p>方法書の縦覧期間は、環境影響評価に基づき、また関係自治体との協議を踏まえ設定しました。 今後の環境影響評価図書の縦覧期間については、対応を検討します。</p> |

意見書 165

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 風力発電がこの地域で必要とされる理由や、他の代替エネルギー源と比較した場合の優位性を説明してください。 | <p>本事業は、当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーの供給を継続することにより、地域の活性化に寄与できると考えております。</p> <p>また、一般に同程度の出力規模の事業であれば、風力発電は太陽光発電よりも改変面積が小さいという特徴があり、自然環境への影響も小さくなると考えられます。また、発電効率も太陽光発電に比べて風力発電の方が優れているとされています。これらのことから、世界的にも風力発電の導入が推進されているものと考えます。</p> |
| 2 | 風力発電の計画は事業者と日高町の取引ですか？それとも、事業者と地元住民との取引ですか？ | 「風力発電事業の取引」についてとはどのような取引を指しているのか内容把握が難しいところですが、本事業への関係者の皆さまのご理解をいただけるよう、今後も丁寧な説明に努めてまいります。 |
| 3 | 町（役場）の立ち位置を教えてください。 | <p>日高町は、本事業における関係自治体であり、環境影響評価法における関係自治体は、以下のとおりとされています。</p> <p>①事業実施想定区域及びその周囲 1 キロメートルの範囲内の地域 ②既に入手している情報によって、一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域</p> |

意見書 166

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>土砂災害、生態系破壊、景観破壊の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。</p> <p>■図書の熟度</p> <p>要約書の図2.2-2を見れば端的に分かりますが、風車の設置位置の検討が全くなされていません。この環境影響評価図書の熟度は極端に低いと言わざるを得ません。このレベルで縦覧にかけるのはやめていただきたいと思います。風車の設置位置を絞り混んでから再提出してください。</p> | <p>風力発電機の配置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて影響を可能な限り回避又は低減できるよう検討します。また、その検討結果は準備書にお示しします。</p> |
| 2 | <p>■土石流</p> <p>対象事業実施区域の稜線直下の谷は全て土石流の危険があります。稜線直下に起点を持つ大規模な土石流が麓の集落を襲う可能性があります。それらの集落は方法書の図3.2-25に「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」として示されています。ほとんど全ての集落が該当します。</p> <p>図3.2-25には土石流の起点が示されていません。「土砂災害特別警戒区域」や「土砂災害警戒区域」は扇頂部より下流に指定されます。つまり土砂の堆積地です。土石流の起点はさらに上流にあります。稜線直下の0次谷です。その稜線に風車が設置されます。</p> <p>発生する土石流の全体像をつかむためには、林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づく「崩壊土砂流出危険地区」や旧建設省が定めた土石流危険渓流調査要領に基づいて指定されていた「土石流危険渓流」を参照する必要があります。わかやま土砂災害マップ¹⁾でその情報が提供されています。これらを参照して「崩壊土砂流出危険地区」や「土石流危険渓流」の情報を図書に載せてください。</p> <p>稜線付近の樹木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。土砂災害の素因を作るものです。</p> <p>1) わかやま土砂災害マップ https://sabomap.pref.wakayama.jp/</p> | <p>「崩壊土砂流出危険地区」「山地災害危険地区」は、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として設定しているものであり、土地の利用に法的な制限がかかるものではないと理解しております。</p> <p>また、現在は国土交通省の通知により「土石流危険渓流」を含む「土砂災害危険箇所」は使用されないことになり、これに代わり「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の指定が進められています。</p> <p>以上のことから、方法書においては各種法令が定める指定地の情報を収集・整理しております。</p> <p>風力発電機の配置や土地の改変区域は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討します。また、その検討結果は準備書にお示します。</p> |
| 3 | <p>■干害防備保安林と保健保安林</p> <p>新池、古池、薬師池の上流部は干害防備保安林です。干害防備保安林とは、森林の水源涵養機能により、洪水を緩和し局所的な用水源を保護するために設定されるものです。平成23年に大水害がありました。近年激しさをます豪雨に対して森林の保水機能は重要な役割を果たします。また、この区域は保健保安林にも指定されています。植生はシイ・カシ二次林で自然度も相対的に高く、森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能を期待されている区域です。対象事業実施区域はその最上流部にあります。この区域の樹木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。沢にシルトが流れ込み沢の生態系を破壊します。</p> | <p>保安林の開発にあたっては、森林法等の関係法令を遵守するとともに、関係機関と協議のうえ、保安林に係る公益的機能を損なわないよう対策を検討します。なお、保安林に係る改変の有無等については今後の事業計画の具体化にあわせて検討する予定です。</p> |
| 4 | <p>■景観</p> <p>稜線に風車のような巨大な可動部を持つ構造物を設置することに反対します。景観を著しく損ないます。</p> <p>以上</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示します。</p> |

意見書 167

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>貴社は事業理念に「活力ある地域と持続可能な社会の実現」を掲げておられます。この点について、具体的な成果として示されている事例があれば教えてください。</p> <p>例えば、風車の設置によって人口が継続して増加している地域があれば、その地名とともに、どのようにしてその地域が活力を得ているのかをお聞かせください。</p> | <p>現在、太陽光発電所10件、風力発電所4件が稼働しております。これによりCO₂排出量約11万t/年削減し、地球温暖化対策に取り組んでいます。また、地域の皆さんと一緒に地域活性化のために取り組んでおり、地域イベントへの協力や地産品のPR等、地域毎に内容を検討し、持続可能な地域社会の発展に尽力しております。</p> |

意見書 168

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 風力発電の騒音は各場所で365日24時間計測していますか？具体的に計測している地点、時期、期間を教えてください。 | <p>既存の風力発電所での騒音測定については把握していません。</p> <p>本環境影響評価手続で想定している騒音調査の地点、時期、期間等は、方法書P348-353、P359-362に記載のとおりであり、調査結果は準備書にお示します。</p> |
| 2 | 観測された有効風速のすべてのデータを利用しますか？ | 測定データは、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年、環境省)に基づき整理します。 |
| 3 | 配慮書で書かれている日高川町の騒音レベルに変化がないというのは1年を通してどの時期のどんな風速の日に何時間計測されたデータに基づいているか教えてください。 | 方法書P331に記載した「風車稼働後にレベルが上昇する傾向は認められず、稼働前稼働後ともに同じ程度の範囲で推移している」については、他事業者による事業であるため、詳細な内容の開示は控えさせていただきます。 |

意見書 169

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 現在設置されている風車と新しく導入を検討している風車のカットイン風速、カットアウト風速を教えてください。 | 現在設置されている風力発電機のカットイン風速は3m/s、カットアウト風速は25m/sです。新しく導入を検討している風力発電機はメーカー、機種ともに現在検討中のため、具体的にお示しすることができません。 |

意見書 170

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 説明会で地元でも雇用が創出されると伺いました。既設の風力発電で日高川町での人は何人正社員として雇用されていますか？ | 白馬ウインドファームから、日高川町にお住まいの方の雇用はありませんが、御坊市等の周辺自治体にお住まいの方に一部業務をお願いしていると聞いています。 |

意見書 171

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>新白馬風力発電事業によって地域社会にどのような経済的利益がもたらされるのか、過去の実績をもとに具体的な数値や計画をおしえてください。</p> | <p>現時点では事業計画が具体化されていない状況であり、具体的な数値や計画をお示しすることはできませんが、一般に風力発電事業により自治体の税収増や新規雇用の創出等、地域の活性化に貢献できるものと考えます。</p> |

意見書 172

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>私は新白馬風力発電事業が計画されている地域の住民として、本計画に対していくつかの重要な懸念点について意見と質問があります。</p> <p>【資本構成と撤去費用について】 貴社の資本金は5000万円とされておりますが、プロジェクトに含まれる風車最大17基の撤去に必要となる総費用はどの程度になるのでしょうか？また、その資金計画について詳細を教えてください。</p> | <p>事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、風力発電機の撤去費用は運転期間中に積み立てておくことが再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法上で定められており、また、積み立てた撤去費用については毎年経済産業省へ報告する義務があります。</p> |
| 2 | <p>【事業の持続可能性について】 国税庁の統計によると、設立から20年後の事業の存続率は0.4%とされています。20年間の運転期間を計画している本事業終了時の2050年まで貴社が継続する可能性は極めて低いと考えられます。この点について、貴社が万が一存続できなくなった場合の風車の管理及び撤去費用の負担者についての明確な計画と保証を求めます。</p> | <p>事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、風力発電機の撤去費用は運転期間中に積み立てておくことが再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法上で定められており、また、積み立てた撤去費用については毎年経済産業省へ報告する義務があります。</p> |
| 3 | <p>【助成金とプロジェクトの経済性について】 本プロジェクトに投じられる資金について以下の質問があります。</p> <p>公的助成金の金額 銀行からの借入金額 貴社の自己資金の額</p> | <p>事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、本プロジェクトに投じられる資金は検討中であり、かつ守秘義務や個人情報保護の観点から回答は差し控えさせていただきます。</p> |
| 4 | <p>【財務透明性について】 貴社のウェブサイトに財務諸表が公開されておらず、貴社の財政状態や信用度が不透明な状態です。過去から現在にかけての損益計算書および財務諸表の開示を求めます。貴社の責任能力からこの計画は住民に過大な負担を強いいるリスクが非常に高いため、私のこの計画に反対です。</p> | <p>事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 173 (1/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>以下意見について回答をお願いします</p> <p>1. 今後説明会等を行う場合は、住民（御坊市民）全体に周知できるように、あらゆる方法で漏れのないようにされたい。 ※説明会がいつ開かれるか分かりづらい</p> | 住民説明会の開催にあたっては日刊新聞、自治体広報誌、自治体ホームページ等でお知らせしましたが、ご意見を踏まえ、関係自治体と協議しながらより良い周知方法を検討してまいります。 |
| 2 | <p>2. 今後の説明の対象は、「地元」の定義を縮小して捉えず、関係のある土地に住む住民すべて、「御坊市民」とされたい。 ※住民に線引きはなじまない</p> | 方法書については、御坊市において住民説明会を開催しました。 |
| 3 | <p>3. 今回設置されようとしている風力発電のサイズが大きい 大きくする必要性、単純に大きい方が多くの電力を作ると いうことより、ダウンサイジングして小さく効率よく電力 を作っていくことの方が将来的な可能性として有効ではな いか という点について</p> | 一般に風力発電の発電効率は、大型のものの方が良いとされています。また、現在は小型の風力発電機の生産自体がされておらず、国内での調達が難しい状況です。 |

意見書 173 (2/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 4 | <p>4. 調査、予測及び評価の手法について具体的に示してください。</p> <p>①騒音、振動、超低周波音 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ②水の濁り ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ③地形及び地質 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ④風車の影 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑤動物、生態系の共通事項 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑥植物 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑦動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類） ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑧動物（コウモリ類） ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑨動物（希少猛禽） ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑩動物（渡り鳥） ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑪動物（魚類、底生動物） ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑫生態系 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑬景観 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑭人と自然の触れ合いの活動の場 ア、評価基準 イ、環境への回避、低減及び基準等との整合性に係る検討を行い、どのように改善するのか具体的に示すこと ⑮産業廃棄物、残土 産業廃棄物は有効利用に努めて発生量を低減するとともに、有効利用が困難なものは法令に基づき適正に処分する方針であり、対象事業実施区域内に残置することはありません。</p> <p>予測結果の例を見ると、元々山にはないものが多く残されている 一時的影響で済まない場合は、どういう場合か具体的に示すこと</p> | <p>①騒音、振動、超低周波音 ②水の濁り ③地形及び地質 ④風車の影 ア、評価の手法は方法書6章に記載しました。より詳細には準備書にお示しします。 イ、具体的な環境保全措置については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討します。その結果は準備書にお示しします。</p> <p>⑤動物 ⑥植物 ⑦動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類） ⑧動物（コウモリ類） ⑨動物（希少猛禽） ⑩動物（渡り鳥） ⑪動物（魚類、底生動物） ⑫生態系 ア、評価の手法は方法書6章に記載しました。より詳細には準備書にお示しします。 イ、具体的な環境保全措置については、調査、予測及び評価の結果や専門家等からの助言を踏まえて検討します。その結果は準備書にお示しします。</p> <p>⑬景観 ⑭人と自然の触れ合いの活動の場 ア、評価の手法は方法書6章に記載しました。より詳細には準備書にお示しします。 イ、具体的な環境保全措置については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討します。その結果は準備書にお示しします。</p> <p>⑮産業廃棄物、残土 産業廃棄物は有効利用に努めて発生量を低減するとともに、有効利用が困難なものは法令に基づき適正に処分する方針であり、対象事業実施区域内に残置することはありません。</p> |

意見書 173 (3/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 5 | <p>5. 上記の調査を見ると、山の自然等の環境に大きく影響を及ぼすと推測される 先祖伝来、多くの民衆と様々な生き物が共に共存してきたことを考えたときに、地域住民の将来と和歌山の自然に対して、非常に責任がある このことに対して会社はどう考えるのか具体的に示すこと</p> | 今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて生物への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。 |
| 6 | <p>6. 環境影響評価について ①事業に係る安全性とは何か ②事業に係る必要性とは何か ③事業に係る採算性とは何か ④①～③と環境を比較して、①～③が優位に立つ必然性があるか示すこと</p> | ①事業及び工事を安全に実施していくための検討。 ②国の施策や地域の生活利便性等を踏まえた必要度の検討。 ③建設・維持費等の費用に対する収益性の検討。 事業者は、環境影響評価の結果を事業計画に反映したうえで、上記の観点（安全性、必要性、採算性）を含め事業の実施を総合的に判断する必要があると考えます。 |
| 7 | <p>7. 説明会で、「最終的には、大臣の判断である」との発言があった このことに対して具体的に大臣が判断することが、最終段階で可能であるのか どの程度大臣が関与できるのか、質問したい</p> | 方法書の環境影響評価手続においては、県による審査会や県知事意見、国による顧問会等を踏まえ、方法書に係る経済産業大臣勧告が発出されることになります。事業者はこれらの意見を踏まえ、準備書作成等の手続が求められます。 |
| 8 | <p>8. 仮に事業が進んだと仮定して、地域住民に健康被害及び環境問題等、問題が発生したとしたとき、訴えを尊重してJR東日本エネルギー開発株式会社は、真摯な対応を取ること 以上 ※意見書用紙に理由も示すように書かれている。上記意見を読めば理解できると思うが、住民として自然環境はこの上もなく大切であり、それらの責任を生きる私たちが負っていると考える。</p> | 本事業の周辺住民の方から騒音に対する苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。 |

意見書 174

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>私は新白馬風力発電事業が計画されている地域に住む一住民として、以下の懸念事項について質問をさせていただきます。</p> <p>【電波障害について】 現在、我が家はテレビの電波がギリギリで受信できる状況です。風車が建設されることによって、テレビの受信状況に影響が出ることが懸念されます。風車による電波干渉の可能性について、具体的な調査や評価が行われる予定はありますか？また、電波障害が確認された場合の対策について教えてください。</p> | 電波障害については環境影響評価手続の対象ではありませんが、調査を実施し、その結果を踏まえて受信への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。電波障害の対策としては、一般的にはアンテナの交換、ブースターの設置、ケーブルテレビへの加入等があります。 |
| 2 | <p>【風車の視覚的影响について】 私たちの生活空間からどのように風車が見えるのか、景観への影響を具体的に知る必要があります。計画の進行に伴い、民家から見た風車のイメージ画像を公開する予定はありますか？また、その情報はいつ頃提供されますか？</p> | 方法書P444, 445に記載のとおり、景観の調査地点として、身近な眺望点を8地点選定しています。各地点におけるフォトモンタージュは準備書にお示しします。 |
| 3 | <p>【決定までの時間について】 イメージやシミュレーションの情報を元に住民が意思決定を行うためには、最大何ヶ月の期間が設けられていますか？具体的なスケジュールを教えてください。住民の生活に与える影響についても適切に考慮されることが不可欠です。詳細な情報の提供をお願いします。</p> | 環境影響評価手続で住民の方の意見をいただく期間は、方法書、準備書とともに公告から「1ヶ月と2週間」と定められていますが、説明会の開催についても関係者と協議しながら適切に検討します。 |

意見書 175

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>新白馬風力発電事業に対する住民としての懸念点を以下のように挙げます。</p> <p>1 健康被害について 風力発電機から出る低周波音が、長期間にわたって住民の健康に影響を与える可能性があります。特に睡眠障害やストレスの増加が心配されます。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 2 | <p>害獣被害について 風力発電機の建設により自然環境が変化し、それが害獣の行動パターンに影響を与える可能性があります。その結果、農作物への被害や、住居近辺での害獣の出現が増えるという報告が全国にあります。</p> | <p>風力発電機に対する動物の反応は、種によって異なり、また事業特性及び地域特性を踏まえると、事業毎に想定される影響も異なると考えています。 しかしながら、国内における風力発電機への動物の忌避行動については知見が少ないため、今後も情報の入手に努めながら、必要に応じて対応を検討する方針です。</p> |
| 3 | <p>騒音問題について 発電機が回る音や風が発電機の羽を通過する際の音が、日常生活において心地よい環境を損ない、睡眠不足や健康被害が発生する可能性が十分に考えられます。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 4 | <p>景観が損なわれることについて 高い塔と大きな羽根が設置されることで、自然の景観が大きく変わります。熊野古道として地域の美しさが失われます。熊野古道を歩きに来る人が多数います。しかし、風車ができることでこういった人が訪れなくなることも考えられます。</p> <p>以上の理由から私はこの風力発電の計画に反対です。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 176

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>新白馬風力発電事業につきまして、多くの環境的リスクと住民の安全に対する懸念がありますので、ここに反対意見を申し上げます。</p> <p>まず、風力発電設備が計画されている地域は、和歌山の土砂災害マップによれば、土砂災害が発生するリスクが非常に高い場所に位置しています。特に、風力発電のための大規模な土地改変が必要とされる事業では、土地の性質上、土石流や地すべりといった自然災害のリスクが顕著に増大します。これは、住民の生活圏内であることを考えると、人命に直結する危険性があるため、非常に重大な問題です。</p> <p>【わかやま土砂災害マップ】 https://sabomap.pref.wakayama.jp/Agree.aspx?redirect=1</p> | <p>土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。</p> |
| 2 | <p>加えて、風車の建設には広範囲にわたる自然環境の改変が伴います。NACS-Jが示すように、風力発電の設置と運用によって猛禽類のバードストライクが増加し、自然生態系への影響が懸念されています。これらの生物はその地域の生態系の健全性を保つ上で重要な役割を担っており、そのバランスを崩すことには許されません。</p> | <p>鳥類等への影響については、白馬ウインドファームの稼働中に実施する今後の調査の結果を踏まえ、専門家等からの助言を得ながら予測及び評価します。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 3 | <p>更に、風力発電設備は一般的に大規模なものとなり、その影響は景観の変容にも及びます。自然豊かな風景が住民生活の質を高め、観光資源としても重要な役割を果たしておりますが、風車の建設によってその価値は著しく損なわれることになります。</p> <p>これらの点を踏まえ、貴事業が提案する新白馬風力発電事業は、そのリスクと環境への負担が大きすぎると考えます。私たちは持続可能な発展と安全な生活環境を求めており、この計画には反対せざるを得ません。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 177

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | 私は新白馬風力発電事業の影響を受ける地域の住民として、風力発電がもたらす可能性のある健康被害について深い懸念を持っております。特に、健康被害が発生した際の対応や認定方法について、以下の点について具体的な情報を求めます。 | 健康の観点からは医療機関の受診が考えられます。苦情の受付としては役場の相談窓口へ問い合わせることが考えられます。 |
| 2 | 1. 風力発電による健康被害が疑われる場合、その認定方法は具体的にどのように定められていますか？また、その手続きについて詳細を教えてください。 2. 認定方法が未設定の場合、それによって健康被害が存在しないとされる根拠は何でしょうか？準備書等で健康被害が無いと記されている部分について、認定基準が無いために被害が見過ごされている可能性はないでしょうか？ | 健康の観点からは医療機関の受診が考えられます。苦情の受付としては役場の相談窓口へ問い合わせることが考えられます。 |
| 3 | 3. 日高川町で訴えられていると健康被害に対して、どのような対応を計画していますか？ | 既存の風力発電所に対する訴えについては、他事業者による事業であるため対応等について承知しておりません。 |
| 4 | 4. 健康被害が発生した場合の補償体制について、現在の計画で保証の内容や金額、そのために準備している金額を教えてください。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減することを優先するため、現時点で補償内容や金額は検討しておりません。万が一、本事業の風力発電施設により健康に支障をきたすことが明らかとなった場合は、詳細調査のうえ、個別に対応策を検討します。 |
| 5 | 風力発電は持続可能なエネルギー源としての利点がある一方で、住民の健康を害する可能性があるとされ、私を含む多くの住民が不安に感じております。このため、具体的な対策と透明性のある情報開示が無ければこの計画に賛成できません。私たち住民の不安を解消できる貴社からの明確な回答をお待ちしております。 | 事業の実施にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。今後も、地域住民の皆さんに分かりやすく丁寧な説明に努め、事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。 |

意見書 178

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>新白馬風力発電事業に関して、計画されている環境影響評価について、いくつかの重大な懸念を表明いたします。特に、低周波音による健康への潜在的な影響が十分に評価されていない点については、深刻な問題があります。以下、具体的な問題点と反対の理由を詳述します。</p> <p>低周波音に関するリスクの不十分な評価</p> <p>ポルトガル・ルソフォナ大学のマリアナ・アルヴェス・ペレイラ博士による研究では、低周波音が人体に与える悪影響が明らかにされています。彼女の研究によると、低周波音は、心臓や血管の肥厚を引き起こし、心筋梗塞や脳梗塞など重大な健康問題を引き起こす原因となっています。これらの影響は、通常の音響環境評価では十分には測定されていません。日本国内での研究も不十分であり、現行の環境アセスメントではこれらの重要なデータが無視されがちです。</p> | <p>低周波音は音圧レベルが大きくなると、健康影響の要因となりうるものと考えます。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 2 | <p>現行法規における測定基準の問題</p> <p>低周波音の影響を適切に評価するための法規制や基準が日本には存在しないか、あっても不十分です。ペレイラ博士の指摘によると、測定に使用されるA特性曲線は低周波音の実際の音響エネルギーを測定するには不適切であり、そのため、実際の健康リスクが過小評価されています。この不備が事業の環境アセスメントにおいて重大な盲点となっています。</p> | <p>超低周波音の調査、予測にあたっては、G特性のほか L特性(1-200Hz)で実施することとしています。A特性を使うことはありません。</p> |
| 3 | <p>国際事例からの教訓の無視</p> <p>国外の例では、低周波音の問題が法的な対応を引き出しています。例えば、ポルトガルでは、低周波音の影響を受けた地域での風力発電機の運転が法的措置により停止されたケースがあります。日本でも同様のリスクが考えられるにもかかわらず、この点が現在の環境アセスメントにおいて十分に考慮されていません。</p> | <p>環境省では、平成 25 年度から「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」を設置し、風力発電施設から発生する騒音等を適切に評価するための考え方について検討を進め、平成 28 年 11 月 25 日に検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」を取りまとめています。同報告書では、海外の研究事例や基準等についても整理されています。</p> |
| 4 | <p>住民健康への直接的な影響</p> <p>計画地点から 1km の距離に住む予定の私たち住民は、直接的な健康リスクにさらされることになります。ペレイラ博士の研究からも明らかのように、低周波音は建物を容易に貫通し、遮断する手段が現在の技術では困難です。そのため、健康への懸念は、計画の進行を見直す重要な理由となります。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |
| 5 | <p>結論</p> <p>上記の理由から、新白馬風力発電事業における現在の環境アセスメントが低周波音の問題を十分に考慮していないことが明らかです。このような状況で事業を進めるることは、住民の健康を著しく損なう恐れがあるため、事業の計画に反対します。健康へのリスクを真摯に評価し、国際的な研究と比較して適切な対策を講じる必要があります。私たちは、安全で健康的な生活環境を守るために、事業の中止を強く求めます。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 179

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 新白馬風力発電事業に関して、下記の質問をさせていただきます。 1. 本事業における助成金の使用額とその助成金が何に使用されているかの詳細を教えてください。風力発電事業の開始や運営において、公的資金がどの程度、どのように活用されているのかが知りたいです。 | 本事業はフィードインプレミアム制度を活用することを計画しておりますが、厚生労働省や地方自治体が交付する助成金を活用する予定はありません。 |
| 2 | 2. 助成金無しで本事業が自立して成立する可能性について、どのように考えていますか？助成金を頼らずに事業が持続可能であるかどうか、その経済的な根拠を示していただけますか？ | 本事業はフィードインプレミアム制度を活用することを計画しておりますが、厚生労働省や地方自治体が交付する助成金を活用する予定はありません。 |
| 3 | 3. 仮に助成金制度が将来的に削減または廃止された場合、事業の持続性にどのように対応する予定ですか？長期的なビジネスモデルとしての持続可能性について、具体的な計画を教えてください。 | 本事業はフィードインプレミアム制度を活用することを計画しておりますが、厚生労働省や地方自治体が交付する助成金を活用する予定はありません。 |
| 4 | 4. 現在の事業構造が主に助成金に依存していると考えられる場合、それに対する貴社の見解を伺いたいです。助成金依存のビジネスモデルが持続可能であると考えているのか、また、その理由を詳しく説明してください。 これらの質問は、地域住民として事業の透明性と持続可能性を理解するために重要です。ご回答をお願いいたします。 | 本事業はフィードインプレミアム制度を活用することを計画しておりますが、厚生労働省や地方自治体が交付する助成金を活用する予定はありません。 |

意見書 180

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | この風力発電事業を推進する目的と理由を教えてください。風力発電事業の目的は何ですか？ | 2050 年カーボンニュートラル等の国の政策に即する形で、風力発電事業を導入することにより二酸化炭素排出量の削減に寄与するとともに、雇用の創出等、地域の活性化にも寄与したいと考えております。 |

意見書 181

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>私は、風力発電が設置される地域の住民として、以下の点について重大な懸念を持っております。この計画が私たちの生活環境、安全、そして地域の自然環境に与える影響について真摯に考慮し、事業の中止を求めます。</p> <p>1. 自然災害への懸念 能登半島地震の事例を見ると、風力発電設備が地震の影響で甚大な被害を受け、多くの風車が停止し、ブレードが破損する事態が発生しています。私たちの地域も南海トラフの影響を受けやすい地域であり、大地震の可能性が指摘されています。地震だけでなく、土砂災害の危険も指摘されており、風力発電設備の建設がこれらのリスクをさらに高めることが懸念されます。</p> | <p>風力発電機の災害に関する安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> <p>また、土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。</p> |
| 2 | <p>2. 資本金の問題と事業の持続性 貴社の資本金が5000万円のことですが、これは大規模なインフラ投資に対して十分とは言えない額です。災害時の復旧や長期的な安全対策に必要な資金力が不足しています。資本金が少ないと、事業の持続性や安全管理体制に対して信頼できません。</p> | <p>事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、災害時の復旧や安全対策に伴う費用は運転開始時期において保険や資金積立上で一定程度手当する計画となっております。</p> |
| 3 | <p>3. 土砂災害との関連性 地域が土砂災害特別警戒区域に指定されている中で、風力発電設備の建設は、山の保水能力を低下させ、土砂崩れや地滑りのリスクを増大させる恐れがあります。また、原谷では砂防ダムの建設が活発に行われている背景を考慮すると、風力発電設備による地形や地盤への影響は無視できません。 以上の理由から、新白馬風力発電事業の現計画には強く反対します。</p> | <p>土砂災害等の対策については、環境影響評価手続とは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守したうえで、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討します。</p> |

意見書 182

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|--|
| 1 | <p>米沢市の栗子山で進行中の風力発電計画において報じられた環境影響評価のデータ改ざん疑惑について、事業の透明性と信頼性に重大な疑問があります。</p> <p>栗子山での風力発電計画においては、「イヌワシの巣が設置予定地から10km以上離れている」とされていましたが、実際には約3kmの位置でイヌワシの巣が発見されていた事実が明らかにされました。</p> <p>このような重要な情報の隠蔽は、環境影響評価の根本をゆがめる行為であり、地域生態系への影響を適切に評価し、対策を講じる上で重要な障害となります。この事実を踏まえると、新白馬風力発電事業においても、同様のデータ改ざんや情報隠蔽が行われる可能性があると考えざるを得ません。過去の事例に見るような信用できない情報の取り扱いがあるため、私はこの計画に反対します。</p> | <p>令和5年10月18日付で事業者ホームページにも掲載したとおり、(仮称)栗子山風力発電事業の環境影響評価準備書においてデータ改ざんの事実はありませんでした。</p> <p>本事業においても、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて動物等への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、今後の環境影響評価手続においても事業へのご理解をいただけるよう真摯に対応してまいります。</p> |

意見書 183

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>風力発電に関する騒音問題は、住民にとって大きな懸念事項です。環境アセスメントで40デシベルが下限値と定められた根拠は何ですか？</p> <p>どのような状態を想定して40デシベルが決められましたか？</p> <p>寝室に入って人が寝る時を想定して決められた数値ですか？</p> | <p>風力発電施設から発生する騒音に関する指針では、「残留騒音からの増加量のみで評価すると、生活環境保全上必要なレベル以上に騒音低減を求ることになり得る。そのため、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、指針値における下限値を設定する。」とされており、具体的には、特に静穏を要する場合等においては下限値を 35 デシベルとし、それ以外の地域においては 40 デシベルとしています。</p> |
| 2 | <p>環境アセスメントで20デシベルの環境では何デシベルが指針値で、本計画においては何デシベル以内に抑える計画ですか？</p> | <p>残留騒音の測定結果が 20 デシベルであった場合の指針値は 35 デシベルになるものと考えられます。</p> |
| 3 | <p>20デシベル、30デシベルの環境で40デシベルへに増加すると音の強さは何倍になりますか？</p> | <p>デシベルの定義として、10 倍が 10 デシベル増加、100 倍が 20 デシベル増加になります。なお、音の大きさの感覚は音の強さの対数にほぼ比例することが知られています（ウェーバー・フェヒナーの法則）。</p> |
| 4 | <p>現在、20デシベルまたは30デシベルの環境で生活している場合、風力発電機からの騒音によって感じる音の大きさは、かなりの増加です。この点については、健康への直接的な影響がないとされていても、生活の質や睡眠の質に影響を及ぼすことが懸念されます。環境音がこれだけ増加することによって考えられる影響をすべて教えてください。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は、騒音レベルの増加の程度を含めて準備書にお示します。</p> |

意見書 184

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>2024年4月30日日高町役場で風力発電について訪ねたところ。 「民家からの最短距離は1km以内になると2024年4月の説明会で話していた。方法書には記載されていないが口頭でのみやり取りがあり、議事録を取っている」と役場の方から説明がありました。</p> <p>2024年4月の説明会で民家までの最短距離は何メートルですか?の質問に対し「500メートルです」という回答がありました。そして、方法書にも民家からの最短距離は500mと記載されています。民家から最低1kmの離隔を取るという話はどこでされた話でしょうか?</p> <p>そういう事実があるかどうかを教えてください。もし、その事実があった場合、方法書に記載せず口頭のみでそのやり取りをした理由をお聞かせ下さい。</p> <p>書面と役場の方の認識が異なることに違和感を感じています。</p> | <p>4月20日に開催した日高町における方法書の住民説明会において、「民家から最低1kmの離隔を取る」といった旨の発言はしておりません。</p> |
| 2 | <p>2023年11月26日の説明会のスライドで資本金が2,000億円程度あると説明があったと記憶しています。また、貴社の資本金はいくらですか?という質問で同様の回答がありました。</p> <p>役場の方が議事録を取っているのでこの点について審議は議事録をご確認下さい。改めて、貴社の資本金を調べたところ資本金は5000万円でした。</p> <p>https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/company/</p> <p>2023年11月26日の説明会で明らかに住民に対して誤解を招く説明があったと感じています。仮にあの日来られていた人がJR東日本の副社長さんであったとして「貴社の資本金はいくらですか?」の質問に回答されたのなら嘘ではないと思いますが。</p> <p>風力発電事業を行っているのはJR東日本エネルギー開発株式会社であり、質問者の意図を考えるとJR東日本エネルギー開発株式会社の人が回答すべき内容であると思います。</p> <p>そこで質問です。</p> <p>2023年11月26日の説明会のスライドで資本金についての説明がありましたか?</p> <p>それはJR東日本エネルギー開発株式会社の資本金についての説明ですか?</p> <p>JR東日本エネルギー開発株式会社の資本金が5000万円であると当日訪れた住民の誰もが認識できるような形で説明されていましたか?</p> <p>資本金について5000万円以上の説明があったとするとそれは何についての説明でしたか?</p> <p>それについて説明した意図はなんですか?</p> <p>住民に誤解を与える表現になっていましたか?</p> <p>2023年11月26日の説明会のスライドの開示を希望します。</p> <p>開示できない場合は審査会内で良いので、私の質問事項について事実確認を行って下さい。</p> | <p>2023年11月26日の説明会において、JR東日本エネルギー開発の資本金の額についてご質問があつたため、弊社より5,000万円と回答しております。なお、議事録を確認しましたが資本金2,000億円という記録はありませんでした。</p> <p>なお、当該説明会の資料は、対象地区の方向けの説明資料であるため、審査会での開示は予定しておりません。</p> |

意見書 185

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>風力発電機の運転が始まった場合、どのような害獣が誘引されるか、またそれにどのように対処する予定か教えてください。</p> <p>例えば、日高町では過去2年で 鹿（農作物への獣害） 猪（農作物への獣害） 猿（農作物への獣害） 熊（目撃情報）が発生しています。</p> <p>この件数が過去2年と比較してどのくらい多くなるのかを具体的な数値で教えてください。また、それに対しどのような対策を行うのか、どのような保証があるのかを教えてください。</p> <p>他の地域で風力発電機による害獣被害および苦情、相談が報告された事例があれば、その具体的な事例と対策について詳しく教えてください。</p> | <p>動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、本事業による影響が生じることが明らかになった場合には、専門家等からの助言を得ながら対策を検討します。</p> <p>なお、現時点では弊社が運転を開始した他の地域の風力発電事業において、施設設置後に害獣被害及び苦情、相談等が寄せられた事例はありません。また、国内における風力発電機への動物の忌避行動については知見が少ないため、今後も情報の入手に努めながら、必要に応じて対応を検討する方針です。</p> |

意見書 186 (1/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--------------------------------------|---|
| 1 | このプロジェクトの経済的な実現性について詳細なデータを提供してください。 | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて事業計画を具体化していくことから、現時点で詳細なデータをお示しすることはできません。</p> <p>なお、経済的な実現性にあたっては関係者とも協議しながら進めいくことになり、協議事項については守秘義務があるため、今後詳細なデータをご提供することは難しいですが、地域住民の皆さまのご理解をいただけるような事業計画を検討してまいります。</p> |
| 2 | 費用対効果はどのように評価されていますか？ | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて事業計画を具体化していくことから、現時点でどのように評価しているかをお示しすることはできません。</p> <p>なお、本事業の費用対効果の評価にあたっては関係者とも協議しながら進めていくことになり、協議事項については守秘義務があるため、今後詳細なデータをご提供することは難しいですが、地域住民の皆さまのご理解をいただけるような事業計画を検討してまいります。</p> |

意見書 186 (2/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 3 | <p>このプロジェクトがもたらす貴社への利益と純利益：</p> <p>「この風力発電プロジェクトによって、貴社が見込む利益と純利益は具体的にどの程度ですか？また、その計算に用いた基準や前提条件を教えてください。」</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて事業計画を具体化していくことから、現時点では弊社が見込む利益と純利益をお示しすることはできません。</p> <p>なお、本事業の利益と純利益については関係者とも協議しながら進めいくことになり、協議事項については守秘義務があるためお示しすることは難しいですが、地域住民の皆さまのご理解をいただけるような事業計画を検討してまいります。</p> |
| 4 | <p>建設コスト：</p> <p>「このプロジェクトの総建設コストはいくらで、その内訳を具体的に教えていただけますか？また、予算超過を防ぐための措置にはどのようなものがありますか？」</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて事業計画を具体化していくことから、現時点ではプロジェクトの総建設コストやその内訳をお示しすることはできません。</p> <p>なお、本事業の総建設コストについては関係者とも協議しながら進めいくことになり、協議事項については守秘義務があるため、お示しすることは難しいですが、地域住民の皆さまのご理解をいただけるような事業計画を検討してまいります。</p> |
| 5 | <p>収支目標：</p> <p>「このプロジェクトの収支目標について詳しく説明してください。どのような収益モデルを採用しており、その実現性についてどのように確信していますか？」</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて事業計画を具体化していくことから、現時点ではプロジェクトの収支目標やどのような収益モデルを採用するかをお示しすることはできません。</p> <p>なお、本事業の収支目標や収益モデルについては関係者とも協議しながら進めいくことになり、協議事項については守秘義務があるためお示しすることは難しいですが、地域住民の皆さまのご理解をいただけるような事業計画を検討してまいります。</p> |
| 6 | <p>補助金：</p> <p>「このプロジェクトに対して政府や他の機関からどの程度の補助金が予定されているのか、またその補助金がプロジェクト全体の費用に占める割合と条件について教えてください。」</p> | <p>現時点では何らかの補助金の申請を行う予定はありません。また、今後の事業計画の具体化において、補助金を申請することになった場合でも、関係機関とも協議しながら進めいくことになり、協議事項については守秘義務があるためお示しすることは難しいですが、地域住民の皆さまのご理解をいただけるような事業計画を検討してまいります。なお、本事業はフィードインプレミアム制度を活用することを計画しております。</p> |

意見書 186 (3/3)

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 7 | 今後のエネルギー需要と供給の見通しを踏まえ、この風力発電所の長期的な運用計画を教えてください。どのような市場の変動や技術的進歩が見込まれる中で、プロジェクトの持続可能性をどのように保証していく予定ですか？ | 現時点では運転開始から 20 年間の稼働を計画しております。発電所の稼働中は、電気事業法や関連規則等を遵守し、定期的にメンテナンスを行い、施設を適正に維持してまいります。 |

意見書 187

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>日高川町では風車の騒音による苦情が13件あると方法書に書かれています。13件の内訳を教えてください。</p> <p>各民家の構造、築年数、風車からの距離、被害を訴えている方の自宅、寝室などでA特性で計測した音声、騒音データの開示をお願いします。</p> <p>これらの項目でまたどのような不調を訴えているか教えてください。</p> <p>これらの情報が揃っていないとすると、不足している項目一つずつそれぞれ理由を説明してください。</p> <p>自宅や寝室での計測について、プライバシーがどうのこうのというのは理由になりません。騒音に関する調査で、被害者が苦しんでいるその環境、その場所で計測しなければいけないと言われていますが、なぜそれを行っていないのか教えてください。</p> <p>住民が心配しているのは環境省が定めた基準に沿っているかどうかではありません。住民が今まで通りの暮らしを送れるのかという点において、住民に寄り添って調査・評価を行ってください。</p> | 白馬ウインドファームに寄せられた苦情については、個人情報が含まれているため開示は控えさせていただきます。また、白馬ウインドファームから、稼働後に騒音苦情があつたため調査を実施し住民の方々と協議を重ね、騒音対策として風向き・風速によって出力制限を行うことで騒音の低減を図れ、その後苦情はなくなったと聞いています。 |
| 2 | 方法書において哺乳類やコウモリについての報告がありましたが、その他の鳥についての調査結果を教えてください。風力発電機にぶつかって亡くなった鳥の種類と数を月別のデータにまとめて提示して下さい。またその計測方法、観測方法について教えてください。 | 白馬ウインドファームは、他事業者による事業であるため、詳細な苦情の内容等の開示は控えさせていただきますが、当該記載は 2019 年 9 月～2023 年 6 月までの期間中、風力発電機の周囲を任意に踏査する調査や見回り点検時に確認された死骸等の記録を整理したものです。 |

意見書 188

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>4000kWの風車を1基廃棄する時に必要な総費用を教えてください。</p> <p>土地を利用前の状態に戻すのにかかる費用を教えてください。</p> <p>木々や草花を含め完全に元通りにすることは現実的に難しいと思います。どのようなレベルで元通りになりますか?できるだけ具体的に説明して下さい。</p> <p>4000kW級の風車を最大17基撤去し、土壤を原状回復させるためにどの程度の費用がかかるかを教えてください。1億円単位のざっくりした数字で構いません。概算方法とその結果を教えてください。</p> <p>JR東日本エネルギー開発株式会社の資本金は5000万円です。</p> <p>他の地域で風力発電を設置した事業者が倒産をしたという事例が多数存在します。貴社が倒産したときの風力発電の撤去費用は誰が負担しますか?</p> <p>住民の立場に立って回答をお願いします。</p> <p>上記で挙げたリスクとデメリットを打ち消すだけのメリットを風力発電賛成派の立場として未来の負担者となる小学生に向けて分かりやすく納得のできる説明をお願いします。</p> | <p>風力発電機の撤去に関する費用については、今後事業計画を具体化していく予定であるため、現時点では未定ですが、経済産業省の再生可能エネルギー事業に関するガイドラインによると、資本費の5%以上が目安となっており、本事業においても当該ガイドラインに準じて撤去費用を検討してまいります。なお、土壤を原状回復させる費用についても、事業計画の具体化にあわせて、今後検討してまいります。</p> <p>現時点では具体的な工法等については未定ですが、管理用地等として活用しない箇所のうち、一部は在来種子を用いた草本類による緑化を行う計画です。</p> <p>事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、風力発電機の撤去費用は運転期間中に積み立てておくことが再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法上で定められており、また、積み立てた撤去費用については毎年経済産業省へ報告する義務があります。</p> |
| 2 | <p>風力発電事業の実施にあたり、風車稼働前後の住民の睡眠の質を適切に把握するために、アテネ不眠尺度による調査を実施していただきたく要望いたします。</p> <p>アテネ不眠尺度は、個人の不眠症の重症度を評価する尺度であり、国内外で広く用いられています。風車の設置前と稼働後の両方で調査を行うことで、風車の騒音や低周波音が住民の睡眠に与える影響を分析することが可能となります。</p> <p>特に、風車の騒音や低周波音が不眠を引き起こすという因果関係を科学的に証明することは難しい課題です。しかし、風車の近隣住民から睡眠への悪影響を訴える声が多数寄せられていることを考慮すると、この問題は無視できません。</p> <p>アテネ不眠尺度による調査を通じて、客観的なデータを収集し、風車が周辺住民の睡眠の質に及ぼす影響を総合的に評価することが不可欠です。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な対策を講じることが、事業者の責務であると考えます。</p> <p>つきましては、風力発電事業の実施にあたり、アテネ不眠尺度による調査を事業計画に組み込んでいただきたく、ここに要望いたします。</p> <p>住民の健康と安全を最優先に、誠実な対応をお願いいたします。検討する場合は回答期日をお応え下さい。</p> | <p>不眠には様々な要因が関係するため、プライバシーに関するものも含め、多岐にわたる調査が必要となるものと考えられます。そのため、当事者でもある風力発電事業者による実施は難しいものと考えます。</p> <p>なお、本事業の周辺住民の方から騒音等に対する苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。</p> |

意見書 189

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|---|---|
| 1 | <p>間近に、風力発電は入りません。昔ノーリツ鋼機に有った風力発電は、台風で羽が折れて2回岬町などに、飛んで行ったと聞きました。こんな大きな羽が折れて飛んだら被害者が出たら日高町や、事業者は、責任どうするんですか？</p> <p>風切り音も岩ノ谷は山に登って叫ぶとやまびこが何回も響き渡る地形です。風切り音もやまびこの様に共鳴するはずです。生活を脅かす事業は辞めて下さい。日高町町長お願いです。未来に不安を与えないで下さい。住んでいる住民の気持ちを一番大切にするのが町長の指名で有ると私は思います。お願いします。助けて下さい。</p> | <p>風力発電機の安全性については、環境影響評価手続とは別に、経済産業省が認めた第三者機関による審査・認証を受ける必要があります。これらの審査手続を通じて、より安全な設備設計を進めてまいります。</p> |

意見書 190

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>不眠症、高血圧、耳鳴り、めまいなどの害を来すという意見をよく聞きます。もし、そういうことが起こったら補償など責任とてくれるんですよね？</p> <p>無責任な考えはやめてください。</p> <p>これじゃ人口なんか増えませんよ？</p> <p>せっかく人口増加傾向にあるのにこんなことするのは頭が悪い町だと思われます。</p> <p>とりあえず反対です。</p> | <p>本事業の周辺住民の方から本事業による苦情をいただいた場合、詳細調査のうえ、必要に応じて個別に対応策を検討します。</p> |

意見書 191

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>こんな近くに建てて大丈夫ですか？</p> <p>日常生活に支障が出るのであれば、反対です。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> |

意見書 192

| 番号 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | <p>風力発電機から発生する可能性のある超低周波音について心配しています。超低周波音は人間の耳には直接聞こえないものの、建物の振動を引き起こし、結果的に睡眠障害や健康被害をもたらす恐れがあります。</p> <p>問題点と質問</p> <p>超低周波音による建物の振動とその影響：</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低周波音は、人間の耳には聞こえない領域の音ですが、建物がこれによって振動し、間接的に耳に聞こえる音が発生することがあります。このような現象が睡眠の妨げとなることが考えられます。事業者様はこの問題にどのように対応されるのか、具体的な対策を教えてください。 <p>振動防止策の効果と代替策：</p> <p>一般的に建物の窓を二重にするなどの振動対策がありますが、全体の建物が超低周波音から保護されるわけではありません。事業者様が考える他の効果的な対策について説明を求めます。</p> <p>過去の事例と改善状況：</p> <p>日高川町など他の風力発電施設で超低周波音に関する苦情がどれほど寄せられたか、それに対してどのような改善措置が講じられたかの具体的な情報を求めます。</p> <p>また、その問題はどの程度解決されたのかを何件中何件解決できたのか教えてください。</p> | <p>今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しします。</p> <p>超低周波音による建物の振動とその影響：</p> <p>超低周波音による影響として、窓や戸の流れ・がたつき等の建具等への影響（物的影響）があります。そのため、「建具のがたつきが始まるレベル」との整合が図られているか検討することとしています。</p> <p>振動防止策の効果と代替策：</p> <p>しっかり固定されかつ重量がある建物が、風力発電機からの超低周波音によって振動することはないと考えます。</p> <p>過去の事例と改善状況：</p> <p>他の風力発電所での苦情については、他事業者による事業であるため、詳細については承知しておりません。なお、白馬ウインドファームの稼働後に苦情を寄せられた住民の方に対しては、その後は特に苦情等はなかったと聞いています。</p> |
| 2 | <p>風車の撤去費用について質問です。</p> <p>会社が倒産した時に風車を全て撤去するだけの資金力がJR東日本エネルギー開発株式会社には無いと思います。</p> <p>そこで提案です。風車の撤去費用（保証金）を全額前納してください。それなら住民も撤去費用に関して安心できます。できない場合はその理由を住民が納得できる説明をお願いします。</p> <p>代替案として、風車の撤去費用を全額前納するまでは新白馬風力発電から得られる利益を全て保証費用に回すという方法もあります。これなら現在手元に現金がなくてもできる方法です。このような方法が取られないと日高町民は負債とリスクを抱えることになります。この方法についてもできない場合はその理由を住民が納得できる説明をお願いします。</p> <p>検討するならいつまでに回答をいただけるのか年月日で回答してください。</p> <p>また、回答方法を教えてください。</p> | <p>事業計画の具体化にあたっては、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討してまいりますが、風力発電機の撤去費用は運転期間中に積み立てておくことが再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法上で定められており、また、積み立てた撤去費用については毎年経済産業省へ報告する義務があります。</p> |

○日刊新聞による公告

日高新報（令和6年3月29日（金））

お知らせ

環境影響評価法に基づき「(仮称)新日高風力発電事業 環境影響評価方法書」の概要について、次のとおり公表いたします。

一、事業者の名称
J.R東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名
代表取締役社長 桑田義弘
事業者の所在地
〒152-0012 東京都中央区神田須田町1-1丁目
二、対象事業の名称
「十五ヶ郷」「JR神田万世橋ビル十五階
新日高風力発電事業
種類風力（陸上）

規模 対象施設出力 最大六万キロワット

三、対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市

四、関係地域の範囲
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市

五、概要場所
和歌山県伊太河町環境生活施設課【三丁目】、環
境管理課【四丁目】、伊太河町役場企画政策課、日高川
町役場企画政策課、日高川町役場企画政策課千津支所、日
高川町役場美山支所、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場美山支所、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場企画政策課、日高川町役場企画政策課千津支所、日
高川町役場企画政策課、和歌山県伊太河町企画政策課、
御坊市役所企画課、J.R東日本エネルギー開発株式
会社東京本社入口
電子機器
<https://www.jre-energy.jregroup.ne.jp/>

期間
令和6年3月1十九日（金）から
令和6年4月19日（火）まで

六、意見書の受け
環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、令
和6年3月1十九日（火）までに環境場所に掲げ付け
の意見箱へ投函するか、「八、問い合わせ先」へ
郵送ください。（前項記印有効）

七、説明会の開催
日高川町農村環境改善センター
（日高川町小熊二四一六）

令和6年4月17日（水）午後七時から
広川町役場
（広川町大字込一五〇〇番地）

八、問い合わせ先

J.R東日本エネルギー開発株式会社
〒101-0001
東京都中央区神田須田町1-1自1-十五階
J.R神田万世橋ビル十五階
電話 ○3-3261-0666-6076
（午前十時からの午後五時まで）
担当 営業部 広報担当
担当 営業部 広報担当

紀伊民報（令和6年3月29日（金））

お知らせ

環境影響評価法に基づき「(仮称)新日高風力発電事業 環境影響評価方法書」の概要について、次のとおり公表いたします。

一、事業者の名称
J.R東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名
代表取締役社長 桑田義弘
事業者の所在地
東京都中央区神田須田町1-1丁目
二、対象事業の名称
「十五ヶ郷」「JR神田万世橋ビル十五階
新日高風力発電事業
種類風力（陸上）

規模 対象施設出力 最大六万キロワット

三、対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲
和歌山県伊太河町、口高川町、口高町、御坊市

四、関係地域の範囲
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市

五、概要場所
和歌山県伊太河町環境生活施設課【三丁目】、環
境管理課【四丁目】、伊太河町役場企画政策課、日高川
町役場企画政策課、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場美山支所、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場美山支所、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場企画政策課、御坊市役所企画課、J.R東日本エネルギー開発株式
会社東京本社入口
電子機器
<https://www.jre-energy.jregroup.ne.jp/>

期間

令和6年3月1十九日（金）から

令和6年4月19日（火）まで

六、意見書の受け
環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、令
和6年3月1十九日（火）までに環境場所に掲げ付け
の意見箱へ投函するか、「八、問い合わせ先」へ
郵送ください。（前項記印有効）

七、説明会の開催
日高川町農村環境改善センター
（日高川町小熊二四一六）

令和6年4月17日（水）午後七時から
広川町役場
（広川町大字込一五〇〇番地）

八、問い合わせ先

J.R東日本エネルギー開発株式会社
〒101-0001
東京都中央区神田須田町1-1自1-十五階
J.R神田万世橋ビル十五階
電話 ○3-3261-0666-6076
（午前十時からの午後五時まで）
担当 営業部 広報担当
担当 営業部 広報担当

紀州新聞（令和6年3月29日（金））

お知らせ

環境影響評価法に基づき「(仮称)新日高風力発電事業 環境影響評価方法書」の概要について、次のとおり公表いたします。

一、事業者の名称
J.R東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名
代表取締役社長 桑田義弘
事業者の所在地
東京都中央区神田須田町1-1丁目
二、対象事業の名称
「十五ヶ郷」「JR神田万世橋ビル十五階
新日高風力発電事業
種類風力（陸上）

規模 対象施設出力 最大六万キロワット

三、対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市

四、関係地域の範囲
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市
和歌山県伊太河町、日高川町、口高町、御坊市

五、概要場所
和歌山県伊太河町環境生活施設課【三丁目】、環
境管理課【四丁目】、伊太河町役場企画政策課、日高川
町役場企画政策課、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場美山支所、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場美山支所、日高川町役場企画政策千津支所、日
高川町役場企画政策課、御坊市役所企画課、J.R東日本エネルギー開発株式
会社東京本社入口
電子機器
<https://www.jre-energy.jregroup.ne.jp/>

期間

令和6年3月1十九日（金）から

令和6年4月19日（火）まで

六、意見書の受け
環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、令
和6年3月1十九日（火）までに環境場所に掲げ付け
の意見箱へ投函するか、「八、問い合わせ先」へ
郵送ください。（前項記印有効）

七、説明会の開催
日高川町農村環境改善センター
（日高川町小熊二四一六）

令和6年4月17日（水）午後七時から
広川町役場
（広川町大字込一五〇〇番地）

八、問い合わせ先

J.R東日本エネルギー開発株式会社
〒101-0001
東京都中央区神田須田町1-1自1-十五階
J.R神田万世橋ビル十五階
電話 ○3-3261-0666-6076
（午前十時からの午後五時まで）
担当 営業部 広報担当
担当 営業部 広報担当

112

朝日新聞（令和 6 年 3 月 29 日（金））

毎日新聞（令和6年3月29日（金））

お知らせ

環境影響評価法に基づいて「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」の綱観について、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称
代表者の氏名
事業者の所在地
J.R.神田万世橋ビル十五階
東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地

二、対象事業の名称
種類
風力(陸上)
規模
瓦斯設備出力 最大六万キロワット

三、対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲
和歌山県広川町、日高町、御坊市

四、関係地域の範囲
和歌山県広川町、日高町、御坊市
五、被験場所
和歌山県環境生活部環境生活課(三月)、環境管理課(四月)、広川町役場企画政策課、日高町役場本庁企画政策課、日高町役場中津支所、日高町役場美山支所、日高町役場企画まちづくり課、御坊市役所企画課、J.R.東日本エネルギー開発株式会社東京本社入□

電子掲載 <https://www.jr-energy.jegroup.jp.ne.jp/>

期間 令和六年三月二十九日(金)から
令和六年四月三十日(火)まで

*和歌山県の被験場所は四月一日以降、環境生活部環境生活総務課から環境生活部環境管理課へ変更となりますのでご注意ください。

六、意見書の受付
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、令和六年五月十四日(火)までに被験場所に掲示された意見書箱へ投函するか、「八、問い合わせ先」へ郵送ください。(当日消印有効)
意見書の受付

七、説明会の開催
日高川町農村環境改善センター(日高川町小熊)四二六
令和六年四月十七日(水)午後七時から
広川町役場(広川町大字広一五〇〇番地)
令和六年四月十八日(木)午後七時から
御坊市御坊市民文化会館小ホール(御坊市園二五八番地の二)
令和六年四月十九日(金)午後七時から
日高町中央公民館大会議室(日高町高砂二二九番地)
令和六年四月二十日(土)午後七時から
八、問い合わせ先
J.R.東日本エネルギー開発株式会社
〒一〇一〇〇四一 東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地
J.R.神田万世橋ビル十五階
電話〇三一六一〇六一〇七六(午前十時から午後五時まで)
担当 鐵器部 広報担当

読売新聞（令和6年3月29日（金））

| | |
|---|--|
| お知らせ | |
| 環境影響評価法に基づき「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」の総覧について、次のとおり公告いたします。 | |
| 一、事業者の名称 | JR東日本エネルギー開発株式会社 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 松木義弘 |
| 事業者の所在地 | 東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地 JR神田万世橋ビル十五階 |
| 二、対象事業の名称 | (仮称)新白馬風力発電事業 |
| 種類 | 風力（陸上） |
| 規模 | 発電設備出力 最大六万キロワット |
| 三、対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲 | |
| 四、関係地域の範囲 和歌山県広川町、日高川町、御坊市 | |
| 五、総質場所 和歌山県環境生活部環境生活総務課（三月）・環境管理課（四月）、広川町役場企画政策課、日高川町役場本庁企画政策課、日高川町役場中津支所、日高川町役場美山支所、日高町役場企画まづづく課、御坊市役所企画課、JR東日本エネルギー開発株式会社東京本社入口 | |
| 電子総覧 https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/ | |
| 期間 | 令和6年3月29日（金）から |
| 六、意見書の受け付 | 令和6年4月30日（火）まで *和歌山県の総質場所は4月一日以降、環境生活部環境生活総務課から環境生活部環境管理課へ変更となりますので注意ください。 |
| 七、説明会の開催 | 和歌山県の総質場所は4月一日以降、環境生活部環境生活総務課から環境生活部環境管理課へ変更となりますので注意ください。 |
| 八、問い合わせ先 | JR東日本エネルギー開発株式会社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町二丁目二十五番地 電話 ○三一六二〇六一六〇七六（午前十時から午後五時まで） 担当 総務部 広報担当 |

産経新聞（令和6年3月29日（金））

| | |
|---|--|
| お知らせ | |
| 環境影響評価法に基づき「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」の総覧について、次のとおり公告いたします。 | |
| 一、事業者の名称 | JR東日本エネルギー開発株式会社 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 松木義弘 |
| 事業者の所在地 | 東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地 JR神田万世橋ビル十五階 |
| 二、対象事業の名称 | (仮称)新白馬風力発電事業 |
| 種類 | 風力（陸上） |
| 規模 | 発電設備出力 最大六万キロワット |
| 三、対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲 | |
| 四、関係地域の範囲 和歌山県広川町、日高川町、御坊市 | |
| 五、総質場所 和歌山県環境生活部環境生活総務課（三月）・環境管理課（四月）、広川町役場企画政策課、日高川町役場本庁企画政策課、日高川町役場中津支所、日高川町役場美山支所、日高町役場企画まづづく課、御坊市役所企画課、JR東日本エネルギー開発株式会社東京本社入口 | |
| 電子総覧 https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/ | |
| 期間 | 令和6年3月29日（金）から |
| 六、意見書の受け付 | 令和6年4月30日（火）まで *和歌山県の総質場所は4月一日以降、環境生活部環境生活総務課から環境生活部環境管理課へ変更となりますので注意ください。 |
| 七、説明会の開催 | 和歌山県の総質場所は4月一日以降、環境生活部環境生活総務課から環境生活部環境管理課へ変更となりますので注意ください。 |
| 八、問い合わせ先 | JR東日本エネルギー開発株式会社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町二丁目二十五番地 電話 ○三一六二〇六一六〇七六（午前十時から午後五時まで） 担当 総務部 広報担当 |

○自治体広報誌による公告

広川町広報誌（広報ひろがわ 令和6年3月号）

| | | | | |
|------------------|--------------------|--------------------|------------------------|------------|
| 日 祝日を除く | 日 (火) | 期間 / 3月29日（金）～4月30 | 称 新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書 | ●方法書の縦覧 |
| ・場所 / 広川町役場企画政策課 | ・時間 / 8時30分～17時15分 | （土）まで | （仮称）新白馬風力発電事業環境影響評価方法書 | を縦覧いたしました。 |

が義務となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行えるよう、今やから備えましょう！

■ポイント／令和6年4月1日より法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

制度に関する詳細は、「法務省

所有者不明」で検索してください。

▼個別の事案に対するご相談は、和歌山県司法書士会の「司法書士総合相談センター」（☎ 073-422-4272）まで

環境影響評価方法書の縦覧

| | |
|---|--|
| ◆意見受付 | ※電子縦覧は、下記QRコードから |
| ・受付期間中に縦覧場所に備え付けの意見書箱に住所・氏名を記入の上ご投函頂くか、または左記宛先までご郵送ください。（郵送の場合は5月14日消印有効） | ●意見受付 |
| ・受付期間 / 3月29日（金）～5月14日（火） | ■住民説明会の開催 |
| ・場所 / 広川町役場 | ・日時 / 4月18日（木）19時～ |
| ・日時 / 4月18日（木）19時～ | ■意見の郵送先及び問合せ先 |
| JR東日本エネルギー開発株式会社 （担当：総務部広報担当） | 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階（☎ 03-6206-6076（土・日・祝日を除く10時から17時まで）） |

◆水道料金・各種手数料の改定
昨年5月にお知らせしたとおり、令和6年4月検針分（5月請求分）から水道料金を改定します。
各種手数料についても改定となりますので、ご理解・ご協力をお願
いたします。

日高川町広報誌（広報日高川町 令和6年3月号）



「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について



1. 縦覧期間および時間

○ 総覧期間：令和6年3月29日（金）から
令和6年4月30日（火）まで

○ 縦覧場所・縦覧時間

・役場本庁（企画政策課）：

　　土日祝日を除く8:30～17:15

・中津支所：土日祝日を除く8:30～17:15

・美山支所：土日祝日を除く8:30～17:15

○ 電子縦覧（下記の事業者HPからも閲覧可能）
<https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

2. 意見書の提出

「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」について、書面に住所・氏名・ご意見（ご意見の理由を含む）をご記入のうえ、受付期間中に縦覧場所に備え付けの意見箱へご投函いただくか、または下記宛先までご郵送ください。

○受付期間

令和6年3月29日（金）～令和6年5月14日（火）まで
(郵送の場合は令和6年5月14日消印有効)

○郵送先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-25
JR神田万世橋ビル15階
JR東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当

○記載項目

- ①住所・氏名(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- ②方法書について、環境の保全の見地からの意見
(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

3. 住民説明会の開催を予定する場所・日時

○ 場所：日高川町農村環境改善センター

○ 日時：令和6年4月17日（水）19:00～

お問い合わせ JR東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当 ☎03-6206-6076(土日祝日を除く、10:00～17:00)

日高町広報誌（広報ひだか 令和6年4月号）

環境影響評価方法書の総覧

環境影響評価法に基づき、「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」の総覽を次のとおり行いますので、お知らせします。

方法書の総覧

総覧期間：3月29日(金)～4月30日(火) (土・日・祝日を除く)
午後8時30分～午後5時まで



総覧場所：日高町役場 3階 企画まちづくり課

電子緯覽：<https://www.jr-energy.jregroup.net/>

意見受付

受付期間：3月29日(金)～5月14日(火)まで

受付期間中に縦覧場所に備え付けの意見書箱に住所・氏名をご記入のうえご投函くださいか、または以下問い合わせ先までご郵送ください。

※郵送の場合は5月14日消印有効

東京支社

住民説明会の開催

日 時：4月20日(土) 午後7時～

所：日高町中央公民館 2階 大会議室

【意見郵送先・お問い合わせ先】

IR東日本トネリゴー開発株式会社(担当: 総務部 広報担当)

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-23 神田須田ビル5階
(TEL: 03-6206-6076)(土・日・祝日を除く午前10時~午後5時まで)

御坊市広報誌（広報ごぼう 令和6年3月号）

| 「(仮称)新白馬風力発電事業」環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について | | 4月19日(金)19時 市民文化会館(小ホール) ※事前申し込みは不要です。 JR東日本エネルギー開発(株) |
|--|---|---|
| ○環境影響評価方法書の縦覧 環境影響評価法に基づき方 法書の縦覧場所を開設します。 | ● 03-62006-6076 (10時～17時) (土・日曜日・祝日を除く) | 場 |
| 期間 3月29日(金) ～4月30日(火) 8時30分～17時15分 ※土、日曜日、祝日を除く。 | 広報担当 | 時 |
| ■ 市役所4階企画課 方法書は次の「第二次元コード からも縦覧できます。 | ②市民税所得割合算額が77.1 二子以降 | 場 |
| 意見書の提出方法等は、右 の「第二次元コード及び市ホーム ページをご覧ください。(3月 29日(金)から確認できます) | ①生計を一にする世帯内の第 対象乳児 市内に住民登録がある | 時 |
| ○住民説明会 環境影響評価法に基づき住 民説明会が開催されます。 | 年12月31日生まれ (令和4年4月1日～令和5 年12月31日生まれ) | 4月19日(金)19時 市民文化会館(小ホール) ※事前申し込みは不要です。 JR東日本エネルギー開発(株) |

○インターネットによる公告

和歌山県ホームページ 令和6年3月29日時点

The screenshot shows the official website of Wakayama Prefecture. The top navigation bar includes links for English, Home, Search, and French. A search bar is present at the top right. The main content area features a large image of a wind turbine and text in Japanese. Below the image, there's a section titled '(仮称)新白馬風力発電事業' (暫定名稱) with a table of basic information. Further down, there are sections for '子網の状況' (Network Status) and '主な規制' (Main Regulations), each containing tables with detailed information. The bottom of the page includes a footer with contact information and a QR code.

広川町ホームページ 令和6年3月29日時点

日高川町ホームページ 令和6年3月29日時点

(仮称) 新白馬風力発電事業 計画段階環境方法書について

(仮称) 新白馬風力発電事業 計画段階環境方法書について

新日本エネルギー開発リミテッド社が実施している風力発電事業「(仮称) 新白馬風力発電事業」について、環境影響評価段階から実施までの手順が実施されています。

詳しくは、下記ホームページ(外部サイト)をご確認ください。

(仮称) 新白馬風力発電事業 計画段階環境方法書について
<http://www.hidakariver.jp/whitehorse/>

お問い合わせ

新日本エネルギー開発リミテッド社
〒101-0021 東京都千代田区麹町二番町一丁目 10F 電話番号: 03-5209-6076 (平日10時~午後5時)

エネルギー政策・新エネルギーに関するご質問

- ↳ 日本のエネルギー政策
- ↳ 国際連合気候変動枠組議定書とSDGs
- ↳ 持続化補正交付制度(森林事業補助)・森林蓄積量と整備計画
- ↳ エネルギー需給に関する質問
- ↳ コスモスエネルギー税抜契約契約者(電気料金算定、LED照明装置等)
- ↳ 並びに「ゼロカーボンチャレンジ」と連携しました
- ↳ 日本の気候変動政策とSDGs
- ↳ 環境問題について
- ↳ 「新エネルギー政策研究会」の会員について
- ↳ 電気料金を改訂する方針

日高川町

〒101-0024 東京都千代田区麹町二番町10F
TEL: 03-5209-6076 FAX: 03-5209-6177

お問い合わせ窓口 サイトマップ 個人情報取り扱い お役所について

[Facebook](#) [Twitter](#)

日高町ホームページ 令和6年3月29日時点

The screenshot shows the official website of Hidaka Town, Wakayama Prefecture. At the top, there is a header bar with Japanese text and a search function. Below the header, the town's logo and name are displayed. A navigation menu includes links for various town services like Health, Education, and Environment. A specific link for the environmental impact assessment document is highlighted.

（仮称）新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書について

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画している「（仮称）新白馬風力発電事業」について、環境影響評価方にに基づく環境影響評価方法書の手続きが実施されております。
詳しくは、以下ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

（仮称）新白馬風力発電事業 計画段階環境影響評価の段階について
<http://www.jre-energy.jregroup.ne.jp>

【本件に関するお問い合わせ先】
JR東日本エネルギー開発株式会社 環境部 広報担当
電話：03-6206-6076（土・日曜日および祝日を除く、午前10時から午後5時まで）

お問い合わせ
企画まちづくり課
電話：0738-63-3806

[戻る](#)

プライバシーポリシー | お問い合わせリンクについて | 免責事項 | リンク | サイトマップ | お問い合わせ

日高町 WAKAYAMA
和歌山県 日高町役場 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町大字高宗626番地
TEL : 0738-63-2051 (代表) FAX : 0738-63-2923 (代表)

Copyright © Hidaka Town. All Rights Reserved.

御坊市ホームページ 令和6年3月29日時点

本文へ リアルマップ English | ←文化課 ←ふくしま・暮らし

121

JR東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ

環境アクセスについて INFORMATION

「(仮称)新白岳風力発電事業」による環境影響評価方針書の公表及び聴聞について

和歌山県有田郡広川町、日高郡日高川町、日高郡日高町、御坊市における「(仮称)新白岳風力発電事業による環境影響評価方針書」(以下、方針書)を環境影響評価法に基づき公表します。

方針書は、2024年3月29日(金)午前10時00分～2024年4月30日(火)午後5時00分までの期間中は閲覧が可能です。
 × 聴聞期間を過ぎた場合は表示できません。
 × 閲覧機能を用いても、ご使用のブラウザ・プラグインが対応していない場合は表示できません。
 × 聴見者以外は、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

方針書
目次
第1回 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2回 環境影響の目的及び内容
第3回 対象事業区域及びその周囲の現況
第4回 第一種事業に係る計画内閣配慮基準に照する調査、予測及び評価の結果
第5回 配慮基準に対する結果と対応の見込み及び事業者の見解
第6回 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7回 その他の環境法令で定める事項
第8回 環境影響評価法の適用を表明した事業者の名稱、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
資料類
資料
環境影響評価方針書に係る見書きの提出について・意見者様式

方法書の概要

聴聞場所
 和歌山県庁（環境生活部環境生活課）【3月】：土日祝日を除く9:00～17:45
 和歌山県庁（環境生活部環境政策課）【4月】：土日祝日を除く9:00～17:45
 広川町役場（企画政策課）：土日祝日を除く8:30～17:15
 日高川町役場（企画政策課）：土日祝日を除く8:30～17:15
 日高川町役場中津支所：土日祝日を除く8:30～17:15
 日高川町役場奥山支所：土日祝日を除く8:30～17:15
 日高町役場（企画政策課）：土日祝日を除く8:30～17:00
 御坊市役所（企画課）：土日祝日を除く8:30～17:15

聴聞期間
 2024年3月29日(金)～2024年4月30日(火)
 (土・日・祝日を除く朝午時)

聴見者受付期間
 2024年3月29日(金)～2024年5月14日(火)
 (当社宛に迷送の場合、2024年5月14日(火)当日消印有効)

見書きには、必ず住所・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）をお書きください。
 環境影響評価方針書に対する見書きの内容及びその理由を書いてください。
 住所、氏名、方針書の名稱、見書きの内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価方法書に対する見書きの用紙を使用しないで結構です。
 また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先
 JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：広報部 広報担当
 電話：03-6206-6076
 勝間：平成10時00分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）

[前のページに戻る](#) [ページトップに戻る](#)

○意見書用紙

「(仮称)新白馬風力発電事業□環境影響評価方法書」

閱覽用紙(意見書用紙)←

「(仮称)新白馬風力発電事業□環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、令和6年5月14日(火)までに、収録場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送(当日消印有効)により下記の問い合わせ先へお寄せください。~

お問い合わせ先（意見書の郵送先）¹⁾

JR東日本エネルギー開発株式会社口総務部口広報担当

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階

TEL □03-6206-6076(土・日・祝日を除く午前10時から午後5時まで)

令和□□□年□□□月□□□日

ご住所 [おなじその他の団体にあっては、
主たる事務所の所在地]

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。一

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使い下さい。+

